

平成14年

警察改革の推進に関する総合評価
経過報告書

平成14年10月
国家公安委員会・警察庁

はじめに

国家公安委員会及び警察庁は、「警察改革の推進」について、平成14年から16年までの3年間で、総合評価方式による政策評価を実施することとしている。

国家公安委員会及び警察庁における政策評価に関する基本計画においては、総合評価方式の評価に2年以上の期間を要する政策であって、当該期間が経過していないものについては、必要に応じて、評価の経過を記載した経過報告書を作成するものとされている。「警察改革の推進」に関する評価は3年間かけて実施することとしており、また、その重要性にかんがみ、各施策の推進状況を確認するとともに、必要に応じて施策の実施方法等の改善を図ることが適当であることから、今回、平成14年6月末までの推進状況を対象として経過報告書を作成することとした。

今回の経過報告は、「警察改革の推進」に関する初めてのものであり、評価作業を開始してから半年しか経過していないことから、本報告書においては、「警察改革要綱」の基となった「警察刷新に関する緊急提言」に盛り込まれた項目と密接な関連を有する次の項目の施策を対象とすることとし、これらの項目の各種施策について、「警察改革要綱」策定から平成14年6月末までの取組実績とその過程で把握した問題点を明らかにすることを主眼としている。

警察行政の透明性の確保と自浄機能の強化

「国民のための警察」の確立

警察活動を支える人的基盤の強化（「活力を生む組織運営」を除く。）

なお、本報告書の作成に当たっては、警察庁政策評価研究会から、報告書の記載内容や記載方法等に関してご意見をいただいている。

(目次)

第1章	「警察改革の推進」について	1
第2章	経過報告概要	7
第3章	経過報告	16
課題1	警察行政の透明性の確保と自浄能力の強化	
1	情報公開の推進	
	施策を示す訓令、通達の公表	17
	都道府県警察の情報公開に関する指導	
	懲戒事案の発表基準の明確化	29
2	警察職員の職務執行に対する苦情の適正な処理	
	文書による苦情申出制度の創設	32
	苦情処理システムの構築	
3	警察における厳正な監察の実施	
	警察庁、管区警察局及び都道府県警察における監察体制の整備	48
	警察庁及び管区警察局による都道府県警察に対する監察の強化	
4	公安委員会の管理機能の充実と活性化	
	警察の行う監察をチェックする機能の強化	52
	補佐体制の確立	56
	「管理」概念の明確化	
	公安委員会の任期の制限	
課題2	「国民のための警察」の確立	
1	国民の要望・意見の把握と誠実な対応	
	警察安全相談の充実	59
	告訴・告発への取組みの強化	65
	職務執行における責任の明確化	68
	警察署協議会の設置	76
2	国民の身近な不安を解消するための警察活動の強化	
	空き交番の解消、駐在所の再評価及びパトロールの強化	83
	犯罪のないまちづくりの推進	85
	事故のないまちづくりの推進	94
	ストーカー行為等新たな問題への対応	99
	児童虐待等新たな問題への対応及び少年犯罪対策の強化	103
	民事介入暴力対策の強化	108
3	被害者対策の推進	
	犯罪被害給付制度の拡充	119
	きめ細かな被害者支援の推進	122

4 実績評価の見直し

相談、被害者対策、保護等の業務に対する適切な評価・・・・・・・・・・ 1 2 7

課題4 警察活動を支える人的基盤の強化

1 精強な執行力の確保と一人一人の資質の向上

教育の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 3 0

種採用者等の人事管理の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 3 6

職務執行の中核たる警部補の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 4 1

優秀かつ多様な人材の確保と活用・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 4 4

女性警察官の積極的採用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 5 0

2 業務の合理化と地方警察官の計画的増員

徹底した合理化による人員の配置、運用の見直し・・・・・・・・ 1 5 3

効率化の追求

国民のための警察活動を強化するための地方警察官の計画的増員

第 1 章 「警察改革の推進」について

1 「警察改革に関する緊急提言」と「警察改革要綱」策定の経緯

20世紀の世紀末に、警察をめぐる不祥事が続発し、国民の警察に対する信頼は大きく失墜した。こうした状況を受け、国家公安委員会は、各分野における有識者や国民の声を幅広く反映させつつ警察の改革案を検討するため、部外の有識者からなる「警察刷新会議」を平成12年3月に発足させた。

同会議は、平成12年3月23日より11回にわたる討議を重ね、警察の持つ問題点は次の3点にあると指摘した。

閉鎖性の危惧

国民の批判や意見を受けにくい体質

時代の変化への対応能力の不足

そして、平成12年7月13日、「警察改革に関する緊急提言」を取りまとめ、警察が抱える問題を改めるための処方箋として次の事項を実施することを国家公安委員会に対して提言した。

< 警察改革に関する緊急提言（概要） >

透明性の確保と適切な是正措置のための方策

国民の目に見える警察とするため情報公開の積極的な推進

警察職員の不適切な職務執行に対する苦情申出制度の創設

警察における監察の強化

公安委員会に期待されている警察への「管理」機能の見直し、管理能力の強化など、公安委員会の活性化

国民の要望や意見を鋭敏に把握し誠実な対応をする方策

現場警察官の中にある「民事不介入」に対する誤った考え方の払拭など、住民からの相談への的確な対応

個々の警察職員の責任感に裏付けられた職務の執行

地域住民の意見や批判に謙虚に耳を傾けるため警察署評議会（仮称）の設置

時代の変化に対応する柔軟で強力な警察活動基盤の整備方策

人事・教育制度の改革

組織の不断の見直し、徹底的な合理化と警察体制の強化

国家公安委員会と警察庁は、緊急提言を重く受け止め、国民からの厳しい批判を反省、教訓として、平成12年8月25日、警察が当面取り組むべき施策

を「警察改革要綱」として取りまとめた。

2 「警察改革要綱」に基づく警察改革の推進

警察改革の目的は、緊急提言で指摘された問題点等を改善することによって国民の信頼の回復を達成することにある。

要綱では、緊急提言により指摘された改善施策を踏まえ、警察改革の目的を達成するために実施すべき課題として、次の4つを掲げている。

警察行政の透明性の確保と自浄機能の強化

「国民のための警察」の確立

新たな時代の要請にこたえる警察の構築

警察活動を支える人的基盤の強化

そして、これらの課題を達成するための手段となる個別の施策と、それぞれの施策ごとに実施すべき具体的項目が示されている。警察は、これらの具体的項目を推進して改革施策を実施することにより、4つの課題を達成し、警察改革を実現することを目指している。

< 警察改革要綱 >

課題1：警察行政の透明性の確保と自浄機能の強化

施策：情報公開の推進

- 施策を示す訓令、通達の公表
- 懲戒事案の発表基準の明確化
- 都道府県警察の情報公開に関する指導

施策：警察職員の職務執行に対する苦情の適正な処理

- 文書による苦情申出制度の創設
- 苦情処理システムの構築

施策：警察における厳正な監察の実施

- 警察庁、管区警察局及び都道府県警察における監察体制の整備（警察庁 - 監察官の増配置、管区警察局 - 総務監察部の設置、都道府県警察 - 首席監察官の格上げ等）

警察庁及び管区警察局による都道府県警察に対する監察の強化

施策：公安委員会の管理機能の充実と活性化

- 警察の行う監察をチェックする機能の強化（具体的・個別的指示権、監察担当委員、監察調査官等）

補佐体制の確立（国家公安委員補佐官室の新設等）

「管理」概念の明確化

公安委員の任期の制限

課題2：「国民のための警察」の確立

施策：国民の要望・意見の把握と誠実な対応

警察安全相談（仮称）の充実（元警察職員の配置等体制の強化、相談業務に関する研修の実施、関係機関との連携の強化等）

告訴・告発への取組みの強化

職務執行における責任の明確化（窓口職員 - 名札の着用、制服警察官 - 識別章の着装、警察手帳の抜本的な形状変更等）

警察署協議会の設置

施策：国民の身近な不安を解消するための警察活動の推進

空き交番の解消、駐在所の再評価及びパトロールの強化

犯罪や事故のないまちづくりの推進

ストーカー行為、児童虐待等新たな問題への対応及び少年犯罪対策の強化

民事介入暴力対策の強化

施策：被害者対策の推進

犯罪被害給付制度の拡充

きめ細かな被害者支援の推進

施策：実績評価の見直し

相談、被害者対策、保護等の業務に対する適切な評価

課題3：新たな時代の要請にこたえる警察の構築

施策：暴力団犯罪その他の組織犯罪との対決

銃器・薬物、密入国、マネー・ローンダリング対策の強化

執行力強化に向けた組織づくり

専門的技術能力の向上のための訓練の充実

国際的協力強化のための枠組みの構築

内外の関係機関相互の協調体制構築による共同行動の推進

施策：サイバー犯罪等ハイテク犯罪対策の抜本的な強化

警察庁及び管区警察局におけるサイバーフォースの設置を始めとする警察情報通信組織の改編

監視・緊急対処体制の整備強化

施策：広域犯罪への的確な対応

管区警察局広域調整部の新設（公安部の廃止）

広域捜査支援システムの整備

施策：安全かつ快適な交通の確保

道路交通のIT化、バリアフリー化の推進
凶悪化する暴走族に対する対策の強化
手続の簡素化による国民の負担軽減

課題4：警察活動を支える人的基盤の強化

施策：精強な執行力の確保と一人一人の資質の向上

教育の充実（昇任時教育期間の延長、「民事不介入」についての誤った認識の払拭等）

種採用者等の人事管理の見直し

職務執行の中核たる警部補の在り方の見直し

優秀かつ多様な人材の確保と活用

女性警察官の積極的採用

施策：業務の合理化と地方警察官の計画的増員

徹底した合理化による人員の配置、運用の見直し

効率性の追求（ITによる業務処理方法の抜本的見直し、捜査書類作成等の合理化による過重な負担の解消等）

国民のための警察活動を強化するための地方警察官の計画的増員

施策：活力を生む組織運営

厳しい勤務に従事する警察職員の処遇改善

表彰・報奨制度の充実

能力・実績に応じた昇進・給与

3 「警察改革の推進」に関する政策評価の視点

警察改革は、その推進により国民の信頼を回復することが強く求められるものであり、国民からその推進状況について大きな関心が寄せられていることから、平成14年から平成16年までの3年間で、総合評価方式^(注)による政策評価を実施することとした。

評価の視点としては、第1に、要綱に掲げられた改革施策は、警察の問題点を改善し、警察改革を実現するために推進すべき施策と判断されたものであることから、改革施策の推進状況を把握し、その実績を明らかにすることにある。

第2に、国民の信頼を回復するという警察改革の目的が、改革施策を実施することで達成されたかどうかを評価することとなる。すなわち、改革施策を実施したことによる効果を明らかにすることにある。

第3に、十分に実施されていない施策があればその原因を明らかにするとともに、改革施策と効果の因果関係を分析し、効果をもたらした要因や、効果が挙がっていないものがあればその理由等を検討し、今後の警察行政の在り方についての方向性を示すことにある。

なお、今回の経過報告は、「はじめに」でも述べたように、経過報告の対象とした施策についての平成14年6月末までの取組実績とその過程で把握した問題点を明らかにすることを主眼としている。

また、今回の経過報告書は、「警察改革の推進」に関する初めてのものであり、評価作業を開始してから半年しか経過していないことから、課題3「新たな時代の要請にこたえる警察の構築」に関する施策については評価の対象としていない。

総合評価方式：政策の決定から一定の期間を経過した後を中心に、問題点の解決に資する多様な情報を提供することにより政策の見直しや改善に資する見地から、特定のテーマについて、当該テーマに係る政策効果の発現状況を様々な角度から掘り下げて分析し、政策に係る問題点を把握するとともにその原因を分析するなど総合的に評価する方式

第 2 章 經過報告概要

第1 警察行政の透明性の確保と自浄機能の強化

評価の対象とする政策の名称	政策の内容（政策所管課）	経過の分析及び今後の課題 （経過の分析 今後の課題）
1 情報公開の推進	<p>(1) 施策を示す訓令、通達の公表 (2) 都道府県警察の情報公開に関する指導</p> <p style="text-align: right;">（総務課）</p> <p>懲戒事案の発表基準の明確化</p> <p style="text-align: right;">（人事課）</p>	<p>14年6月現在、訓令66件、通達1,071件をホームページに掲載 訓令及び施策を示す通達をホームページに掲載し、広く国民に対し積極的な情報提供を行うことにより、警察庁の施策の透明性が高められている。 全都道府県警察を実施機関とする情報公開条例が制定され、警察行政の透明性の確保が図られている（長崎県警察は本年10月施行予定）。 国民の求めている情報が積極的にホームページに掲載されることで、国民にとって情報入手が容易になった。 施策を示す訓令、通達のホームページ掲載までの時間の短縮を図る。 情報公開審査基準未策定の2県について平成14年9月を目途に策定する。 問い合わせの多い情報について、特に積極的に掲載するとともに、ホームページ掲載までの時間の短縮を図る。</p> <p>平成14年上半期懲戒処分者数319人（うち公表201人） 「懲戒処分の発表の指針」が制定され、これに沿った適切な公表がなされることにより、警察行政の透明性の確保が進んでいる。 「懲戒処分の発表の指針」に沿った適切な公表を推進する。</p>
2 警察職員の職務執行に対する苦情の適正な処理	<p>(1) 文書による苦情申出制度の創設 (2) 苦情処理システムの構築</p> <p style="text-align: right;">（人事課）</p>	<p>警察法に基づく苦情：平成13年6月1日から1年間で674件受領 警察法に基づかない苦情：平成13年6月1日から1年間で16,887件受領 文書による苦情申出が制度化されたことにより、受理した苦情が適切に本部長、公安委員会等に報告され、組織的かつ適切に処理されるようになり、不適切な職務執行や非能率的な業務運営を把握し、是正している。 苦情の適正な処理をより一層推進するため、苦情の内容に応じた対応方法を検討し、効率的な業務の遂行に努める。</p>
3 警察における厳正な監察の実施	<p>(1) 警察庁、管区警察局及び都道府県警察における監察体制の整備 (2) 警察庁及び管区警察局による都道府県警察に対する監察の強化</p> <p style="text-align: right;">（人事課）</p>	<p>警察庁・管区警察局による監察の実施状況</p> <p>12年4,5月 警察庁 11回 13年4,5月 警察庁 19回 14年4,5月 警察庁 16回 管区警察局 73回 管区警察局 172回 管区警察局 222回</p> <p>監察体制の整備や国による都道府県警察に対する監察の強化を通じ、監察がより厳正に実施されるようになった。 引き続き、都道府県警察における首席監察官の地方警務官への格上げを推進する。 把握した問題点について、今後、随時監察等を通じて改善状況を検証する。</p>

4 公安委員会の管理機能の充実と活性化	警察の行う監察をチェックする機能の強化 (人事課)	<p>神奈川県警察及び奈良県警察において、公安委員会から具体的・個別的な監察の指示がなされ、これを受け県警本部では監察を実施し、問題点、改善策等を公安委員会に報告し、同報告に基づいた諸対策を推進している。</p> <p>平成12年に監察に関する規則が制定されたことを受け、公安委員会に対して、監察実施状況等について報告がなされるようになり、報告の都度、具体的な指導・助言を受けるなど公安委員会の警察に対する管理機能が強化された。</p>
	(1) 補佐体制の確立 (2) 「管理」概念の明確化 (3) 公安委員の任期の制限 (国家公安委員会会務官)	<p>補佐体制の確立状況</p> <p>国： 12年1月末 5人 14年6月末 11人 都道府県： 12年1月末 117人 14年6月末 231人</p> <p>国・都道府県ともに、補佐体制が増強されており、また、公安委員会運営規則等の改正により「管理」概念の明確化が図られている。また、警察法が改正され再任制限の規定が設けられたことにより、極端に長期在任となる委員は減少している。</p> <p>補佐体制の活用や警察から適切に報告を受けることにより、公安委員会の管理機能の充実と活性化が図られている。</p> <p>公安委員会の管理機能の充実と活性化のためには、審議の充実、第一線の活動状の把握等を常に図っていく必要があり、引き続き補佐体制を活用し活動に当たる。</p>

第2 「国民のための警察」の確立

評価の対象とする政策の名称	政策の内容（政策所管課）	経過の分析及び今後の課題 (経過の分析 今後の課題)						
1 国民の要望・意見の把握と誠実な対応	警察安全相談の充実 (生活安全企画課)	<p>相談受案件数：12年約74万件、13年約93万件、14年上半期約 50万件 警察安全相談員数：13年4月末現在503名、14年6月末現在589名</p> <p>関係機関・団体との相談ネットワークの構築及び連携強化により、相談案件の円滑な引継ぎが図られている。 相談業務に関する適切な賞揚措置を推進している。 引き続き警察安全相談員の採用・配置等による体制の強化を図る。 全職員に対する相談対応能力向上のための指導・教育を推進するとともに、相談マニュアルを更に充実させる。</p>						
	告訴・告発への取組みの強化 (捜査第二課)	<p>告訴・告発の受理・処理状況</p> <table border="0"> <tr> <td>11年受案件数 2,372件</td> <td>12年受案件数 3,449件</td> <td>13年受案件数 3,319件</td> </tr> <tr> <td>処理件数 2,428件</td> <td>処理件数 2,718件</td> <td>処理件数 3,167件</td> </tr> </table> <p>処理件数は大幅に増加しているものの、それを上回る水準で受案件数が推移し未処理件数が増加しており、また、告訴・告発事件の内容の複雑化により捜査期間が長期化している状況にあることから、引き続き捜査体制の強化等を図り、取扱いの適正化と迅速的確な捜査をより一層強力に推進していく。</p>	11年受案件数 2,372件	12年受案件数 3,449件	13年受案件数 3,319件	処理件数 2,428件	処理件数 2,718件	処理件数 3,167件
	11年受案件数 2,372件	12年受案件数 3,449件	13年受案件数 3,319件					
	処理件数 2,428件	処理件数 2,718件	処理件数 3,167件					
職務執行における責任の明確化 (1) 窓口職員等の名札の着用 (2) 警察官等の識別章の着装 (3) 警察手帳の形状変更の実施状況 (人事課)	<p>窓口職員等の名札の着用が実施されたことにより、着用者の職責の自覚が促されるとともに、相談業務等が円滑に行われるようになり、来訪者から「親しみやすい」等の反応が寄せられた。 名札の着用に関しては「名指しで執拗に来訪されたり、電話がかかることがあり業務に支障を来す」、「女性職員に対する不快な言動がある」等の問題点がある。 名札着用の実態を踏まえ名札の着用の在り方等について検討を行う。 識別章の着装及び警察手帳の形状変更については、平成14年10月1日から着実に実施し、国民への浸透を図る。</p>							
警察署協議会の設置	<p>全国1,265の協議会で11,014名の委員を委嘱（14年6月1日現在）。13年6月1日からの1年間で、平均4.5回開催</p> <p>警察署協議会の設置により、従来の個別の苦情処理、相談の対応等に比べて、地域住民全体の要望・意見を把握することができるようになった。 協議会における警察側の管内状況や業務運営等の説明により、警察署の業務運営について住民の理解と協力を得ることができ、地域住民の防犯意識が向上し、また、防犯や交通安全に関し自治体等の関係機関の協力を得ることにつながっている。</p>							

		<p>地域の安全に関する事項について、地域住民の自主的な活動を促したり、警察以外の機関に対して地域住民の要望を伝え協力を求めるため警察署協議会を活用する。</p> <p>小規模署などでは資料の作成、議事録の作成等に関し一部過大な業務負担が見受けられることから、警察署の実情に応じた開催回数を設定する。</p>
2 国民の身近な不安を解消するための警察活動の強化	(総務課)	<p>空き交番の解消、駐在所の再評価及びパトロールの強化</p> <p>交番相談員の配置個所：12年1,824、13年2,090、14年上半期2,177</p> <p>交番相談員の配置個所数が増加し、空き交番の解消が着実に進んでいる。</p> <p>パトロールの強化に最優先で取り組んだところ、平成14年上半期の地域警察官による刑法犯検挙人員が前年同期に比べ増加している。</p> <p>パトロールカードの活用により、住民の安心感を醸成することができている。</p> <p>積極的な街頭活動を実施しつつ、空き交番を発生させないよう交番相談員の配置個所を更に増加させる。</p>
	(地域課)	<p>犯罪のないまちづくりの推進</p> <p>10のモデルプロジェクト地区に合計190基のスーパー防犯灯を設置し、平成14年4月より運用を開始した。</p> <p>自治体、地域住民等との連携により、地域における自主防犯意識の高揚が見られ、全国的に市区町村で生活安全条例が制定されるなど、安全・安心まちづくりに対する地域全体での盛り上がりが見られる。</p> <p>スーパー防犯灯のいたずら・誤報の件数が多いことから、その正しい使い方について広報・啓発活動を更に充実させる。</p> <p>防犯モデルマンション制度の積極的な情報提供や指導を通じ、全国的な普及を図る。</p> <p>活動的なNPO団体を発掘し、その自主性を尊重した協力関係を構築していく。</p>
	(生活安全企画課)	<p>事故のないまちづくりの推進</p> <p>平成8年度から12年度の5年間では、特定交通安全施設等の整備による評価対象期間中の経済便益は約1兆9,000億円と試算されており、一方、同期間中の特定交通安全施設等整備事業の予算額が約1,918億円であり、約10倍の投資効果が見られる。</p> <p>今後とも交通の安全と円滑の確保が必要な箇所から優先的に整備を進める。</p>
	(交通規制課)	<p>ストーカー行為等新たな問題への対応</p> <p>ストーカー規制法に関する法律の運用状況(法施行日(12年11月24日)～14年6月30日)</p> <p>警告1,461件、援助1,152件、検挙245件</p> <p>ストーカー規制法を適用して警告した1,461件のうち、禁止命令等に至った件数は58件であり、実施された58件の禁止命令等のうち、16件が命令違反として検挙されている。</p> <p>警察が相談等を受けていながら、結果として事件に発展したケースもわずかながらあり、そのような事実を踏まえ、更に効果的な対策を講じていく。</p>
	(生活安全企画課)	<p>児童虐待等新たな問題への対応及び少年犯罪対策の強化</p> <p>児童虐待事件の認知件数：13年上半期94件、14年上半期87件</p> <p>検挙件数：13年上半期108人 14年上半期92人</p> <p>児童虐待の防止等に関する法律に基づく援助の件数：</p> <p>法施行日(12年11月20日)～14年6月30日 192件</p> <p>14年1月1日～14年6月30日 54件</p>

	(少年課)	<p>児童虐待への取組みに当たり関係機関・団体や民間ボランティア等との連携による被害児童の支援等が行われるようになってきている。</p> <p>各都道府県警察において、それぞれの地域の実情に応じた少年警察ボランティア活性化プランが策定されるなど、少年警察ボランティア活動の活性化に取り組んでいる。</p> <p>完全学校週5日制の実施に伴い、月一度いずれかの金曜日を県下一斉の「街頭補導の日」とするなど、街頭補導を強化している。</p> <p>学校と警察署との間で個別事案への対応の際の円滑な連携が図られるよう率直な意見・情報交換を行っている。</p> <p>児童虐待に関する国民の意識を啓発するために、一層の情報発信を行う。</p> <p>児童虐待に関する相談を担当する職員の増員・質的向上を図る。</p>
	民事介入暴力対策の強化	<p>暴力団関係相談(14年上半期)受理: 19,341件、 処理状況: 検挙656件、行政指導850件 等</p> <p>都道府県暴力追放運動推進センターでは、暴力団関係相談への適切な対応ができるよう相談体制が整備されている。</p> <p>民暴研究会が設置され、警察、弁護士会及び暴力追放運動推進センター三者間の情報交換の場として活用されている。また、これにより弁護士会との連携が強化されたことから、民事に関する相談についても、より適切な対応がなされている。</p> <p>都道府県暴力追放運動推進センターの活動をより多くの国民に知ってもらえるよう広報等を通じて働きかける。</p> <p>今後更に民暴研究会を効率的・効果的な情報交換等の場とするため、その活用の充実を図る。</p>
3 被害者対策の推進	犯罪被害給付制度の拡充 (給与厚生課)	<p>犯罪被害給付制度の運用状況</p> <p>申請に係る被害者数 : 13年上半期 158人 14年上半期 160人 裁定又は決定をした被害者数 : 13年上半期 198人 14年上半期 167人</p> <p>犯罪被害給付制度の拡充(給付対象や給付額の拡充等)に伴い、被害者の経済的被害等の軽減により効果を発揮している。</p> <p>給付金支給の要件を満たすか否かを慎重に判断しなければならない複雑・多様な事案の増加とともに、制度拡充による申請及び裁定件数の増加が見込まれることから、犯罪被害給付事務の処理体制の充実強化を図り、より適正な制度運用に努める。</p> <p>警察職員への制度に関する教育を徹底し適正な運用を図るとともに、国民に対して制度を周知していく。</p>
	きめ細かな被害者支援の推進	<p>基本的には、都道府県警察の規模や実情等に応じて、効果的な被害者支援施策、支援活動が行われており、被害者から感謝の言葉も寄せられている。</p> <p>関係機関・団体等への積極的な働きかけにより、連携強化が図られている。</p> <p>個別具体的事案においては、被害者への配慮が行き届いていない事案もまだまだ見受</p>

		<p>けられることから、被害者と接する第一線の警察職員への教育を徹底し、適切な被害者支援を図っていく。</p> <p>関係機関・団体等との連携、引き継ぎを更に的確に行うとともに、社会全体に被害者の置かれている状況を知ってもらい、被害者支援の環を広げていく。</p>
4 実績評価の見直し	<p>(給与厚生課)</p> <p>(1) 相談及び保護等の業務に対する適切な評価</p> <p>(2) 被害者対策業務に対する適切な評価</p> <p>(給与厚生課、生活安全企画課、地域課)</p>	<p>相談・保護業務に関する賞揚措置を推進している。</p> <p>被害者相談業務に関し表彰した事案を部内の執務資料に掲載するなどし、被害者支援の徹底が図られている。</p> <p>被害者支援状況を把握するための報告システムを確立するとともに、表彰基準を明確に定めていく。</p>

第4 警察活動を支える人的基盤の強化

評価の対象とする政策の名称	政策の内容（政策所管課）	経過の分析及び今後の課題 （経過の分析 今後の課題）
1 精強な執行力の確保と一人一人の資質の向上	<p>教育の充実</p> <p style="text-align: right;">（人事課）</p>	<p>昇任時教育期間の延長 巡査部長任用科：4週間 6週間 警部補任用科：5週間 8週間 警部任用科：2ヶ月 3ヶ月又は6ヶ月</p> <p>昇任時教育の期間延長により、必要な実務能力及び管理・指導能力を養成するための教育や高い倫理観の醸成に必要な教育の充実が図られている。 「民事不介入」についての誤った認識を払拭するための教授内容の拡充により、金銭トラブル、男女関係、家庭内暴力などの事案についての対処要領及び解決に必要な知識の付与が図られている。</p> <p>府県警察学校等教官選抜要綱及び同推薦基準等を定めたことにより、これまで以上に高い資質及び能力並びに豊かな人間性を有する者を教官等として任用する制度が確立され、今後入校する警察職員一人一人の能力の向上が図られている。</p> <p>警察学校における教授内容について、入校学生の理解及び修得をより確実にするため、教育技法、教材等の調査・研究を実施し、警察学校における教育をさらに充実させる。</p>
	<p>種採用者等の人事管理の見直し</p> <p style="text-align: right;">（人事課）</p>	<p>警部補期間の延長等により、現場経験の充実が一層図られている。（警視昇任時期を従来の入庁4年目から7、8年目に段階的に延伸中。延伸期間は第一線警察署等勤務（警部補）の延長と、警察署課長代理勤務等（警部）に充当）</p> <p>警視昇任の延伸により、県警察の課長に就任する以前に警察庁の行政官、第一線警察署課長代理、海外留学等の多様な経験を積ませることが可能となった。</p> <p>厳格な人物審査、推薦者の積極的登用等により、適材適所の人事配置が図られた。</p> <p>これまでの見直しの内容の実態や公務員制度改革における人事制度の抜本的見直しを踏まえ、警察庁 種採用者等の人事評価、育成方策等について今後更に検討を進める。</p>
	<p>職務執行の中核たる警部補の在り方の見直し</p> <p style="text-align: right;">（人事課）</p>	<p>能力・資質を的確に反映した昇任審査が行われることにより、職務執行の中核たる警部補にふさわしい人材を昇任させている。</p> <p>警部補内での個々の責任を明確化することにより、係内の迅速かつ的確な意思決定が図られるようにしている。</p> <p>公務員制度改革における人事制度の抜本的見直しを踏まえ、職責の異なる上位の警部補と下位の警部補の処遇等について今後更に検討を進める。</p>
	<p>優秀かつ多様な人材の確保と活用</p>	<p>14年4月1日現在、中途採用者161名、特別採用者405名 一定の競争倍率を維持しながら人物重視の採用を行うことにより、真に警察官たるに</p>

第 3 章 經過報告

行政課題 警察改革への取組

評価の対象とする施策の名称 第1 警察行政の透明性の確保と自浄機能の強化

1 情報公開の推進 - a、b

1 政策の内容

(1) 施策を示す訓令、通達の公表

警察行政の透明性を確保し、国民に対する説明責任を果たすため、警察庁の訓令及び警察庁の内部管理に関するもの、専ら技術的・補足的事項を定めるものその他国民生活に影響を及ぼさないものを除いた通達について、原則として、ホームページに掲載するとともに、警察庁文書閲覧窓口に備え付けて公表する。

(2) 都道府県警察の情報公開に関する指導

警察行政の透明性を確保し、国民に対する説明責任を果たすため、情報公開を推進し、各都道府県警察に対し警察が情報公開条例の実施機関となる方向で検討を進めるよう指導する。また、警察庁と同様に情報公開審査基準を策定するよう指導する。

2 指標

(1) ホームページで公表している訓令及び施策を示す通達の件数(平成14年6月30日現在)

警察庁訓令・通達公表基準(別添1)を策定し、平成12年11月から順次ホームページに掲載を行い、平成14年6月までに以下のとおり公表された。

・公表件数 1,137件(173)

【内訳】

訓令	66件(10)
通達(甲)(長官通達)	4件(0)
通達(乙)(次長通達)	227件(17)
通達(丙)(局長通達)	382件(52)
通達(丁)(課長通達)	458件(94)

()内の数字は内数で概要での掲載数 (別添2参照)

(2) 都道府県警察を実施機関とする情報公開条例の改正・施行状況(平成14年7月1日現在)

平成12年9月14日、情報公開条例の実施機関となるよう都道府県警察に指示し、平成13年10月までに、全ての都道府県において、警察を実施機関とする条例改正が行われた。

・条例改正済 47都道府県

・施行済 46都道府県(平成14年7月1日施行 福岡県、大分県及び沖縄県)

・施行予定 平成14年10月1日 長崎県 (別添3、4参照)

(3) 都道府県警察における情報公開審査基準策定状況(平成14年6月30日現在)
平成13年3月、情報公開審査基準を策定し、都道府県警察に同様の基準を策定するように指示を行った。

・審査基準策定済 45 都道府県
・策定作業中 2 県 (10月31日現在、策定済)

(4) 警察庁ホームページ掲載情報の充実状況

平成13年11月には、「国家公安委員会及び警察庁における行政情報の電子的提供の推進に関する実施方針」(別添5)を定め、行政情報の電子的提供に関する措置を総合的かつ計画的に実施することとし、積極的な情報提供を推進している。

3 経過の分析

(1) 推進状況

訓令及び施策を示す通達をホームページに掲載し、広く国民に対し積極的な情報提供を行うことで、警察庁の施策の透明性が高められた。これらの訓令及び施策を示す通達については、情報公開法に基づく開示請求を行うまでもなく、すぐに入手でき、また、どこからでも入手することが可能となった。

すべての都道府県警察を実施機関とする情報公開条例が制定されたことで、警察行政の透明性の確保が図られた(長崎県警察は本年10月施行予定)。

国民の求めている情報が積極的にホームページに掲載されることで、国民にとって情報入手が容易になった。

(2) 問題点

これまでは、既に発出された過去の訓令及び施策を示す通達のホームページへの掲載を優先し、これらについては順次掲載を進めてきたところであるが、新たに発出する訓令及び施策を示す通達についてホームページ掲載までに時間を要することがある。

問い合わせの多い情報について、ホームページに未掲載の情報があり、また、掲載までに時間を要することがある。

4 今後の課題

新たに発出する訓令及び施策を示す通達等のホームページ掲載までの時間の短縮を図る。

情報公開審査基準未策定の2県については、平成14年9月を目途に策定する。(10月31日現在、策定済)

問い合わせの多い情報については、特に積極的に掲載するとともに、ホームページ掲載までの時間の短縮を図る。

5 所管課

総務課

警察庁訓令・通達公表基準

1 目的

警察行政の透明性を確保し、国民に対する説明責任を果たすため、警察庁の訓令等について、原則として公表することにより、国民の理解と協力の下に警察行政を円滑に運営することを目的とする。

2 用語の定義

次に定めるほか、「霞が関 WAN 用 LAN システム運用要領の一部改正について」(平成 12 年 2 月 22 日付け警察庁丙情管発第 11 号)に定めるところによる。

(1) 通達

所管の機関又は職員の職務運営に関する命令事項及び法令の解釈、運用等に関する示達事項等を内容とする文書。したがって、単なる連絡、通知、依頼、照会、回答等は通達には該当しない。

「通達」に該当しない例

- ・法令成立の通知(解釈・運用等に関する事項を含まないもの)
- ・会議等の開催通知

(2) 警察庁の施策を示す通達

警察庁の発出する通達のうち、警察庁の内部管理に関するもの、専ら技術的・補足的事項を定めるものその他国民生活に影響を及ぼさないものを除いたもの。

「警察庁の施策を示す通達」に該当しない通達の例としては、以下のようなものが挙げられる。

警察庁の内部管理(人事、会計、給与、福利厚生、施設、教養等)に関する通達

(例)警察庁職員の勤務時間等に関するもの

警察庁職員の給与支給の手続に関するもの

警察庁における予算執行の手続に関するもの

なお、内部管理事務について、全国的な基準を設定したり、その改善・充実を図るため都道府県警察に対して発せられる指示等は、「警察庁の施策を示す通達」に該当する。

専ら技術的・補足的事項を定める通達

(例)電算システムに関する技術的事項を定めるもの(コード表の

制定、入力帳票の記入要領等)
犯罪手口や統計の分類方法を定めるもの
その他国民生活に影響を及ぼさない通達
(例)業務に関する報告様式等報告要領を定めたもの

3 公表範囲

- (1) 警察庁訓令及び警察庁の施策を示す通達(以下「訓令等」という。)のうち、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年法律第42号)第5条各号に掲げる不開示情報(以下「不開示情報」という。)を含まないものについては、全文を公表する。
- (2) 訓令等のうち、不開示情報を含むものについては、その名称及び概要を公表する。ただし、訓令等の名称に不開示情報が含まれる場合及び不開示情報を明らかにすることなく訓令等の概要を作成することができない場合は、名称、概要とも公表しないこととする。
- (3) 警察庁の施策を示す通達に当たらない通達についても、国民の関心の高い事項を内容とするもの等については、本基準の目的に照らし、可能な限り幅広く公表するよう努める。

4 公表時期・公表期間

- (1) 本基準の施行後に発出する訓令等については、発出後速やかに公表することとする。ただし、発出後速やかに公表することが適当でない事情がある場合は、当該事情がなくなった後速やかに公表することとする。
- (2) 本基準の施行前に発出され、かつ、効力を有する訓令等については、本基準の施行後順次公表する。
- (3) 公表期間については、当該訓令等が効力を有する期間とし、公表した訓令等を廃止したときは、速やかに必要な措置を執ることとする。

5 公表方法

- (1) 訓令等の主管課は、霞が関WAN用LANシステムの庁外WWWサーバ(以下「警察庁ホームページ」という。)に公表しようとする訓令等に係るWEBページを掲載するとともに、当該訓令等を警察庁文書閲覧窓口に備

え付けて一般の閲覧に供することにより、訓令等を公表する。

(2) 訓令等に係る WEB ページの警察庁ホームページへの掲載及び訓令等の警察庁文書閲覧窓口への備付けの手続については、別に定めるところによる。

(3) 行政情報所在案内(クリアリング)システムへの掲載

公表する訓令等については、別に定めるところにより、訓令等ごとにクリアリングデータを行政情報所在案内(クリアリング)システム(以下「クリアリングシステム」という。)に掲載することとする。ただし、本基準の施行前に発出された訓令等については、一括してクリアリングデータをクリアリングシステムに掲載し、訓令等ごとのクリアリングデータの掲載は要しないこととする。

ホームページ掲載の訓令 通達

6月30日現在

	訓令	通達				
		甲	乙	丙	丁	
長官	51 (5)	201 (21)	3 ()	85 (5)	70 (8)	43 (8)
官	総務 19 ()	79 (9)	2 ()	28 (1)	30 (3)	19 (5)
官	人事 14 ()	59 (3)	1 ()	36 (3)	17 ()	5 ()
官	教養 8 (5)	30 (8)	()	6 (1)	17 (5)	7 (2)
房	会計 6 ()	5 ()	()	5 ()	()	()
	装備 2 ()	8 ()	()	8 ()	()	()
	給厚 2 ()	20 (1)	()	2 ()	6 ()	12 (1)
国際部	1 ()	10 (2)	()	4 ()	2 (1)	4 (1)
	国一 1 ()	9 (2)	()	3 ()	2 (1)	4 (1)
	国二 ()	1 ()	()	1 ()	()	()
生活安全局	1 ()	367 (34)	()	93 (3)	130 (15)	144 (16)
	生企 ()	133 (14)	()	17 ()	49 (6)	67 (8)
	地域 1 ()	58 (1)	()	16 (1)	19 ()	23 ()
	少年 ()	82 (2)	()	5 ()	39 (1)	38 (1)
	生環 ()	36 ()	()	33 ()	3 ()	()
	銃対 ()	33 (6)	()	20 (2)	8 (2)	5 (2)
	薬対 ()	25 (11)	()	2 ()	12 (6)	11 (5)
刑事局	6 (5)	147 (46)	()	13 (6)	55 (10)	79 (30)
	刑企 1 ()	70 (22)	()	9 (5)	24 (1)	37 (16)
	捜一 1 (1)	55 (15)	()	2 ()	18 (5)	35 (10)
	捜二 ()	7 (3)	()	()	5 (1)	2 (2)
	鑑識 4 (4)	15 (6)	()	2 (1)	8 (3)	5 (2)
暴力団対策部	()	90 (38)	1 ()	5 (1)	35 (14)	49 (23)
	暴一 ()	52 (9)	1 ()	3 ()	20 (2)	28 (7)
	暴二 ()	38 (29)	()	2 (1)	15 (12)	21 (16)
交通局	()	223 (14)	()	8 ()	82 (2)	133 (12)
	交企 ()	55 ()	()	3 ()	23 ()	29 ()
	交指 ()	18 (10)	()	2 ()	4 (2)	12 (8)
	交規 ()	70 ()	()	2 ()	22 ()	46 ()
	運免 ()	80 (4)	()	1 ()	33 ()	46 (4)
警備局	()	27 (8)	()	13 (2)	8 (2)	6 (4)
	備企 ()	8 (2)	()	2 (2)	4 ()	2 ()
	公一 ()	()	()	()	()	()
	公二 ()	()	()	()	()	()
	警備 ()	14 (1)	()	11 ()	3 (1)	()
	外事 ()	5 (5)	()	()	1 (1)	4 (4)
情報通信局	7 ()	6 ()	()	6 ()	()	()
	情企 4 ()	2 ()	()	2 ()	()	()
	情管 2 ()	4 ()	()	4 ()	()	()
	施設 1 ()	()	()	()	()	()
	技対 ()	()	()	()	()	()
合計	66 (10)	1,071 (163)	4 ()	227 (17)	382 (52)	458 (94)

()内は概要での掲載数を内数で表示。

通達(甲) 長官通達
 通達(乙) 次長通達
 通達(丙) 局長通達
 通達(丁) 課長通達

条例の改正・施行状況(H14.7.1現在)

管区	都道府県	改正	施行	管区	都道府県	改正	施行
	北海道	H13.3	H13.10		滋賀	H12.10	H14.4
東北	青森	H13.3	H14.2	近畿	京都	H13.3	H13.9
	岩手	H13.3	H13.10		大阪	H12.10	H13.11
	宮城	H12.12	H13.4		兵庫	H12.3	H14.1
	秋田	H13.10	H14.4		奈良	H13.3	H14.4
	山形	H12.7	H13.10		和歌山	H13.3	H13.10
	福島	H12.3	H14.1			鳥取	H12.3
東京	H12.7	H13.10		島根	H12.12	H13.10	
関東	茨城	H12.3	H13.10	中国	岡山	H13.3	H14.4
	栃木	H13.3	H13.10		広島	H13.3	H14.4
	群馬	H12.6	H14.4		山口	H12.12	H14.3
	埼玉	H12.12	H13.10		四国	徳島	H13.3
	千葉	H12.12	H14.4	香川		H12.3	H14.4
	神奈川	H12.3	H13.10	愛媛		H13.10	H14.4
	新潟	H13.10	H14.4	高知		H13.3	H14.4
	山梨	H11.12	H13.10	九州		福岡	H13.3
	長野	H12.12	H14.4		佐賀	H12.7	H14.1
静岡	H12.10	H14.4	長崎		H13.3	H14.10予定	
中部	富山	H13.6	H14.4		熊本	H12.9	H14.4
	石川	H12.12	H14.4		大分	H12.12	H14.7
	福井	H13.3	H14.4		宮崎	H13.3	H14.4
	岐阜	H12.12	H14.4	鹿児島	H12.12	H13.12	
	愛知	H12.3	H13.10	沖縄	H13.10	H14.7	
	三重	H11.10	H13.10				

警察を実施機関とする改正済～47都道府県

施行～46都道府県

13年10月15日、沖縄県において情報公開条例が改正され、全ての都道府県において警察を実施機関とする情報公開条例が成立した。

都道府県警察の開示請求処理状況（6月30日現在）

都道府県	請求件数	決定等件数	全部開示	一部開示	全部不開示				取下げ等	不服申立	備考
					(不開示)	(不存在)	(存 否)	(却下等)			
北海道	133	136	15	93		23	4		1	3	
青森	12	12	1	9		1			1	0	
岩手	54	58		28	4	25	1			2	
宮城	76	75	12	49		7	1	3	3	4	
秋田	30	40	6	10	4	19		1		1	
山形	23	20		11		6	1		2	0	
福島	33	68	10	38		11	2	7		1	
警視庁	178	209	65	75	8	37	13	2	9	12	
茨城	38	35	1	28	1	2	3			1	
栃木	33	47	5	33	1	7	1			0	
群馬	11	10		1		8	1			0	
埼玉	249	216	23	158		17	4		14	24	
千葉	54	63	3	49	1	5	2	2	1	0	
神奈川	140	191	15	145		25	2	2	2	4	
新潟	16	23	1	10		12				0	
山梨	26	27	2	19		1			5	0	
長野	54	107	29	56	1	20	1			0	
静岡	91	92	23	53	3	9	1	1	2	0	
富山	3	4		2	1		1			0	
石川	94	75	19	42	1	8	2		3	0	
福井	3	4	1			2		1		0	
岐阜	35	46	8	33	3	2				0	
愛知	445	513	92	332	35	35	14	5		4	
三重	80	80	10	55	4	3			8	2	
滋賀	13	13		12		1				0	
京都	9	10		3		5	1		1	2	
大阪	158	170	26	128		11	1		4	0	
兵庫	180	178	34	120	4	6	7		7	5	
奈良	168	81	6	20	8				47	0	
和歌山	32	43	5	25	1	12				0	
鳥取	39	46	4	29	2	11				0	
島根	69	99	9	83		7				2	
岡山	16	19		11		8				0	
広島	19	20	1	12		7				0	
山口	37	39	14	22	1	2				0	
徳島	5	5		5						0	
香川	9	7	1	4	2					0	
愛媛	5	5	1	1		3				0	
高知	14	27	9	14		3		1		0	
福岡	-										14年7月1日施行
佐賀	6	5	1	1		3				1	
長崎	-										14年10月1日施行予定
熊本	23	37	1	24		11	1			0	
大分	-										14年7月1日施行
宮崎	4	4		2				1	1	0	
鹿児島	5	5		2			2	1		0	
沖縄	-										14年7月1日施行
計	2722	2964	453	1847	85	375	66	27	111	68	

(注)

開示請求及び開示等決定の件数は、各都道府県警察から送付されたデータを元に、送付されたデータの1行を1件として集計しています。(任意開示請求制度による件数が含まれる県も

開示決定等には、開示決定、一部開示決定及び不開示決定の件数だけでなく、請求却下、請求取下げの件数も含まれる県もあります。

国家公安委員会及び警察庁における行政情報の 電子的提供の推進に関する実施方針

平成13年11月1日

国家公安委員会・警察庁

「行政情報の電子的提供に関する基本的考え方（指針）」（平成13年3月29日行政情報化推進各省庁連絡会議了承）においては、「情報通信技術を用い、行政機関の諸活動に関する透明性を高め、開かれた行政の実現を図るとともに、行政情報を有効活用し国民、企業等の社会・経済活動に有益な情報資源の充実に資する観点から、行政機関に蓄積されている行政情報を電子的手段により提供することを積極的に推進すること」とされたところである。

このため、以下のとおり「国家公安委員会及び警察庁における行政情報の電子的提供の推進に関する実施方針」を定め、行政情報の電子的提供に関する措置を総合的かつ計画的に実施する。

第1 電子的に提供する情報の内容

1 行政機関の諸活動に関する情報

以下の情報については、積極的に提供することとする。

(1) 行政組織、制度等に関する情報

ア 所管行政の概要

イ 内部部局、附属機関及び地方機関の内部組織、担当する主要な事務又は事業、所在地、代表電話番号等

ウ 所管する法律、政令、内閣府令等の一覧

エ 新規制定又は改正した法令の概要及び全文

オ 申請・届出等手続の案内情報（手続根拠法令、提出方法、申請書様式等）

カ 規制の設定又は改廃に係るパブリック・コメント手続に関する情報

キ 所管の認可法人（以下「所管法人」という。）の組織、主要な事務事業、所在地、代表電話番号

(2) 所管行政の現状等に関する情報

ア 国家公安委員会の議事概要

イ 国家公安委員会委員長等の記者会見の状況

ウ 主要な施策に関する基本的な方針、計画（概要、背景、成果・実績、進ちょく状況等）に関する情報

エ 警察白書

オ 統計資料、報道発表資料その他の公表資料

カ 研究会等の報告書、議事概要及び配布資料等

(3) 予算及び決算に関する情報

国会提出後又は成立後の予算及び決算に関する情報

(4) 評価等に関する情報

「政策評価に関する標準的ガイドライン」（平成13年1月15日政策評価各府省連絡会議了承）により公表することとされている政策評価に関する情報等

2 国民等のニーズ等に応じて提供する情報

国民等からのニーズが高い情報又は健全な社会・経済活動に有益な情報については、特段の事情がない限り、積極的に提供することとする。

3 法令により公表等が義務付けられている情報

法令において公表等が義務付けられている情報については、原則として、現行の公表等の手段に加え電子的手段でも提供することとする。

4 その他

「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日法律第42号）に基づき開示した情報及び当該情報と同様の取扱いが可能と考えられる同種の情報で、反復継続的に開示請求が見込まれるものについては、国民等のニーズの動向を踏まえ、事務負担の軽減の観点から、電子化に伴う経費等をも勘案しつつ積極的に電子的提供を図ることとする。

第2 電子的提供に関する留意事項等

1 ホームページ等の活用

(1) 本実施方針に基づいて実施される情報の電子的提供は、原則として、ホームページ等（ホームページ及びインターネットを介して利用可能なデータベースなどをいう。以下同じ。）によることとし、国民等の利便性を確保する観点から、警察庁のホームページから他の警察関係のホームページに容易にアクセスできるようにする。また、所管法人のホームページについても、警

察庁のホームページから容易にアクセスできるようにする。

- (2) 利用者が特定される場合やホームページ等の利用が適当でない場合は、利用者の範囲、利用頻度、提供に係る経費等を勘案し、具体的な手段を決定することとする。
- (3) 第1の1に示す情報については、別表のとおり、ホームページにカテゴリーを設け掲載することとし、当該情報の掲載期間については、原則として別表に示す掲載期間によることとする。

2 情報の所在案内の充実など情報の効率的な提供

電子情報と文書等を総合的に検索できるように所在案内システムの内容を充実するとともに、国民等が最新の所在案内情報を利用できるよう迅速な追加・更新を行うこととする。

また、ホームページ等により提供する情報については、所在案内情報から直ちにアクセスできるようにする。

3 タイムリーな情報提供と提供内容の最新化

- (1) 電子的提供は適切な時期を持って行うとともに、ホームページ等により提供する情報の内容は適切に更新し、最新の状態を維持管理することとする。
なお、報道発表資料については、原則として、発表日の翌日までに提供することとする。
- (2) 法令により公表等が義務付けられている情報については、可能な限り現行手段の公表等の時期に合わせて提供することとする。

4 提供情報の分かりやすさと利便性の向上等

- (1) ホームページ等により提供する情報については、既存のデータベースや行政文書の内容情報をそのまま提供することが適当な場合等を除き、平易かつ簡潔で要を得た用語及び文章を用いることとする。
また、図・表・写真・音声・動画を利用するなど、直感的に理解しやすい表現方法をできる限り採用し、構成にも工夫することとする。
- (2) 大量のデータを提供する場合は、データベース化するなど、可能な限り容易に検索できるようにする。
- (3) ホームページについては、サイトマップにより掲載情報に迅速にアクセスできるようにする。
- (4) ホームページには、内容等の問合せ先に関する事項を掲載することとする。

(5) ホームページの掲載情報については、バリアフリーを考慮したものとする。

5 情報セキュリティの確保

警察庁情報セキュリティポリシーに基づき、所要の情報セキュリティ対策を実施することとする。

6 国民等との間における双方向の情報流通の確保

(1) ホームページには、国民等からの情報提供を受け付ける窓口を設け、所管行政に関する意見・要望等の収集を図ることとする。頻度の高い意見質問等に対しては考え方、対応等について説明する欄を設けることとする。

(2) 主要な施策等の創設、大幅な変更等に関する情報を掲載する場合には、それぞれ意見・要望等の受付欄を設けることとする。

(3) 規制の設定又は改廃に係るパブリックコメントの実施に当たっては、ホームページを活用することとする。

7 電子的提供に伴う料金

本実施方針に沿った電子的提供は、行政の透明性向上や行政情報の有効活用の観点から行うものであることから、原則として無料で提供するものとする。

第3 電子的提供の計画的推進等

1 平成13年度から15年度までを重点取り組み期間として行政情報の電子的提供を推進する。

2 本実施方針の庁内への徹底を図るとともに、毎年度末に実施状況を点検、評価し、本実施方針の見直しを含め改善を図る。

3 電子的提供の改善等に役立つ優れた事例を積極的に収集するなどにより、提供内容の充実を図る。

4 本実施方針、実施状況の点検結果等をホームページに掲載するとともに、国民等からの意見・要望等を募集しその反映に努める。

行政課題 警察改革への取組

評価の対象とする政策の名称 第1 「警察行政の透明性の確保と自浄機能の強化」

1 情報公開の推進 - c

1 政策の内容

懲戒事案の発表基準の明確化

〔懲戒事案の発表について、その範囲及び内容を明確化して警察行政の透明性を確保し、国民の信頼回復を図る。〕

2 指標

(1) 懲戒処分事案の発表基準の明確化状況

平成13年1月12日に警察庁において「懲戒処分の発表の指針」を制定することにより懲戒処分事案の発表基準を明確化し、附属機関、地方機関及び都道府県警察に対して同指針を示達した。(別添参照)

(2) 公表された懲戒処分者数

平成14年上半期中の懲戒処分を受けた319人中、201人の事案について公表した。

	免職	停職	減給	戒告	合計
平成14年上半期	27	42	136	114	319
うち公表	27	40	73	61	201
うち非公表	0	2	63	53	118

3 経過の分析

「懲戒処分の発表の指針」が制定され、懲戒事案の発表基準が明確化されたことを受け、これに沿った適切な公表がなされることにより、警察行政の透明性の確保が進んでいる。

4 今後の課題

今後とも、「懲戒処分の発表の指針」に沿った適切な公表を推進する。

5 所管課

人事課

別添

各 附 属 機 関 の 長
各 地 方 機 関 の 長 殿
各 都 道 府 県 警 察 の 長
(参 考 送 付 先)
庁 内 各 局 部 課 長

警 察 庁 丙 人 発 第 2 号
平 成 1 3 年 1 月 1 2 日
警 察 庁 長 官 官 房 長

「懲戒処分 of 発表の指針」の制定について（通達）

警察庁においては、平成12年8月に取りまとめられた「警察改革要綱」の定めるところにより、懲戒事案の発表基準を明確にするため、別紙のとおり、「懲戒処分の発表の指針」を制定し、これに従って、警察庁職員及び地方警務官に係る懲戒処分の適時適切な発表を行うこととしている。各任命権者においても、この指針により遺憾のないようにされたい。

懲戒処分 of 発表の指針

1 指針の目的

この指針は、発表を行う懲戒処分の種類、発表の時期等について定めることにより、警察において、適時適切な懲戒処分の発表を行い、同種事案の再発防止その他職務執行の適正及び職務倫理の保持を図り、もって警察に対する国民の信頼の確保に資することを目的とする。

2 発表を行う懲戒処分の種類

次に掲げる懲戒処分について、発表を行う。

- (1) 職務執行上の行為及びこれに関連する行為に係る懲戒処分。ただし、減給又は戒告の処分国民との直接的なかわりを有さない内部的行為に係るものを除く。
- (2) 私的な行為に係る懲戒処分のうち停職以上の処分
- (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、行為の態様、行為の公務内外に及ぼす影響、職員の職責等を勘案し、国民の信頼を確保するため発表することが適当であると認められる懲戒処分

3 発表の内容及び時期

懲戒処分の発表は、事案の概要、処分の年月日及び内容等について、特段の事情のない限り、懲戒処分を科した後速やかに行うものとする。この場合においては、処分を受けた職員、被害者その他関係者のプライバシーその他の権利利益を保護するため必要な配慮を行う。

4 発表の例外

2に該当する懲戒処分のうち、被害者その他関係者のプライバシーその他の権利利益を保護するためやむを得ない場合は、発表を行わない。

5 監督責任に係る懲戒処分等の発表

2に該当する懲戒処分に関連する監督責任に係る懲戒処分その他監督上の措置については、3を準用した上、発表を行う。

行政課題 警察改革への取組

- 評価の対象とする政策の名称 第1 「警察行政の透明性の確保と自浄機能の強化」
2 警察職員の職務執行に対する苦情の適正な処理

1 政策の内容

- (1) 文書による苦情申出制度の創設
(2) 苦情処理システムの構築

警察法第78条の2により、都道府県警察の職員の職務執行について苦情がある者は、都道府県公安委員会に対して文書により苦情の申出をすることができることとし、都道府県公安委員会では、申出を誠実に処理し、その結果を文書により申出者に通知することとした。また、都道府県警察の職員の職務執行についての苦情で警察法の規定する苦情に該当しないものについても、誠実に処理し、その処理結果を申出者に通知することとしている。これらにより、苦情を組織的に適切に処理し、不適切な職務執行や非能率的な業務運営を把握し、これを確実に是正していく。

2 指標

- (1) 苦情申出制度の運用状況及び苦情処理システムの活用状況

受理した苦情は、公安委員会及び本部長に対して適時に報告され、苦情に基づいて改善措置が講じられるなど、適切に運用されている。(別添1, 2参照)

< 苦情に基づく改善事例 >

聴覚障害者の運転免許更新時に不適切な対応があったとする苦情を受け、県障害福祉課と手話通訳会の協力を得て、免許更新手続等における通訳人の派遣等の協力関係を構築した。

拾得物の返還をする際に遺失者に対して拾得者(苦情申出者)の住所・氏名を無断で教えたとする苦情を受け、同種事案を防止するため、あらかじめ拾得者に教示することの可否について確認し、その旨を「拾得物預り書」に記載して取り扱うよう各警察署に徹底した。

職員の言葉遣いや応接態度に起因する苦情が重複して寄せられることに対し、教養資料の発行、小人数による検討会の実施、キャンペーンの推進、月間の設定等市民応接向上のための各種施策を積極的に推進し、この種苦情の減少に努めている。

(2) 都道府県警察の職員の職務執行について申し出られた苦情の受理・処理件数
受理状況(平成13年6月1日から平成14年5月31日)

警察法第78条の2の規定による都道府県警察職員の職務執行についての苦情の受理	674件
上記苦情以外の都道府県警察職員の職務執行についての苦情の受理	16,887件

処理状況(平成13年6月1日から平成14年5月31日)

即日処理	5,113件(29%)
3日以内	3,479件(20%)
1週間以内	2,646件(15%)
1ヶ月以内	3,949件(22%)
1ヶ月以上	1,529件(9%)
処理中	845件(5%)

(3) 苦情情報管理のためのコンピュータシステムの整備状況(設置状況等)等
平成14年2月、47都道府県警察本部及び4方面本部の公安委員会事務担当課及び苦情担当課に同コンピュータシステムの端末装置、電子計算機等を設置した。

同システムの運用に向け、引き続き準備を進めている。

3 経過の分析

(1) 推進状況

文書による苦情申出が制度化されたことにより、受理した苦情が適切に本部長、公安委員会等に報告され、組織的かつ適切に処理されるようになり、不適切な職務執行や非能率的な業務運営を把握し、是正している。

(2) 問題点

苦情申出制度が施行される前は、国民からの苦情の内容に応じて、苦情を受けた職員自身、当該職員の所属等の責任により処理されていたが、同制度の施行後は、すべて都道府県公安委員会又は都道府県警察本部長に対して報告することとなったことから、次のように業務負担を増大させている。

- ・ 電話又は面接による感情的で対応に長時間を要する苦情への対応の負担
- ・ 事実のない苦情への対応の負担
- ・ 同一人物から繰り返し行われる苦情への対応の負担(苦情総件数の約16%を占める。)

4 今後の課題

苦情の適正な処理をより一層推進するため、運用を通じて、苦情の内容に応じた適切な調査方法、回答方法等を検討し、効率的な業務の遂行に努める必要がある。

5 所管課

人事課

警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）（抜粋）

（苦情の申出等）

第七十八条の二 都道府県警察の職員の職務執行について苦情がある者は、都道府県公安委員会に対し、国家公安委員会規則で定める手続に従い、文書により苦情の申出をすることができる。

2 都道府県公安委員会は、前項の申出があつたときは、法令又は条例の規定に基づきこれを誠実に処理し、処理の結果を文書により申出者に通知しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 申出が都道府県警察の事務の適正な遂行を妨げる目的で行われたと認められるとき。

二 申出者の所在が不明であるとき。

三 申出者が他の者と共同で苦情の申出を行つたと認められる場合において、当該他の者に当該苦情に係る処理の結果を通知したとき。

平成十三年六月一日施行

別添2

各都道府県公安委員会委員長
各都道府県警察の長 殿

警察庁丙人発第115号
平成13年4月13日
警察庁長官官房長

(参考送付先)

庁内各局部課長
各附属機関の長
各地方機関の長

警察職員の職務執行に対する苦情の適正な処理について(通達)

平成11年9月以降、相次いで発生・発覚した不祥事案に関連して、国民と直接接する第一線における問題点の集約とそれに対する必要な措置の実施、警察職員の職務執行における責任の明確化が強く求められていることにかんがみ、国家公安委員会及び警察庁においては、警察職員の職務執行に対する苦情の組織的かつ適切な処理を期することとし、平成12年8月に取りまとめた警察改革要綱において「警察職員の職務執行に対する苦情の適正な処理」を掲げたところである。

第150回国会において成立した警察法の一部を改正する法律(平成12年法律第139号)により公安委員会に対する文書による苦情申出制度に関する規定(警察法第78条の2)が整備され、平成13年6月1日から施行されることに伴い、同規定に基づき、苦情の申出の手続に関する規則(平成13年国家公安委員会規則第11号)が別紙1のとおり同年4月13日に制定された。

また、警察庁としては、警察法第78条の2に係る解釈・運用基準を別紙2のとおり策定するとともに、同条の規定により申し出られた苦情以外の職務執行についての苦情について、その処理の指針を別紙3のとおり定め、同年6月1日から施行することとした。

各都道府県警察においては、これらに定めるもののほか、下記の留意点を踏まえ、警察職員の職務執行についての苦情の処理について事務処理上遺憾のないようにされたい。

記

1 苦情処理体制の整備

苦情を組織的かつ適切に受理・処理できるよう、本部及び警察署における苦情処理体制の整備を図ること。

2 教育の充実等

苦情申出制度の趣旨、概要等について、職員に対し必要な教養を行うこと。

また、苦情を申し出られることを恐れ、正当な職務執行を躊躇し、個人の権利と自由の保護や公共の安全と秩序の維持に支障を生じさせることはあってはならないことから、職員が正しい法令の知識等を修得するとともに、その職責を自覚した上、自信を持って職務執行ができるよう、教育の充実に努めること。

さらに、苦情に係る事案の調査に当たる職員が、適法妥当な職務執行に対して苦情の申出がなされることもあることを念頭に、先入観を排除して当該調査を行うよう図ること。

3 広報の実施

苦情の申出手続等について、適切な広報を実施すること。

苦情の申出の手続に関する規則（平13.4.13 国公委規則第11号）

施行 平13.6.1

（趣旨）

第1条 この規則は、警察法（以下「法」という。）第78条の2の規定による都道府県警察の職員の職務執行についての苦情の申出（以下「苦情申出」という。）の手続に関し必要な事項を定めるものとする。

（苦情申出書の提出）

第2条 苦情申出を行おうとする者（以下「申出者」という。）は、次の各号に掲げる事項を記載した文書（以下「苦情申出書」という。）に署名又は押印をしてこれを提出するものとする。

- 一 申出者の氏名、住所及び電話番号
 - 二 申出者が住所以外の連絡先への処理の結果の通知を求める場合には、当該連絡先の名称、住所及び電話番号
 - 三 苦情申出の原因たる職務執行の日時及び場所、当該職務執行に係る警察職員の執務の態様その他の事案の概要
 - 四 苦情申出の原因たる職務執行により申出者が受けた具体的な不利益の内容又は当該職務執行に係る警察職員の執務の態様に対する不満の内容
- 2 申出者が複数である場合における前項の規定の適用については、同項各号列記以外の部分中「苦情申出を行おうとする者（以下「申出者」という。）」とあるのは「苦情申出を行おうとする者（以下「申出者」という。）を代表して処理の結果の通知を受ける者（以下「代表者」という。）」と、同項第1号中「申出者の氏名、住所及び電話番号」とあるのは「すべての申出者の氏名及び住所並びに代表者の電話番号」と、同項第2号中「申出者」とあるのは「代表者」とする。

（苦情申出書作成の援助）

第3条 苦情申出書の受理に関する事務を行う警察職員は、申出者が苦情申出書を作成することが困難であると認める場合には、当該申出者の口頭による陳述を聴取し、苦情申出書を代書するものとする。

- 2 警察職員は、苦情申出書を代書した場合には、申出者に当該苦情申出書を読み聞かせ、又は閲読させた上で、その署名又は押印を求めるとともに、自己の所属、官職及び

氏名を記載し、押印するものとする。

- 3 警察職員は、苦情申出書を代書するに当たり通訳その他の者を立ち会わせただけの場合には、当該苦情申出書にその者の署名又は押印を求めるものとする。

(苦情申出書の補正)

第4条 都道府県公安委員会は、苦情申出書の記載事項に不備がある場合には、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(附 則)

この規則は、警察法の一部を改正する法律(平成12年法律第139号)の一部の施行の日(平成13年6月1日)から施行する。

警察法第 7 8 条の 2 に係る解釈・運用基準

この解釈・運用基準は、警察法第 7 8 条の 2 の規定に基づき公安委員会に対して文書により申し出られる苦情について定めるものである。

1 警察職員の職務執行に関する苦情

(1) 警察職員の職務執行に関する苦情の定義

- ・警察職員が職務執行において違法、不当な行為をしたり、なすべきことをしなかったことにより何らかの不利益を受けたとして個別具体的にその是正を求める不服

- ・警察職員の不適切な執務の態様に対する不平不満をいう。

したがって、捜査、交通取締り、告訴・告発の取扱い、警察職員の執務の態様について、日時、場所、内容、被った不利益の内容又は警察職員の執務の態様に対する不満を個別具体的に摘示する苦情は本制度の対象となる。

しかし、明らかに警察の任務とはいえない事項についての警察職員の不作為を内容とするものはもちろんのこと、申出者本人と直接関係のない一般論として申し出られた苦情、提言、悲憤慷慨等は対象とならない。

(2) 相談との関係

相談とは、例えば犯罪の被害者等が、警察に対して、防犯指導、助言、相手方への警告、検挙等何らかの権限行使その他の措置を求めることを意味するものと解されるが、「苦情」と「相談」は明確に区別できるものではなく、公安委員会は、申出の内容を実質的に判断し、苦情に該当するものであれば、警察法第 7 8 条の 2 の規定に従い適切に処理し、その結果を申出者に通知することとなる。

2 文書の範囲

公安委員会を名あて人として提出された書面をいう。

なお、現行法令上、各種申請手続において E メール又はファクシミリによることを可能とする場合には、その旨を明確に規定することが通例であり、ここにいう文書に

はEメール又はファクシミリは含まれない。

3 申出の手続

(1) 受理

ア 体制

公安委員会事務担当部署のほか、申出者の利便に配慮する観点から、警察本部及び警察署の苦情担当部署においても受け付けることとする。

イ 文書の様式

今般設けた苦情申出制度については、国民の利便性に配慮した柔軟な運用を行うことがその制度の趣旨にかなうものである。

したがって、法令により様式を定めることはしなかったものであり、様式の如何にかかわらず、全体の記載から警察職員の職務執行についての苦情と認められるものは、苦情として受理する。

なお、都道府県公安委員会規則等により文書の様式を定めることは、同様の趣旨で不適當である。

ウ 文書作成の援助

苦情の申出の手続に関する規則第3条における「苦情申出書を作成することが困難であると認める場合」とは、文書作成に支障を生ずる身体上の障害を有している者、子供、外国人等文書作成が困難な者等を想定している。

エ 文書の補正

苦情の申出の手続に関する規則第4条において、定められた事項が記載されていない場合には、申出者に対し、期間を定めて補正を求めることができるとしているが、申出者に過重な負担を課すことを避ける観点から、できる限り申出時に補足説明を求め、又は電話等による補充調査を行うなどの方法により対応することとし、同条の規定の適用はこのような対応によっては、申出者の特定、苦情申出の意思及び内容の確認が困難な場合に行うこととする。

(2) 公安委員会に対する報告等

公安委員会事務担当部署が、自ら直接受理した苦情申出書のほか、警察本部の他の所属や警察署において受理した苦情申出書すべてについてその整理に当たるとともに、速やかに公安委員会に対する報告を行うこととする。ただし、定型的な処理その他迅速な処理が可能な苦情については、公安委員会のあらかじめの指示の下で、

調査及びその結果を踏まえた措置を講じ、その結果の報告と併せて受理の報告を行うことは許容される。

公安委員会に対する報告については、公安委員会の議事運営の効率化の観点から、その指示により、合理的な方法がとられるものである。

4 苦情の処理

(1) 公安委員会の指示

公安委員会は、都道府県警察に対し、事実関係の調査及びその結果を踏まえた措置を行わせるとともに、その結果の報告を求めることとなる。また、当該調査が不十分であると認められる場合等必要に応じて苦情処理に関する指示を行うこととなる。

なお、「法令又は条例の規定に基づき」とあるのは、上記の公安委員会の指示は、警察法第38条第3項又は第4項その他の法令の規定の範囲内で行われるべきものであるとの趣旨である。

(2) 都道府県警察における調査等

警視総監及び道府県警察本部長（以下「本部長」という。）は、(1)の公安委員会の指示に従い、事実関係の調査及びそれを踏まえた措置をとることとなる。

(3) 調査及び措置の結果の公安委員会に対する報告

公安委員会事務担当部署は、事実関係の調査及びその結果を踏まえた措置状況について苦情担当者等から連絡を受けることとなる。

公安委員会に対する報告については、公安委員会事務担当部署又は本部長等が行うこととなるが、公安委員会の議事運営の効率化の観点から、その指示により、合理的な方法がとられるものである。

5 処理結果の通知

(1) 通知内容の決定

事実関係の調査及びその結果を踏まえた措置についての都道府県警察からの報告を基に、公安委員会が通知内容を決定する。

(2) 処理結果の通知文書の記載事項

通知文書には、申出の内容に応じて、

- ・申し出られた苦情に係る事実関係の有無
- ・事実関係が確認できた場合には、苦情の対象である職務執行の問題点の有無

・問題点のある職務執行については、講じた措置等について記載することとなるが、どの程度の詳細さが求められるかについては事案に応じて適切なものであればよく、簡素かつ定型的なもので足りる場合もあると考えられる。

(3) 処理結果の通知方法

公安委員会において郵送、手渡し等一定の方法を定めることとなる。

なお、この場合の「文書」には、苦情の申出の場合と同様に、Eメール及びファクシミリは含まれない。

6 苦情の処理及び処理結果の通知義務解除

(1) 警察法第78条の2第2項各号の趣旨

第2項各号は、苦情の処理結果の通知義務が解除される場合についての規定である。

第2項各号に該当するか否かの判断は、公安委員会が行う。

なお、第2項各号は、申出の受理に係る要件ではなく、公安委員会の処理結果通知義務を解除する要件であることから、第2項各号に該当するか否かを問わず第1項の苦情の申出に該当する限りすべて受理し、その内容等を公安委員会に報告する必要がある。

(2) 第2項各号の解釈

ア 第1号

同号は、いわゆる「権利の濫用」に相当する場合を想定しており、

- ・同一人により同一内容に係る苦情申出が反復してなされた場合であって、客観的事実から合理的に判断して苦情としての実質的要件を欠いているとき
- ・極左暴力集団等が警察権力の弱体化手段であることを標榜しつつ苦情申出を行う場合

等「申出者の都道府県警察の事務の適正な遂行を妨害する意図が外形的に表象される場合」に限られるものとなる。

したがって、捜査対象者（関係者）が当該捜査の中止を求めるもの等これまで「適法妥当な職務執行に対するいわれなき抗議・けん制」として受け付けないことが多かったと思われる苦情であっても必ず受理し、申出者の上記の意図が客観的に明らかでない限り、所要の処理を行い、その結果を申出者に通知することと

なる。

イ 第2号

苦情申出者が申出後に転居等したため、申出を受けた公安委員会が新たな所在を知り得ないために申出者に通知できない場合を想定している。

ウ 第3号

複数人が同一内容の苦情について共同して申し出る場合を想定している。

なお、このような場合には、苦情の申出の手續に関する規則第2条第2項に基づき苦情を申し出る文書に記載された処理結果の通知先である代表者に処理結果を通知することで足りる。

(3) 第2項各号が適用される場合の申出者への連絡

第1号に該当する場合には、同号に該当すると認められるため処理結果の通知は行わない旨を、何らかの方法により申出者に対して連絡するものとする。

7 その他

(1) 苦情処理の標準的な期間

警察職員の職務執行は、個人の生命、身体及び財産の保護と公共の安全と秩序の維持全般にわたるものである。したがって、これに対する苦情は様々であり、その処理に要する時間も区々であることから、行政手続法第6条のような標準処理期間を定める旨の規定を置かなかつたものである。ただし、警察法第78条の2第2項に「誠実に処理し」とあるとおり、社会通念上相当と認められる期間内に苦情の処理及び処理結果の通知を行うことは当然であり、苦情の処理に長い時間を要している場合であつて、申出者からその処理の状況について問い合わせがあつたときは、処理の経過を連絡するなどの配慮が必要である。

(2) 申し出られた苦情が他の都道府県警察の職員に係るものであつた場合の取扱い

処理結果を通知する文書により申出者にその旨を教示の上、改めて当該職員が所属する都道府県公安委員会に申出をしてもらうこととなるが、苦情の処理の円滑化を図るために、当該苦情の処理に当たる公安委員会に対し、当該苦情について連絡することが望ましい。

(3) 苦情の処理及び処理結果の通知に係る処分性

ア 行政不服審査法及び行政事件訴訟法の適用の有無

苦情処理及びその通知は、申出者その他の国民に対して何らの具体的な法律上

の効果を発生させるものではないことから、行政庁が法令に基づき優越的立場において国民に権利を設定し、義務を課し、その他具体的な法律上の効果を発生させる行為をいうこれらの法律における処分には当たらず、これらの法律は適用されない。

イ 行政手続法の適用の有無

苦情処理及びその通知は、申出者その他の国民に対して何らの具体的な法律上の効果を発生させるものではないことから、申請に対する処分にも不利益処分にも当たらず、行政手続法は適用されない。

(4) 苦情申出と、請願法における請願及び行政不服審査法における不服申立てとの関係

本制度による苦情申出は請願法に基づく請願に該当する場合もあり、その場合の苦情申出は請願の手続をより具体化した側面を有するものといえる。この場合において、苦情申出と請願は互いに排斥するものではなく、同一事項について重疊的に苦情申出及び請願を行うのか、又はいずれかを選択するののかについては申出者（請願者）の判断にゆだねられるものである。

また、行政不服審査法に規定する不服申立ては行政庁の処分その他公権力の行使を対象とし、その取消し等を求めるものであるのに対し、警察法第78条の2の苦情申出は警察職員の職務執行全般を対象としている。したがって、不服申立ての対象となるものにつき苦情申出がなされた場合には、

- ・ 申出者に対し行政不服審査法の規定による不服申立てを行うことが可能であることを告知する。

- ・ 告知後もなお、申出者が苦情申出制度による処理を求め、かつ、当該申出内容が警察職員の職務執行に係る苦情に該当する場合には、当該申出者が行政不服審査法の規定による不服申立てを行うか否かを問わず、苦情申出制度による処理を行う

こととなる。

警察法に規定する苦情以外の苦情の処理の指針

1 公安委員会あてに申し出られた警察法に規定する苦情以外の苦情の処理

- (1) 所属（警視庁若しくは道府県警察本部の部に置かれる課若しくはこれに準ずる室、隊等の組織又は警察署をいう。）長は、その所属の職員が都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）あての警察法に規定する苦情以外の苦情を受理した場合には、公安委員会事務担当部署に連絡し、当該連絡を受けた公安委員会事務担当部署は、公安委員会に報告するものとする。
- (2) 警視総監及び道府県警察本部長（以下「警察本部長」という。）は、公安委員会の指示を受け、当該苦情について、事実関係の調査及びその結果を踏まえた措置を講じ、公安委員会に報告するものとする。
- (3) 公安委員会は、警察本部長からの報告に係る事実関係の調査及びその結果を踏まえた措置について、申出者に対し、文書その他適当と認められる方法により通知するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - ア 申出が都道府県警察の事務の適正な遂行を妨げる目的で行われたと認められるとき。
 - イ 申出者の所在が不明であるとき。
 - ウ 申出者が他の者と共同で苦情の申出を行ったと認められる場合において、当該他の者に当該苦情に係る処理の結果を通知したとき。
 - エ 申出者が通知を求めていると認められるとき。
 - オ 申出者の氏名が明らかでないとき。

2 警察あてに申し出られた文書による苦情の処理

- (1) 所属長は、その所属の職員が警察あての文書による苦情を受理した場合には、苦情担当課を経由して警察本部長に報告するものとする。
- (2) 警察本部長は、事実関係の調査及びその結果を踏まえた措置について、申出者に対し、文書により、自ら通知を行い、又は所属長その他の職員に通知を行わせるものとする。ただし、1の(3)のただし書に規定する場合に該当するときは、この限

りでない。

- (3) 警察本部長は、当該苦情についての事実関係の調査及びその結果を踏まえた措置を公安委員会に報告するものとする。

3 警察あてに申し出られた文書によらない苦情の処理

- (1) 警察あての文書によらない苦情については、2に準じて処理するものとする。ただし、申出者に対する処理結果の通知は、文書その他適当と認められる方法によるものとする。
- (2) 所属長は、(1)にかかわらず、その所属の職員が警察あての文書によらない苦情で迅速な処理を要するものを受理した場合には、その所属の職員に速やかに処理させるとともに、申出者に対しその結果を通知させた後、苦情担当課を經由して警察本部長に報告するものとし、当該報告を受けた警察本部長は、公安委員会に報告するものとする。

4 警察法第78条の2に係る解釈・運用基準の準用

1から3までに定めるもののほか、警察法に規定する苦情以外の苦情の処理については、警察法第78条の2に係る解釈・運用基準に準じて行うものとする。

行政課題 警察改革への取組

評価の対象とする政策の名称 第1 「警察行政の透明性の確保と自浄機能の強化」
3 警察における厳正な監察の実施

1 政策の内容

- (1) 警察庁、管区警察局及び都道府県警察における監察体制の整備
(2) 警察庁及び管区警察局による都道府県警察に対する監察の強化

〔監察体制を増強するとともに、都道府県警察に対する国の関与を強化することにより、警察内部の自浄能力を高め、国民の信頼回復を図る。〕

2 指標

- (1) 警察庁、管区警察局及び都道府県警察における監察担当者の配置状況
平成12年度中の体制との比較（平成14年4月現在）

警察庁	首席監察官以下6人が18人に。監察官は1人から3人に。
管区警察局	総務監察部（関東管区警察局においては、監察部）を設置し25人から131人に。
都道府県警察	首席監察官の格上げを行い、地方警務官の首席監察官は5人から33人に（20人増員、8人振替え）

- (2) 都道府県警察における首席監察官の地方警務官への格上げ状況

平成12年度に首席監察官が地方警務官であった都道府県警察	警視庁、大阪府警察、愛知県警察、兵庫県警察、北海道警察
平成13年度に首席監察官が地方警務官となった府県警察	神奈川県警察、千葉県警察、福岡県警察、埼玉県警察、京都府警察、静岡県警察、広島県警察、茨城県警察、新潟県警察、宮城県警察、岐阜県警察、岡山県警察、長野県警察、山口県警察、長崎県警察、福島県警察、沖縄県警察
平成14年度に首席監察官が地方警務官となった県警察	群馬県警察、栃木県警察、熊本県警察、鹿児島県警察、三重県警察、奈良県警察、愛媛県警察、青森県警察、岩手県警察、滋賀県警察、和歌山県警察

首席監察官

監察部署における責任者であり、「命を受け、監察に関する事務を掌理する」などとされている。

地方警務官

都道府県警察に置かれる職員のうち、警視正以上の階級にある警察官のことをいう。警視総監以外の地方警務官は、国家公安委員会が都道府県公安委員会の同意を得て任免し、警視総監は、国家公安委員会が東京都公安委員会の同意を得た上内閣総理大臣の承認を得て、任免することとされている。

(3) 監察実施回数

< 警察庁、管区警察局及び都道府県警察の監察実施回数 >

	平成12年4・5月	平成13年4・5月	平成14年4・5月
警察庁	11(回)	19(回)	16(回)
管区警察局	73(回)	172(回)	222(回)

(参考)

都道府県警察が行った監察

平成12年4・5月 2,526(回)

平成13年4・5月 3,108(回)

平成14年4・5月 4,843(回)

警察庁が平成13年6月及び平成14年6月に調査したもの。

< 全国共通監察実施項目 >

平成12年度	第1四半期	不祥事案の原因究明状況及び再発防止対策の実態把握
	第2四半期	特別監察における指摘事項の改善状況
	第3四半期	犯罪等による被害の未然防止活動の推進状況
	第4四半期	犯罪等による被害の未然防止活動の推進状況
平成13年度	第1四半期	不祥事案対策の推進状況 職務倫理教養と身上把握の推進
	第2四半期	交通事故・事件の捜査管理の徹底 証拠物件の保管管理の徹底 受傷事故防止対策の推進状況
	第3四半期	少年事件等の管理の徹底 警察署協議会の適切な運営 苦情申出制度の運用状況
	第4四半期	告訴・告発事件に対する取組状況 不祥事案対策の推進状況に関する監察における指摘事項の改善状況
	第1四半期	交通街頭活動における殉職・受傷事故防止対策の推進状況 交通違反・事故の捜査管理の徹底
	第2四半期	地域警察活動における殉職・受傷事故防止対策の推進状況 銃器・薬物事犯の捜査管理の徹底

平成14年度	第3四半期	実戦的かつ効果的なけん銃訓練等の推進状況 国民のための警察活動体制の強化
	第4四半期	捜査活動における殉職・受傷事故防止対策の推進状況 捜査管理及び証拠物件の保管管理の徹底

3 経過の分析

(1) 推進状況

警察庁、管区警察局及び警察本部による都道府県警察に対する監察を強化することにより、次のように、厳正かつ効果的な監察が実施されるようになっている。

受傷事故防止の監察では、夜間、交番、事故処理現場、集団取締り現場の監察を実施するなど、職務執行の現場まできめ細やかな監察が実施されている。

監察時の指摘事項について、確実に改善措置等をとらせるため、次の監察時期までに文書報告を求めている。

管区警察局では、平均1.8年で管内全警察署に対して監察を実施している。

< 監察の結果が業務改善に反映された例 >

監察結果や発生した不祥事案を踏まえ、業務の管理方法等を見直したり、各所属ごとに業務に関する自主点検を定期的実施するなど、監察部門と関係部門の連携強化に努めている。

本部教養（教育）担当課において全警察署を巡回し、署幹部と検討会を実施し、業務上の不適正事案及びその防止策等に関する教育の実施状況を検証するとともに職員自らに考えさせるためのグループ討議形式の導入、視覚に訴えるためのビデオの活用等の教育手法について指導を行うなど、効果的な職務倫理教養の推進に努めている。

(2) 首席監察官の地方警務官（警視正）への格上げの意義

所属長（警察本部課長、警察署長）が地方警務官である所属（警察本部各課、警察署）に対する監察が強化された。

地方警務官による不祥事案への対応が強化された。

公安委員会や警察内部の主要会議に参加するようになったことから、監察の立場からの意見が反映されやすくなった。

県警内部各課、各警察署に対する指示・指導が行いやすくなった。

署長会議等における首席監察官の指示の機会が増加した。

などの効果が認められている。

4 今後の課題

(1) 引き続き、都道府県警察における首席監察官の地方警務官への格上げ（14県未了）を推進する。

(2) 監察において把握した問題点について、今後、随時の監察等を通じて、改善状況を検証する。

5 所管課
人事課

行政課題 警察改革への取組

評価の対象とする政策の名称 第1 「警察行政の透明性の確保と自浄機能の強化」

4 公安委員会の管理機能の充実と活性化 - a

1 政策の内容

警察の行う監察をチェックする機能の強化

警察に対して、監察の実施状況を公安委員会に報告することを義務付けるとともに、公安委員会は、監察について必要があると認めるときは具体的又は個別的な指示ができる旨規定することにより、公安委員会の管理機能の充実と活性化を行い、国民の信頼回復を図る。

2 指標

(1) 公安委員会に対する監察実施状況の報告状況

平成12年に国家公安委員会が制定した監察に関する規則により、警察庁長官、警視総監及び道府県警察本部長は、年度ごとに監察を実施するための計画を作成し、国家公安委員会又は都道府県公安委員会に報告するとともに、四半期ごとに少なくとも1回、その実施の状況をそれぞれ国家公安委員会又は都道府県公安委員会に報告することとされた。(別添参照)

(2) 各都道府県で行われた公安委員会による監察の指示(警察法第43条の2第1項)の実施事例

平成13年4月、神奈川県公安委員会は、不祥事案の再発防止の一層の徹底を図るため、人事管理、教育、身上把握、組織の士気高揚等の諸事項について監察を行い、その結果を報告するように神奈川県警察に指示した。

平成13年7月、奈良県公安委員会は、奈良県警察において幹部職員を含む複数の警察職員が長期間にわたり私企業の関係者との間で違法・不当な関係を続けていたという不祥事が発生したため、本事案の問題点を踏まえ、人事管理、業務管理、身上把握及び倫理教育の諸事項について監察を行い、その結果を報告するよう奈良県警察に指示した。

3 経過の分析

神奈川県公安委員会及び奈良県公安委員会から監察についての具体的及び個別的な指示がなされており、これを受けた各県警察では、指示を受けて、監察を実施し、その問題点、改善策等を各公安委員会に報告を行い、現在、同報告に基づいた諸対策を推進しているところである。

公安委員会に対して、監察事案、監察実施状況等につき報告がなされるようになり、報告の都度、具体的な指導・助言を受けるなど公安委員会の警察に対する管理機能が強化された。

4 今後の課題

各公安委員会に対する報告を引き続き適時適切に行うこと。

5 所管課

人事課

監察に関する規則（平12.1.25 国公委規則第2号）

施行 平12.4.1

（目的）

第1条 この規則は、警察の能率的な運営及びその規律の保持に資するため、警察庁及び都道府県警察が実施する監察に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（監察実施計画）

第2条 警察庁長官、警視総監及び都道府県警察本部長（以下「監察実施者」という。）は、毎年度、監察を実施するための計画（以下「監察実施計画」という。）を作成しなければならない。

2 監察実施計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 監察の種類
- 二 監察の実施項目
- 三 監察の対象とする部署
- 四 監察の時期

3 監察実施計画を作成したときは、警察庁長官は国家公安委員会に対し、警視総監及び都道府県警察本部長は都道府県公安委員会に対し、速やかに、これを報告しなければならない。

（実施）

第3条 監察は、監察実施計画に従い、実施しなければならない。ただし、警察の能率的な運営又はその規律保持のため特に必要があるときは、その都度、速やかに、実施しなければならない。

（留意事項）

第4条 監察を行うに当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- 一 厳正かつ公平を旨とすること。
- 二 資料及び情報を十分に収集し、正確な事実の把握に努めること。
- 三 関係者の人権に配慮すること。
- 四 必要な限度を超えて関係者の業務に支障を及ぼさないよう注意すること。

（国家公安委員会等への報告）

第5条 警察庁長官は国家公安委員会に対し、警視総監及び都道府県警察本部長は都道府県公安

委員会に対し、四半期ごとに少なくとも一回、監察の実施の状況を報告しなければならない。

（監察の結果に基づく措置）

第6条 監察実施者は、監察の結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

附 則

（施行期日）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

行政課題 警察改革への取組み

評価の対象とする政策の名称 第1 警察行政の透明性の確保と自浄機能の強化
4 公安委員会の管理機能の充実と活性化 - b、c、d

1 政策の内容

(1) 補佐体制の確立

補佐体制を確立することにより、公安委員会の審議の活発化を図り、公安委員会の役割である「警察に対する管理」の機能を充実させる。

(2) 「管理」概念の明確化

「管理」概念を明確化することにより、公安委員会の役割を明確にし、警察庁や都道府県警察からの報告等が適切になされるよう図る。

(3) 公安委員の任期の制限

公安委員の任期を制限することにより、豊富な経験と高い識見を有する者の中から幅広く適任者を求め、公安委員会と警察との間の緊張関係を担保することにより、公安委員会の審議の活発化を図る。

2 指標

(1) 補佐体制の確立について

・補佐体制の確立状況（平成14年6月末現在）

国・都道府県ともに補佐体制が整備された。

国

平成12年1月末	5人（総務課）
平成14年6月末	11人（国家公安委員会会務官）

都道府県（合計）

平成12年1月末	117人
平成14年6月末	231人（公安委員会補佐室等を設置）

(2) 「管理」概念の明確化について

・公安委員会運営規則等の改正状況（平成14年6月末現在）

国・45都道府県・4方面の公安委員会において、公安委員会運営規則等を改正し、「管理」概念を明確化した。（未実施の2県においても検討中。）

* 「管理」概念について

国家公安委員会による警察庁の管理とは、国家公安委員会が警察行政の大綱方針を定め、警察行政の運営がその大綱方針に則して行われるよう警察庁に対して事前事後の監督を行うことと解釈されてきた。（都道府県公安委員会と都道府県警察本部も同じである。）この概念を明確化するため、国家公安委員会運営規則第2条を次のように改正した。

第2条

2 委員会は、法第5条第2項各号に掲げる事務について、その運営

の大綱方針を定めるものとする。

3 前項の大綱方針は、法第5条第2項各号に掲げる事務の運営の準則その他当該事務を処理するに当たり準拠すべき基本的な方向又は方法を示すものとする。

4 委員会は、法第5条第2項各号に掲げる事務の処理が第2項の大綱方針に適合していないと認めるときは、警察庁長官(以下「長官」という。)に対し、当該大綱方針に適合するための措置に関し、必要な指示をするものとする。

5 委員会は、長官から法第12条の2第1項又は前項の規定による指示に基づいてとつた措置について必要な報告を徴するものとする。

(3) 公安委員の任期の制限について

・警察法の一部を改正する法律

平成12年の警察法の一部改正により、国家公安委員会委員については1期5年の2期まで、都道府県公安委員会委員については1期3年の3期までと委員の再任制限に関する規定を設けた。

・委員の任期の状況

国家公安委員会委員

平成12年9月	〔	1期目	3人
		2期目	2人
平成14年6月		1期目	5人

都道府県(方面)公安委員会委員

平成12年9月	〔	1期目	83人
		2期目	55人
		3期目	23人
		4期目以上	13人
平成14年6月	〔	1期目	84人
		2期目	54人
		3期目	32人
		4期目以上	4人(*)

*経過措置により、改正法施行の際に4期目以上である者は、3期目とみなされている。

(4) 公安委員会の管理機能の強化の状況(事例)

定例会議における審議の活発化

・定例会議に付議される案件について、主管課等から、その背景等に関する説明をあらかじめ聴取し、より踏み込んだ審議を実施することができるよ

うにした。

- ・委員が、定例会議の場とは別に、相互に意見の交換等を行う機会を設け、定例会議における一層の審議の活発化を図った。

第一線の活動状況の把握

- ・管理の前提として、第一線の警察職員の活動状況を把握するため、警察本部長等から報告を受けるほか、警察署等に出向いて、直接に警察職員からの意見聴取等に当たった。

3 経過の分析

公安委員会は、補佐体制を整備し、「管理」概念の明確化も図っている。また、法改正の結果、極端に長期の在任となる委員は減少した。

補佐体制が整備されたこと等により、公安委員会の審議の活発化が図られている。

「管理」概念の明確化が図られたことにより、警察庁や都道府県警察による報告の在り方が整理された。

補佐体制を活用し、また、警察庁や都道府県警察から適切に報告を受けることで、公安委員会の管理機能の充実と活性化が図られている。

4 今後の課題

公安委員会の管理機能の充実と活性化のためには、審議の充実、第一線の活動状況の把握等を常に図っていく必要があり、引き続き、補佐体制を活用して、活動に当たる。

5 所管課

国家公安委員会会務官

行政課題 警察改革への取組み

評価の対象とする政策の名称 第2 「国民のための警察」の確立

1 国民の要望・意見の把握と誠実な対応 - a

1 政策の内容

警察安全相談の充実

警察に寄せられた相談の取扱件数が増加していることから、警察安全相談員の配置等による体制の整備や、相談担当職員に対する教育の徹底及び関係機関との連携の強化等を行うことにより、住民からの相談に的確に対応し、犯罪等による被害の未然防止の徹底等を図る。

2 指標

(1) 警察に寄せられる相談取扱件数の推移

平成14年上半期の相談内容の主なものは、金銭、物品の貸借、悪質商法、迷惑電話等である。

9年	10年	11年	12年	13年	14年上半期
334,396	347,849	343,663	744,543	930,228	504,438

(別添1参照)

(2) 警察安全相談員(非常勤の元警察職員等)の配置等体制の整備状況

平成13年度から地方財政計画において、非常勤の警察安全相談員に係る経費を措置し、平成14年6月末現在589名(実員)(平成13年4月末現在503名(実員))が警察本部及び警察署に配置されている。

警察署における相談専任又は専従(兼任ではあるが、相談業務を主な仕事として従事する場合)の職員(警察安全相談員を含む。)による相談員数：
1,773名(平成14年6月末現在)

警察署における相談専任又は専従職員の推移

H12.6末	H13.1末	H13.9末	H14.6末
1,120(43)	1,437(63)	1,569(441)	1,773(520)

()は警察安全相談員数で内数

(3) 関係機関・団体との相談ネットワークの構築状況及び連携状況

多岐にわたる相談案件の迅速的確な解決を図るため、関係機関等とのネットワークの構築を推進している。

平成14年6月末現在、43の警察本部、856警察署で構築
(参考：平成13年12月末現在、40の警察本部、545警察署で構築)

(別添2、3参照)

連携状況

「東京の業者から使用した覚えのないQ2サイト利用名目の料金請求があった。」との相談が数多く寄せられたため、県消費生活センターと連携して、地元マスコミを通じた広報活動を行い、被害の未然防止を図った。

(青森)

深夜「夫が日常的に暴力を振るい耐えきれないので、子どもを連れて避難したい。」旨の相談を受理し、女性相談所や児童相談所の担当者と連携して、母子とも県外の施設に保護した。（宮城）

(4) 相談業務に係る表彰件数

警察庁及び都道府県警察において、相談業務に関する積極的な賞揚措置を推進している。

表彰件数（平成14年上半期）

警 察 庁		都 道 府 県 警 察	
警察庁長官賞	生活安全局長内賞	部 署	個 人
1件	3件	80件	973件

表彰事例

別添4のとおり

3 経過の分析

(1) 推進状況

関係機関・団体との相談ネットワークの構築及び連携の強化により、相談案件の円滑な引継ぎが図られている。

警察庁及び都道府県警察において、相談業務に関する適切な賞揚措置を推進している。

(2) 問題点

相談取扱件数が急増しており、体制不足と事件・事故対応等の他業務への影響が懸念される。

都道府県における財政事情が厳しいことから、非常勤の警察安全相談員の採用・配置による体制強化に支障が生じている。

国民から寄せられる相談が多岐にわたっており、相談担当者等の対応能力向上のための指導・教育を更に充実させる必要がある。

4 今後の課題

引き続き非常勤の警察安全相談員の採用・配置等による体制の強化を図る。

全職員に対する相談対応能力向上のための指導・教育を推進するとともに、相談マニュアルを更に充実させる。

警察庁及び都道府県警察において、今後とも適切な賞揚措置を推進する。

5 所管課

生活安全企画課

相 談 内 容		取扱件数		
		H13	H14上半期	
生 活 問 題	犯 罪 予 防 迷 惑 行 為	つきまとい（尾行、自宅等訪問、手紙、FAX、Eメール）	23,298	10,117
		迷惑電話1（つきまとい・無言、ひわい、交際強要、脅し等）	21,200	8,679
		迷惑電話2（つきまとい以外・いたずら、虚偽偽計等）	44,781	23,772
		痴漢、変質者の出没（不安相談）	24,124	10,149
		騒音（土建現場・カラオケ・自動車）	9,000	3,586
		放置車両（自動車・バイク・自転車）	14,743	6,856
		ペット迷惑、悪臭、落書き	6,112	4,367
		いわゆるゆるホームレス問題	2,544	1,068
		その他	67,536	37,119
		小計	335,669	177,324
	家 事 問 題	急 救 護 護（精神障害、痴呆病人等）	15,163	7,311
			危 害 防 止（工作物等の設置管理上の問題等）	2,344
		少 年 問 題（補導、いじめ、親子間暴力等）	26,131	11,016
		風 俗 環 境 浄 化（有害図書、風紀看板、テレクラ等）	4,133	2,257
		悪 質 商 法（訪販、送りつけ、キャッチセールス、資金の暴力的取立て）	30,610	27,554
		環 境 問 題（ゴミ投棄、ゴミ焼却、水質の汚染等）	9,594	4,667
		薬 物 乱 用（覚せい剤、シンナー等）	4,574	2,031
		ハイテク関係（インターネットトラブル、不正アクセス等）	9,305	6,380
		銃 器 問 題（許可・行政処分、不法所持、密売等）	579	261
そ の 他（諸法令質疑、関係機関問い合わせ）		19,898	9,099	
小計	138,902	74,092		
家 事 問 題	結 婚 縁 組 問 題（恋愛、内縁関係時を含む）	3,845	1,779	
		離 婚 離 縁（慰謝料問題を含む）	8,722	4,278
	扶 養 認 知	907	425	
	遺 産 相 続	2,908	1,499	
	身 上 困 り 事 件	家庭不和（酒癖、賭事、不倫、嫁姑の不仲）	18,289	9,587
		男 女 間 暴 力（内縁含む夫婦、恋人間）	14,210	8,998
		職 場、近 隣、友 人 等 の 対 人 関 係	29,285	16,296
		生 活 困 窮	12,022	7,814
	そ の 他	32,945	16,055	
	そ の 他	15,769	7,361	
小計	138,902	74,092		
民 生 問 題	家 屋 問 題（売買、賃貸、入居者の身元等）	7,796	3,881	
	土 地 問 題（売買、賃貸、私有地の不正使用、境界トラブル等）	9,808	4,821	
	金 銭、物 品 貸 借（サラ金、クレジット等、連帯保証の場合も含む）	66,518	47,758	
	そ の 他 契 約、取 引（悪質商法を除く）	職 業・雇 用 関 係（就・退職、給与問題）	6,491	3,115
		売 買、保 険 契 約、証 券・手 形 取 引 関 係	13,819	8,146
		そ の 他	20,078	15,395
	損 害 賠 償（離婚問題慰謝料関係を除く）	9,321	5,094	
	そ の 他	22,355	10,513	
	小計	156,186	98,723	
	そ の 他	31,104	13,879	
計	661,861	364,018		
総 務 課	遺 失 拾 得	5,664	2,613	
	職 務 執 行 等 に 関 する 苦 情、不 祥 事 案 の 反 響	14,404	7,069	
	職 務 執 行 等 の 感 謝・激 励	2,129	1,372	
	被 害 者 対 策 に 関 する こ と	1,683	1,203	
そ の 他	12,167	6,675		
計	36,047	18,932		
刑 事 事 件	暴 力 団 体 問 題	6,707	3,649	
	性 犯 罪（強制わいせつ、強姦の事件相談）	2,680	1,287	
		そ の 他	50,373	27,350
	そ の 他（盗難・海外渡航証明等）	11,779	6,816	
計	71,539	39,102		
交 通 事 故	取 締 事 件	駐 車 問 題（迷惑駐車を含む）	28,430	12,543
		暴 走 運 転（暴走族を含む）	4,785	1,942
	事 故	そ の 他	11,716	6,034
		事 故 処 理、事 故 証 明 関 係	8,562	3,744
		示 談、保 険 金 請 求	5,141	2,456
		そ の 他	3,511	1,762
	免 許、行 政 処 分 関 係	10,563	5,741	
	規 制（規制、道路使用、保管場所証明）	9,874	4,783	
	交 通 情 報	1,485	755	
	そ の 他	11,326	5,648	
計	95,393	45,408		
警 備	密 入 国 に 関 する こ と	517	256	
	そ の 他	2,587	1,436	
	計	3,104	1,692	
そ の 他	28,493	16,451		
意 味 不 明（精神障害者、酩酊者からの意味不明内容）	33,791	18,835		
合 計	930,228	504,438		

関係機関・団体とのネットワークの構築状況

別添 2

平成 14 年 6 月末現在

都道府県名	警察本部におけるネットワーク			警察署におけるネットワーク			
	ネットワークの名称	設置年月日	関係機関 団体数	警察署数	構築署数	構築率	
北海道	相談業務関係機関等連絡会議	H13.3.22	23	68	68	100%	
東北	青森 青森県相談業務連絡会議	H13.3.14	22	20	10	50%	
	岩手 岩手県相談業務関係機関ネットワーク	H13.7.30	16	17	17	100%	
	宮城 相談関係機関ネットワーク連絡会議	H13.5.30	31	25	25	100%	
	秋田 県民相談に係る関係機関等連絡協議会	H13.4.26	37	17	17	100%	
	山形 県民相談相互支援ネットワーク	H13.8.27	25	15	12	80%	
	福島 そくだんネット福島	H13.11.12	14	28	28	100%	
警視庁	相談業務相互支援ネットワーク	H13.6.15	25	101	100	99%	
関東	茨城 相談業務関係機関等連絡会議	H12.12.25	20	27	8	30%	
	栃木 県民相談に係る関係機関連絡会議	H13.2.28	28	23	3	13%	
	群馬 県民相談相互支援ネットワーク	H13.5.29	32	20	20	100%	
	埼玉 県民相談相互支援ネットワーク	H13.2.15	15	37	37	100%	
	千葉 相談業務相互支援ネットワーク	H13.4.10	29	41	41	100%	
	神奈川 県民相談に係る関係行政機関検討会	H13.2.19	24	53		0%	
	新潟 新潟地区関係機関連絡会議	H13.7.16	4	33	13	39%	
	山梨 県民相談相互支援ネットワーク	H13.11.22	13	15	3	20%	
	長野 相談業務担当者会議	H12.12.15	28	25	25	100%	
	静岡				29	29	100%
中部	富山 県民相談ネットワーク連絡会議	H13.6.29	26	17		0%	
	石川 県民相談にかかる関係機関連絡会	H13.5.28	23	15	15	100%	
	福井 相談相互支援ネットワーク	H13.7.26	44	14	14	100%	
	岐阜				25	8	32%
	愛知 相談業務関係機関等連絡会議	H13.12.11	52	46	1	2%	
	三重 三重県相談窓口担当連絡会議	H13.9.11	6	18	1	6%	
近畿	滋賀 滋賀県民相談ネットワーク	H13.9.25	23	15	14	93%	
	京都 府民相談相互連絡ネットワーク	H13.2.17	19	31	6	19%	
	大阪 相談業務に関する事務担当者会議	H13.1.30	15	64	62	97%	
	兵庫 兵庫県相談関係機関連絡協議会	H14.3.22	20	52		0%	
	奈良 相談業務関係機関ブロック別連絡会	H12.12.8	28	16	16	100%	
	和歌山				14		0%
中国	鳥取 鳥取県相談業務関係機関ネットワーク	H13.9.7	12	11		0%	
	島根 島根県相談業務相互支援ネットワーク	H13.8.30	35	17	17	100%	
	岡山 相談業務相互支援ネットワーク	H12.10.2	13	23	15	65%	
	広島 広島県・広島地区相談業務ネットワーク	H13.2.27	66	27	27	100%	
	山口 山口県相談関係機関ネットワーク	H13.2.6	26	27	27	100%	
四国	徳島 相談業務連絡協議会	H13.12.20	19	15	9	60%	
	香川 香川県相談業務支援ネットワーク	H13.9.11	18	16	16	100%	
	愛媛			19	19	100%	
	高知 県民相談相互支援連絡会議	H13.9.21	25	16	16	100%	
九州	福岡 県民相談相互支援連絡協議会	H13.7.31	18	40	40	100%	
	佐賀 県民相談相互支援ネットワーク	H13.11.19	20	16	6	38%	
	長崎 長崎官公庁苦情相談連絡協議会	H13.10.2	16	25	1	4%	
	熊本 県民相談相互支援ネットワーク	H13.11.30	16	23	23	100%	
	大分 相談業務関係機関・団体連絡会議	H13.2.9	17	18		0%	
	宮崎 宮崎県相談業務対策協議会	H13.2.16	17	13	13	100%	
	鹿児島 相談業務関係機関・団体連絡会議	H12.11.14	24	28	28	100%	
	沖縄 沖縄県相談業務関係機関・団体ネットワーク	H13.2.20	32	14	6	43%	
構築数	43都道府県			1269	856	67%	

関係機関・団体との連携状況

「児童の通学路に見通しの悪い個所があり、冬期間だけでも私有地を通学路として利用させて貰えるだろうか。」との相談を受理し、役場と連携して土地所有者と交渉を行い、私有地を通学路として確保した。(岩手)

休日の夜間、「大型犬がうろついていて危い。」旨の相談を受理し、保健所と連携してこれを捕獲した。(福島)

「市営霊園がたまり場となっていて不安である。」との相談を受理し、市役所に防犯設備の設置を申し入れ、同所に防犯カメラ4台、防犯灯6基が設置され、付近住民の不安感を解消した。(茨城)

「高額布団を購入したが返したい。」旨の相談を受理し、生活科学センターと連携してクーリングオフ等の手続を指導し、解約させることができた。(石川)

「スナックのカラオケ騒音に迷惑している。注意してほしい。」との相談を受理し、市役所公害対策課と連携して注意文書を作成し、スナックビル内の全戸に配布して注意を喚起した。(大阪)

「息子と二人暮らしの老女が、息子から暴力を受けている。」との相談を受理し、老人介護支援センターと連携して対処し、老女を老人介護施設に入所させた。(奈良)

「市道上に古タイヤが放置してある。」との相談を受理し、市役所環境保全課と協議し、同課により古タイヤが処分された。(島根)

違法看板の相談が多数寄せられたため、土木事務所等と連携してこれを撤去した。(佐賀)

「裏山から切り株や岩石が崩落して危険だ。」との相談を受理し、県防災課、河川港湾課等に連絡して対策を協議した結果、新年度予算での防災工事が決定した。(鹿児島)

警察庁及び都道府県警察における賞揚事例

警察庁

警察庁長官賞（広島県）

警察本部警務部及び大規模警察署 3 署に警察安全相談課を新設して体制の充実を図るとともに、相談業務に関する関係機関・団体との相談ネットワークの構築を積極的に推進した。

生活安全局長賞（秋田県、高知県）

警察安全相談員の配置運用等により相談対応体制を充実するとともに、相談業務に関する関係機関・団体との相談ネットワークの構築を積極的に推進した。

生活安全局長賞（福島県）

相談専用車両の配備等により相談対応体制を充実するとともに、相談業務に関する関係機関・団体との相談ネットワークの構築を積極的に推進した。

都道府県警察（部署）

本部長賞状（福岡県）

相談業務に関する関係機関・団体との相談ネットワークの構築を積極的に推進するとともに、部内教育の充実による適正な相談業務を推進した。

本部長賞（宮崎県）

ストーカー規制法に基づく警告・禁止命令等の行政措置を積極的に実施し、犯罪等からの被害防止対策を推進した。

部長賞（岩手県）

年間を通じ、適正な警察安全相談業務を推進した。

都道府県警察（個人）

本部長賞詞（千葉県）

平成 13 年中、適切な相談業務及び署員の指導教育を推進した。

本部長賞（滋賀県）

女性への声かけ事案の相談から、補導員や地域住民との協働活動や有線放送による広報活動を推進するとともに自治体への防犯灯の新規設置等を積極的に働きかけた。

部長賞（徳島県）

相談業務を端緒として、高齢者が被害にかかる贋物の高額着物売買を仮装した詐欺及び特定商取引法違反事件を検挙した。

課長賞（栃木県）

「近所の空き家に子どもが出入りしているので危険である。」との相談を受理し、学校と連携を図ると共に児童への指導とパトロールを強化し、住民の不安を解消した。

署長賞（石川県）

「放し飼いの犬が児童に危害を加える可能性があり不安である。」との相談を受理し、チラシを作成配付して注意を喚起した結果、放し飼いの犬が見られなくなり、地域住民の不安を解消した。

行政課題 警察改革への取組

評価の対象とする政策の名称 第2 「国民のための警察」の確立

1 国民の要望・意見の把握と誠実な対応 - b

1 政策の内容

告訴・告発への取組みの強化

〔告訴・告発については、国民の権利等を不当に侵害することのないよう、その取扱いの適正化と迅速的確な捜査の推進を図る。〕

2 指標

(1) 告訴・告発の取扱い状況の把握

平成13年の受理件数は3,319件で、平成11年に比べ947件(39.9%)の増加、処理件数は3,167件で、平成11年に比べ739件(30.4%)の増加、未処理件数は3,867件で、平成11年同期に比べ892件(30.0%)の増加となっている。

	9年	10年	11年	12年	13年
受理件数	2,334	2,478	2,372	3,449	3,319
処理件数	2,563	2,554	2,428	2,713	3,167
未処理件数	3,114	3,015	2,975	3,715	3,867

告訴・告発の処理状況

	12年	13年
受理後1年未満	1,772(65.3%)	2,074(65.5%)
受理後1年以上	941(34.7%)	1,093(34.5%)
合計	2,713(100.0%)	3,167(100.0%)

告訴・告発の未処理状況

	12年	13年
受理後1年未満	1,936(52.1%)	1,891(48.9%)
受理後1年以上	1,779(47.9%)	1,976(51.1%)
合計	3,715(100.0%)	3,867(100.0%)

(2) 告訴・告発の取組み状況の把握

ア 体制の強化

地方警察官の増員

告訴・告発を適正に受理し、迅速に事件処理するための体制の確立のため、所要の増員がなされた。

警察庁職員の増員

平成13年度に告訴・告発事件捜査指導強化のため1名(係長)の増員がなされた。

イ 指導・教育の強化

告訴専門官会議の開催

平成12年以降、毎年、全国の告訴専門官を対象とした告訴専門官会議を開催し、告訴・告発の現状認識、適正化に向けた告訴専門官の役割、迅速的確な捜

査の推進方策等について協議している。

「告訴専門官」とは、警察署における告訴・告発の取扱いの現状を常に把握するとともに、専門的・技術的指導等を行うために、各都道府県警察本部捜査第二課に設置された職であり、民・商事に係る法令・実務知識に通暁した警視又は警部の階級にある者をもって充てられている。

告訴・告発捜査専科の新設

告訴専門官を補助する警部補を対象とした告訴・告発捜査専科（全国規模）を平成13年度に新設し、同年度は専科生51名に対して、告訴・告発の現状と問題点、受理（相談を含む）要領、受理時の配意事項、処理要領等について教育している。

都道府県警察に対する業務指導の強化

平成12年以降の告訴・告発の受理等の増加に対応するため、都道府県警察本部、警察署に赴き、告訴・告発に関する実態調査及び指導を行うための体制を強化するなどにより、回数、内容ともに拡充させた業務指導を実施している。

また、都道府県警察を挙げて、集中的かつ効率的に告訴・告発事件捜査を推進するため、告訴・告発捜査強化月間等の指定等を推奨している。

ウ 評価の見直し

告訴・告発事件については、これまで必ずしも評価が高くなかったが、社会的反響の大きいものや立証に困難を伴う事件もあり、地道に捜査を尽くしている部署・個人に十分な評価を付与して、その士気高揚を図るため、平成12年以降、告訴・告発事件捜査に係る賞揚を行っている。また、これに伴い、各都道府県警察においても、同様の評価の見直しを実施している。

3 経過の分析

(1) 推進状況

全都道府県警察において告訴・告発捜査強化月間等を実施するなど、告訴・告発の処理を積極的に推進した結果、処理件数が大幅に増加し、13年ぶりに3,000件の大台を突破した。

告訴・告発の適正な取扱いが図られ、平成13年度中の告訴・告発の受理・処理をめぐる不適正事案（懲戒処分を受けたもの）は皆無であった。

(2) 問題点

処理件数は大幅に増加しているものの、受理件数がそれを大きく上回る水準で推移していることから、未処理件数が年々増加している状況にある。

社会・経済をとりまく状況の急激な変化に伴い、告訴・告発事件の内容の複雑化が進み、捜査期間が長期化している状況にある。

4 今後の課題

これまで、地方警察官の増員を始めとする捜査体制の確保等各種取組みを推進してきたことにより、処理件数が大幅に増加するなど一定の成果が現れつつあるが、依然として未処理件数の増加と捜査期間の長期化が懸念される状況にあることから、引き続き捜査体制及び指導体制の強化を図るなどして、その取扱いの適正化と迅速的確な捜査をより一層強力に推進していく。

5 所管課

捜査第二課

行政課題 警察改革への取組

評価の対象とする政策の名称 第2 「国民のための警察の確立」

1 国民の要望・意見の把握と誠実な対応 - c

1 政策の内容

職務執行における責任の明確化

窓口職員等の名札の着用、警察官等の識別章の着装及び警察手帳の形状変更を実施し、警察官等の職務執行における責任を明確化し、職務執行の適正を担保することにより、国民の信頼回復を図る。

(写真1、2参照)

2 指標

(1) 窓口職員等の名札の着用者数の推移(平成13年、平成14年)

- ・ 着用実施

警察庁(内部部局、附属機関及び地方機関)

平成13年1月から実施

各都道府県警察

平成13年6月から実施

- ・ 名札を着用する職員(別添1参照)

- ・ 着用者数の推移(別添2参照)

(2) 警察官等の識別章の着装状況

- ・ 試行実施等

平成13年2月1日から6月30日までの間

全都道府県警察計175警察署(約2万人が着装)

第一線警察官に対するアンケート及び都道府県警察に対する意見照会を実施

これらの意見等を踏まえデザインを決定

- ・ 関係法令等を改正

警察法施行令の改正(平成14年4月1日)

警察官の服制に関する規則等の改正(平成14年7月5日)

- ・ 平成14年10月1日から実施

(3) 警察手帳の形状変更の実施状況

- ・ デザインの決定

試作品を作成し、第一線警察官に対するアンケート及び都道府県警察に対する意見照会を実施

これらの意見等を踏まえデザインを決定

- ・ 関係法令等を改正

警察法施行令の改正（平成14年4月1日）

警察手帳規則等の改正（平成14年7月5日）

- ・ 平成14年10月1日から実施

3 経過の分析

(1) 推進状況

窓口職員等の名札の着用は、警察庁及び全都道府県警察において実施され、その結果、着用者の職責の自覚が促されるとともに、相談業務等が円滑に行われるようになり、来訪する国民からは「親しみやすい」「責任ある対応が期待できる」等の反応が寄せられた（別添3参照）。

識別章の着装は、平成14年10月1日から実施されるが、制服警察官等は、勤務中は原則として識別章を着装することにより、識別可能な警察官として国民に認識されることとなる。

警察手帳の形状変更は、平成14年10月1日から実施されるが、新しい警察手帳は、自らが警察官等であることを国民に明らかにする場合には、警察手帳を開いて写真や氏名等の記載された証票を呈示しなければならない形状となった。

(2) 問題点

現時点で実施されている名札の着用に関しては、

- ・ 名指しで執拗に来訪されたり、電話がかかることがあり、業務に支障を来す
- ・ 泥酔者等から大声で名前を叫ばれる
- ・ 女性職員に対する不快な言動がある

等の問題点がある（別添4参照）。

4 今後の課題

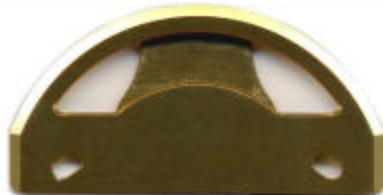
名札の着用により職責の自覚を一層促すため、実施の実態を踏まえ名札の着用の在り方等について検討を進める必要がある。

識別章の着装及び警察手帳の形状変更については、平成14年10月1日から着実に実施し、国民への浸透を図る必要がある。

5 所管課

人事課

識別章



警察手帳



名札を着用する職員

警察庁職員

- 1 庁舎の受付
- 2 情報の公開に関する事務
- 3 行政相談
- 4 地方警務官及び警察庁職員に係る贈与等報告書の閲覧に関する事務
- 5 海外渡航者等からの申請に基づく証明書発給に係る事務
- 6 個人情報ファイル簿の管理に関する事務

都道府県警察職員

警察庁において名札を着用すべき業務の一例を各都道府県警察に示しており、これに基づいて、各都道府県警察において名札着用業務等が定められている。

名札を着用すべき業務の一例

- 1 庁舎の受付
- 2 情報の公開に関する事務
- 3 遺失・拾得物の受理及びその還付並びに証紙の売払い
- 4 留置場受付における接見申出受理及び差入等物品の授受
- 5 警察総合相談、警察安全相談（仮称）及び広聴
- 6 防犯対策に関する事務
- 7 情報セキュリティの相談
- 8 警備業、古物営業及び質屋営業の許可、届出、申請等に関する事務
- 9 少年相談
- 10 危険物の運搬の届出に関する事務
- 11 風俗営業の許可等に関する事務
- 12 銃砲又は刀剣類所持の許可、火薬類の運搬の届出並びに猟銃用火薬類等の譲渡、譲り受け、輸入及び消費の許可に関する事務
- 13 警察署協議会、県警を語る会等部外の意見を聞く会議、会合等の実施
- 14 道路交通法に規定する通告に関する事務
- 15 交通事故相談
- 16 交通規制の対象から除く車両の標章の交付に関する事務
- 17 通行許可、設備外積載の許可及び道路使用許可に関する事務
- 18 駐車許可及び自動車保管場所証明に係る事務
- 19 運転免許証の発給、更新、再交付及び記載事項変更に関する事務
- 20 海外渡航者等からの申請に基づく証明書発給に係る事務
- 21 警察本部における暴力団関係相談

	平成13年6月		平成14年6月	
	着用業務 従事者数	うち常時 着用者数	着用業務 従事者数	うち常時 着用者数
警察庁	324	29	318	27
都道府県警察	72,950	41,655	74,137	42,242
合計	73,274	41,684	74,455	42,269

名札着用の効果

各都道府県警察に対し名札の着用の効果について平成14年7月に書面調査を実施したところ、以下のような回答であった。

来訪者・相談者が安心する、親しみを感じる、親近感がある。

～30都道府県

相談受理等において、担当者の名前が分かり来訪者が事後問い合わせをする際、担当者を指名することが多く業務がスムーズに行われる（業務効率がよい、引継がスムーズ等）。

～28都道府県

名札を着用することにより、窓口で対応する職員が言動等において責任ある対応を心がけるようになった（担当職員の責任感と緊張感が高揚した、言葉遣いが丁寧になった、市民応接の意識が向上した等）。

～22都道府県

その他

大規模所属では、職員同士が互いの顔と名前を一致させるのに役立つ。

来訪者にとって、職員と一般人との区別が容易で混乱しない。

「名前を教えろ」等のトラブルがなくなった。

警察署協議会において委員から「名札着用により警察のイメージが明るく感じた」との意見があった。

取扱者の名前を指定して礼状が寄せられた。

名札にキャラクターを入れており、子供や高齢者対象の交通安全教室等の活動に従事する際、受けがよい。

部外会議で名前を覚えてもらい、早期に信頼関係が築ける。

名札の着用による問題点

各都道府県警察に対し名札の着用による問題点について平成14年7月に書面調査を実施したところ、以下のような回答であった。

訪問者が担当者の名前を覚え、担当業務と無関係に名指しで執拗に来訪されたり、電話をかけてくるため業務が停滞する。

～29都道府県

女性職員に対する不快な言動がある（胸元をじろじろと見る等）。

～10都道府県

来訪者が名指しで罵倒する（大声で騒ぎ立てる、呼び捨てにする等）。

～10都道府県

名前を悪用されたり、プライバシーを侵害される（住所等を調べられた、知人を装いつこく住所を聞き出そうとされた、名前を利用して他機関に嫌がらせの電話をかけられた等）。

～10都道府県

行政課題 警察改革への取組

評価の対象とする施策の名称 第2 「国民のための警察の確立」

1 国民の要望・意見の把握と誠実な対応 - d

1 政策の内容

警察署協議会の設置

警察署協議会を開催することにより地域住民の要望・意見を把握するとともに、当該要望等を警察署の活動に反映させることにより、国民の信頼回復を図る。

2 指標

(1) 警察署協議会の開催状況(平成14年1月から6月)

- ・ 平均開催回数 2.0回(4半期に1回開催の割合)
- ・ 平均開催時間 113.6分
- ・ 平均出席率 89.8%
- ・ 1協議会当たりの委員数 8.7人

(別添1参照)

- ・ 委員の構成 男女別では男性が8,156人(74.1%)、女性が2,858人(25.9%)となっている。
分野別では、教育関係者が全体の8.7%、医療福祉関係者が6.8%、自治体関係者が9.1%、管内事業者が19.7%等となっている。
年齢に関しては、20歳から91歳までとなっている。

(別添2参照)

(2) 地域住民の要望・意見の警察活動への反映状況

住民の生の声を積極的に警察署の業務運営に取り込んだ例

- ・ 警察署独自に取り組んだ例
交番に警察官が不在の際、来訪者が書類を提出できるようにポストを設置
繁華街の違法駐車対策の実施
- ・ 自治体等の協力を得て問題の解決に取り組んだ例
街灯の設置
観光地でのピンクピラの排除

警察署の業務運営について住民の理解と協力が得られた例

- 少年非行防止のための地元PTAとの共同パトロールの実施
- 生徒や児童を守るための地域住民との共同パトロールの実施

(別添3参照)

3 経過の分析

(1) 推進状況

協議会は、4半期に1回の割合で開催されており、出席率も高い。また、地域住民の要望・意見を把握できるよう、幅広い所属組織、年齢層等から委員が委嘱されている。

警察署協議会を設置することにより、従来の個別の苦情の処理、相談の対応等に比べて、地域住民全体の要望・意見を把握することができるようになり、「国民の要望と意見の把握と誠実な対応」のための手段として妥当である。

協議会における警察側の管内状況、業務運営等の説明により、警察署の業務運営について住民の理解と協力を得ることができ、地域住民の防犯意識が向上し、また防犯や交通安全に関し自治体等の関係機関の協力を得ることにつながっている。

(2) 問題点

業務負担に関するもの

小規模署において開催回数が多い場合には、日程の調整、資料の作成、議事録の作成等が負担となることがある。

「双方向性」の運営

- ・ 委員個人の利害が絡んだ要望を述べることがある。
- ・ 一般的な意見が繰り返し出される。
- ・ 委員間の協議時間が十分確保できない。
- ・ 議題の設定や議事進行など協議会の運営全般に警察署が関与しているが、今後は、さらに協議会委員の自主的な活動を促す必要がある。

協議会委員の人選

- ・ 協議会が平日昼間に開催されるため仕事の都合等で参加できず、適任者でありながら選任できない者がいる。
- ・ 職域、地域、年齢、性別等のバランスを保つ人選が困難。

4 今後の課題

地域の安全に関する事項については、警察のみならず、地域住民、関係機関等との連携が重要となってくるが、警察署協議会において、地域住民の自主的な活動（住民によるパトロール等）を促したり、防犯や交通安全に関し警察以外の機関に対して地域住民の要望を伝え協力を求めていく。

小規模署などでは資料の作成、議事録の作成等に関し一部過大な業務負担が見受けられることから、警察署の実情に応じた開催回数を検討する。

5 所管課

総務課

平成 14 年上半期警察署協議会の開催状況について

開催回数

全国平均	2.0 回
最高	6 回 (神奈川県大和署、京都府伏見署、京都府山科署)
最低	0 回

1 回当たりの平均出席率

全国平均	89.8 %
最高	100 %
最低	44.4 % (警視庁上野署)

1 回当たりの平均開催時間

全国平均	113.6 分
最長 ^(注)	240 分 (大分県高田署)
最短 ^(注)	48 分 (警視庁玉川署)

(注) 協議会ごとの 1 回当たりの平均開催時間の最長及び最短

警察署協議会委員の構成等（平成14年6月1日現在）

(1) 総委員数

11,014名（前年比 - 51名）

(2) 委員の構成(構成比、前年比)

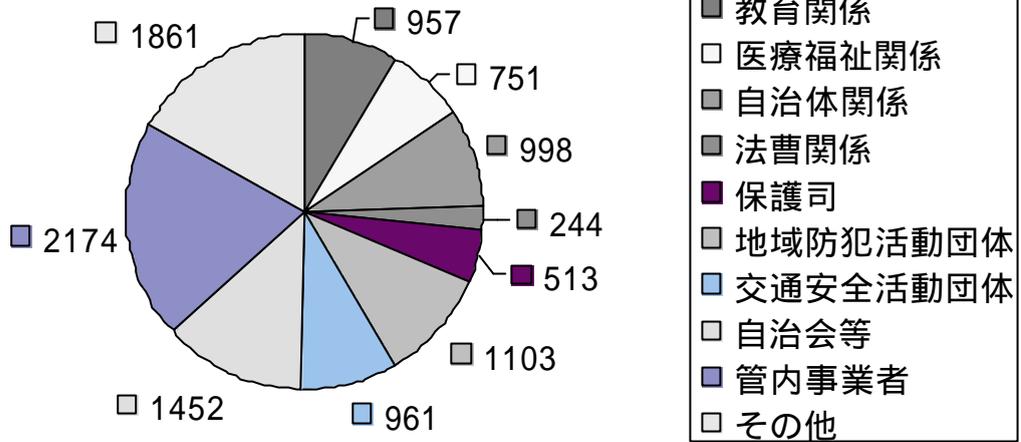
分野別			年齢別		
教育関係	957	(8.7%) (-12)	-19	0	(0.0%) (-5)
医療福祉関係	751	(6.8%) (-59)	20-29	123	(1.1%) (-9)
自治体関係	998	(9.1%) (-56)	30-39	487	(4.4%) (-84)
法曹関係	244	(2.2%) (-3)	40-49	1,337	(12.1%) (-87)
保護司	513	(4.7%) (+15)	50-59	3,426	(31.1%) (-175)
地域防犯活動団体	1,103	(10.0%) (+15)	60-69	3,681	(33.4%) (+70)
交通安全活動団体	961	(8.7%) (-21)	70-	1,960	(17.8%) (+239)
自治会等	1,452	(13.2%) (-11)	(20歳～91歳)		
管内事業者	2,174	(19.7%) (+203)	性別		
その他	1,861	(16.9%) (-122)	男	8,156	(74.1%) (-75)
			女	2,858	(25.9%) (+24)

(3) その他

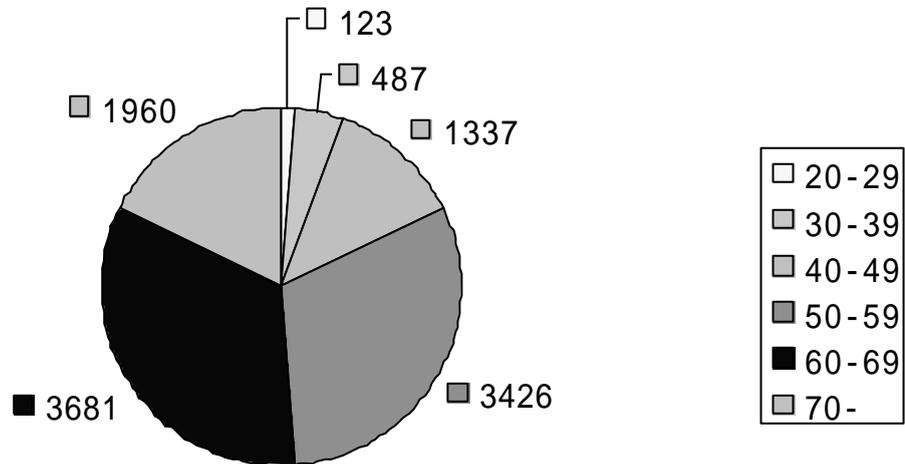
外国人委員 22名（前年比 - 2名）

公募により選出された委員 37名（前年比 - 1名）

委員の構成 (分野別)



委員の構成 (年齢別)



警察署協議会委員の意見・要望に対する対応及びその結果

1 住民の生の声を積極的に警察署の業務運営に取り込んだ例
(1) 警察署独自に取り組んだ例

岩手県大船渡警察署協議会

平成14年1月18日、「交番に警察官が不在の際、提出する書類等を持参して訪れたときに、これを差し込むことができる「ポスト」を設置して欲しい。」との要望。

同年2月14日、管内の2交番に、大型ポストを設置。

交番勤務員の不在時に、交番に提出する書類等を持参した来訪者がポストを活用できることから、無駄足を省くことに。

なお、駐在所については、住居用のポストを活用して対応。

宮崎県日向警察署協議会

平成13年12月3日、「夜間、繁華街の道路脇に違法駐車タクシーが多く、通行しにくい。注意しても聞かないが、警察の指導・取締を強化して欲しい。」との要望。

タクシー協会日向支部総会において改善を指導。タクシー運転手に対する交通安全講習を開催し指導。タクシー会社の運行管理者、運転者等に対する交通事故防止検討・研修会を開催し、駐車禁止の指導のほか、待機場所の設定検討を指導。

繁華街におけるタクシーの違法駐車はなくなった。

(2) 自治体等の協力を得て問題の解決に取り組んだ例

青森県むつ警察署協議会

平成14年5月22日、「街灯の数が少なく町全体が暗く、防犯の観点から街灯の設置を働きかけて欲しい。」との意見。

同年5月末、むつ市及び東北電力株式会社に街灯の設置について要望。

同年8月から9月にかけて、むつ市田辺地区に3基、大湊地区に2基を設置。

京都府松原警察署協議会

平成13年6月27日、「観光都市としてピンクビラは見苦しい。犯人が貼ってもメリットがないと思うまで、粘り強く対策を講じて欲しい。」との要望。

電話ボックス・電柱等へのピンクビラ排除に積極的に取り組み、京都市や少年補導委員会等と合同で排除活動を長期的に実施し、開始後約150万枚を排除した。

環境浄化に効果を上げており、貼付は昨年のお10分の1程度となり、管内の刑法犯認知件数も約20%低下するという好影響をもたらした。

2 警察署の業務運営について住民の理解と協力が得られた例

広島県大竹警察署協議会

平成14年3月12日、「少年による万引事案が多いと聞くが、住民も一緒に予防対策を講じてはどうか。」との意見。

同年2月22日から4月6日までの間、重点警らを予定していたが、協議会の要望を受け、体勢を強化して、地元の小方中学校PTA延べ155人と交番員が共同パトロールを実施。

平成13年12月、平成14年1、2月の少年による万引が23件が発生していたが、3月及び4月には0件となった。

愛媛県宇和警察署協議会

平成14年1月29日、「地域全体で生徒や児童を犯罪から守るために、学校を中心に地域住民と警察官が共同で警らをして欲しい。」との要望。

同年7月12日から、県警のシンボルマーク「まもるくん」の腕章をつけ、学校内に設置した警ら箱を中心に協議会委員等地域住民と警察官が月1回の割合で共同警らを実施。

地域全体で児童・生徒を守っていくという考えが浸透し、さらに地域と警察の連携が強化された。

行政課題 警察改革への取組み

評価の対象とする政策の名称 第2「国民のための警察」の確立

2 国民の身近な不安を解消するための警察活動の強化 - a

1 政策の内容

空き交番の解消、駐在所の再評価及びパトロールの強化

国民は安心して暮らせる社会の実現を求めているところ、パトロール強化等により国民の犯罪に対する不安感を軽減することにより、警察に対する国民の信頼回復を図る。

2 指標

(1) 交番相談員^(注)の配置箇所数

空き交番を解消するなど交番の機能を強化するため、交番に交番相談員の配置を進めている。

平成14年6月30日現在における交番相談員の配置箇所数は2,177箇所、平成13年12月31日現在に比べ87箇所(4.2%)増加した。

	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年
配置箇所数	1,278	1,480	1,824	2,090	2,177

* 平成10～13年は12月31日現在、平成14年は6月30日現在

(注)交番相談員；都市部の主要な交番に警察官OB等を配置しているもの。地理案内、遺失・拾得届の受理、自転車盗等の被害届の取扱い等を行っている。

(2) 地域警察官による刑法犯検挙人員

地域警察部門においては、国民の身近な不安を解消するため、パトロールを強化し、犯罪等の発生の未然防止及び犯罪の積極的な検挙に取り組んでいる。

平成14年1月から6月までの間における刑法犯検挙人員は16万2,390人で、前年同期に比べ1万4,663人(9.9%)増加したが、同期間における地域警察官による刑法犯検挙人員は12万4,834人で、前年同期に比べ1万4,501人(13.1%)増加した。

平成14年1月から6月までの間における刑法犯検挙人員のうち、76.9%が地域警察官によるものであった。

	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年
刑法犯検挙人員	146,880	146,006	143,445	147,727	162,390
うち 地域検挙	112,472	113,982	109,071	110,333	124,834

* 各年上半期

(3) パトロールカードの活用状況

地域安全の確保に必要な情報の提供等を行うことにより住民の安心感を醸成するため、パトロール強化方策の一環として、パトロールカードを活用したパトロールを推進することとしたところ、住民からの感謝の言葉が寄せられたほか、警察署協議会において感謝する発言があった。

【事例】

新興住宅地域において、子供に対する声かけ事案やのぞき見事案等が多発したことから、同地域への新規転入家庭に対して各種事案の発生状況等を記載したパトロールカードを配布してパトロールを実施したところ、「当初は何も分からず不安でしたが、パトロールカードを見て管轄する交番も分かりほっとしました。」との感謝の言葉が寄せられた。

深夜、小学校に自動車、バイク等がい集し、迷惑な行為を繰り返しているとの届出を受け、パトロールカードを学校及びその周辺家庭に配布してパトロールを実施したところ、「連日連夜パトロールをしていただきありがとうございます。」との感謝の言葉が寄せられた。

警察署協議会において、「朝、郵便受けを見ると深夜時間帯のパトロールカードがよく入っています。近所でも郵便受けにカードが入っていたということで話題に出ることがあります。非常に安心感が持てるし、地域の警察官に親近感が持てます。」との感謝する発言があった。

3 経過の分析

交番相談員の配置箇所数は、増加傾向で推移しており、空き交番の解消が着実に進められている。

国民の最も要望しているパトロールの強化に最優先で取り組んだところ、平成14年1月から6月までの間における地域警察官による刑法犯検挙人員が、前年同期に比べ1万4,501人(13.1%)増加した。平成14年1月から6月までの間における刑法犯検挙人員の増加分のうち、98.9%が地域警察官によるものであった。

パトロールカードを活用することにより、昼夜を問わずパトロールを強化していることを住民に知らせることで、住民の安心感を醸成することができている。

4 今後の課題

国民は、パトロールの強化を望むとともに、空き交番の解消も望んでいる。地域警察官を積極的に街頭で活動させつつ、空き交番を発生させないようにするため、交番相談員の配置箇所数を更に増加させる必要がある。

警ら活動、立番及び街頭における警戒活動を強化するとともに、これらの活動を通じた徹底した職務質問等を行うことにより、犯罪等の未然防止及び犯罪の積極的な検挙を図る必要がある。

5 所管課

地域課

行政課題 警察改革への取組み

評価の対象とする政策の名称 第2「国民のための警察」の確立

2 国民の身近な不安を解消するための警察活動の強化 - b

1 政策の内容

犯罪のないまちづくりの推進

犯罪を減少させ、市民が犯罪の被害に遭わない、安全で安心できる地域社会を形成することで、国民が感じる犯罪への不安感を軽減し国民の信頼を回復する。

2 指標

(1) 防犯基準等に適合した道路、公園、共同住宅等における犯罪発生状況

街頭緊急通報システム（スーパー防犯灯）の整備

平成13年度事業として「歩いて暮らせる街づくり」モデルプロジェクト地区から10地区を選定し、各地区のモデル道路・公園に合計190基を設置し、平成14年4月より運用を開始した。

(別添1参照)

スーパー防犯灯を設置した道路、公園における犯罪発生状況(H14.4～6月末)

モデル道路・公園における刑法犯認知件数が減少した都道府県・・・4県

(別添2参照)

事件・事故に係るスーパー防犯灯の利用件数・・・10件(検挙事例なし)

内訳) ひったくり・・・3件

不審者・つきまとい・・・3件

被害・事故の訴え出・・・2件

その他連絡・・・2件

いたずら・誤報の件数・・・429件(うちいたずら346件)

(別添3参照)

スーパー防犯灯活用事例(新潟県上越市)

上越市内に居住する未就学の子ども2名(5歳、4歳)が、6月1日午後3時ころから自転車で外出したまま帰宅しなかったため、両親からの通報を受けた上越南署では、全署員を招集し、地域消防、タクシー等への協力を依頼するなどして捜索を行ったところ、午後9時08分ころ、「スーパー防犯灯 No18 で発報。子どもが助けを求めている」との本部指令を受理、臨場したところ上記迷子と判明。両親に引き渡した。

防犯モデルマンション制度の普及状況(H14.6月末現在)

広島(防犯モデルマンション制度)

・ 認定43件 総申請件数76件

・ 犯罪発生件数を含む住民の不安感調査を本年、大学の研究グループと共に実施予定。

静岡(防犯モデルマンション認定制度)

- ・ 審査 9 件 総申請件数 10 件
- ・ いずれも現在審査中（全て建築中）であるため、犯罪発生状況なし
大阪（防犯モデルマンション登録制度）
- ・ 登録 3 件 総申請件数 4 件
- ・ 防犯モデルマンション内における刑法犯被害認知はなし

(2) 自治体、企業を含む地域住民や NPO 等の民間ボランティアとの連携状況

自治体、企業、地域住民と連携し施策を講じた例

安全・安心まちづくりに関係する県の担当課と県警で合同の調査研究会を発足させ、講演会や安全・安心まちづくり先進地域の視察を実施。

ハイヤー協会、警備業協会に申し入れを行い、パトロールを実施。

自治体へ働きかけ、町村独自の地域安全パトロール隊を発足。

NPO 等民間ボランティアとの連携状況

地域内のビル管理者、店舗経営者、住民により設立された NPO 法人や、町内会、少年補導員等と共同で夜間パトロールを行い、客引き行為の防止活動や危険箇所のチェックを実施した。

3 経過の分析

(1) 推進状況

スーパー防犯灯については、運用後 3 ヶ月しか経過しておらず、具体的な検挙に結びついた事例はないものの、ひったくり被害、つきまとい等の不審者に係る事案での通報等に活用されている。

13 年度事業としてスーパー防犯灯を設置した 10 箇所のうち特に刑法犯認知件数の高い設置区域において、設置後 3 か月間のうちに刑法犯認知件数の減少がみられた。

自治体、企業、地域住民や NPO との連携により、地域における自主防犯意識の高揚が見られ、全国約 1200 の市区町村で生活安全条例が制定されるなど安全・安心まちづくりに対する地域全体での活動の盛り上がりが見られる。

(2) 問題点

スーパー防犯灯

いたずら・誤報の件数が多く、正しい利用が行われていない。

利用の件数、内容について設置地区でばらつきがある。

設置地区によっては、犯罪の発生件数そのものが少ないところがあり効果の測定が困難である。

防犯モデルマンション

未だ運用が全国で 3 府県しかなく、全国的な広がりには欠ける。

自治体、企業、地域住民、NPO 等との連携

特定非営利団体の約 8.1% (531 団体) が定款に地域安全活動の推進を規定しているが、実際に警察と協力し活発な活動を行っている NPO 団体数は 5 団体と少ない。

4 今後の課題

スーパー防犯灯の設置と正しい使い方についての広報・啓発活動を更に充実させる。

スーパー防犯灯設置周辺地区の住民を対象として、設置前後での犯罪に対する不安感等の調査を実施し、刑法犯認知件数であらわすことができない住民の安心度を調査する。(科学警察研究所と協力し、アンケート調査実施予定。)

都道府県警察に対して、防犯モデルマンション制度の創設に向けた積極的な情報提供や指導を行い、当該制度の全国的な普及を図る。

活動的なNPOの発掘とその自主性を尊重した協力関係の構築。

5 所管課

生活安全企画課

スーパー防犯灯設置地区一覧

都道府県名	市町村名	地区名	管轄警察署	設置基数
北海道	岩見沢市	岩見沢駅周辺地区	北海道岩見沢警察署	17
宮城	古川市	古川中心地区	宮城県古川警察署	19
山形	鶴岡市	鶴岡市中心地区	山形県鶴岡警察署	19
東京	墨田区	隅田川・向島地区	警視庁向島警察署	19
新潟	上越市	高田地区	新潟県上越南警察署	19
富山	富山市	とやま中心地区	富山県富山警察署	19
愛知	春日井市	鳥居松地区	愛知県春日井警察署	19
大阪	豊中市	千里ニュータウン地区	大阪府豊中警察署	19
香川	善通寺市	善通寺市快適居住空間 創造地区	香川県善通寺警察署	21
沖縄	沖縄市	沖縄市中心市街地地区	沖縄県沖縄警察署	19

別添 2

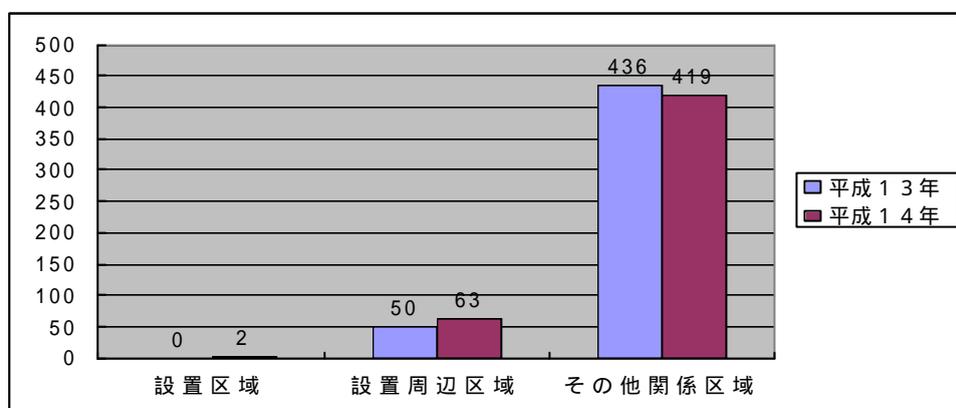
スーパー防犯灯を設置した防犯モデル道路・公園等における刑法犯認知件数

設置区域・・・スーパー防犯灯を設置した「防犯モデル道路」及び「防犯モデル公園」をいう。

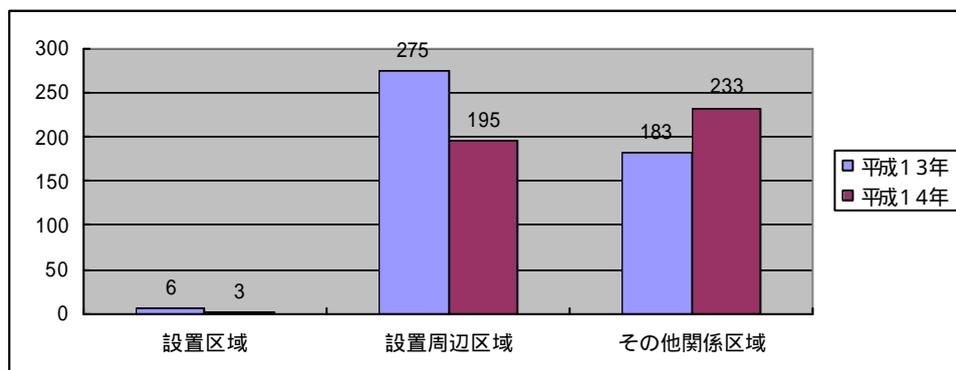
設置周辺区域・・・設置区域を包含する又はこれに隣接する街区から設置の区域を除いた区域をいう。

その他関係区域・・・設置の区域をその管轄区域として包含し又はこれに隣接する区域を管轄区域とする警察署の管轄区域全体から設置区域及び設置周辺区域を除いた区域をいう。

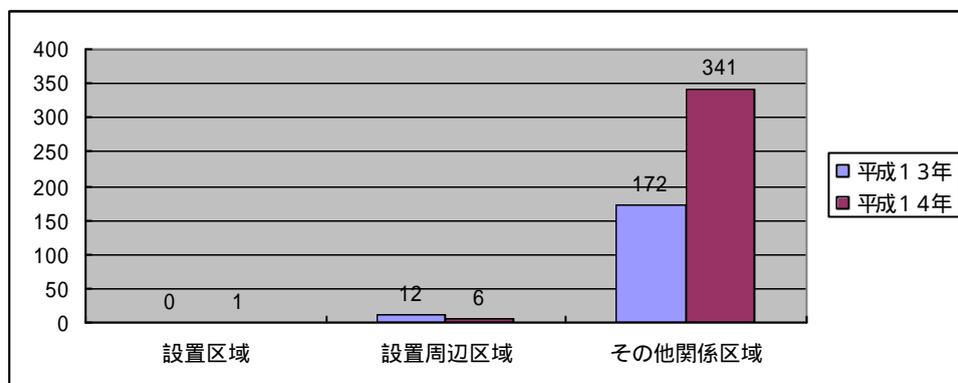
北海道



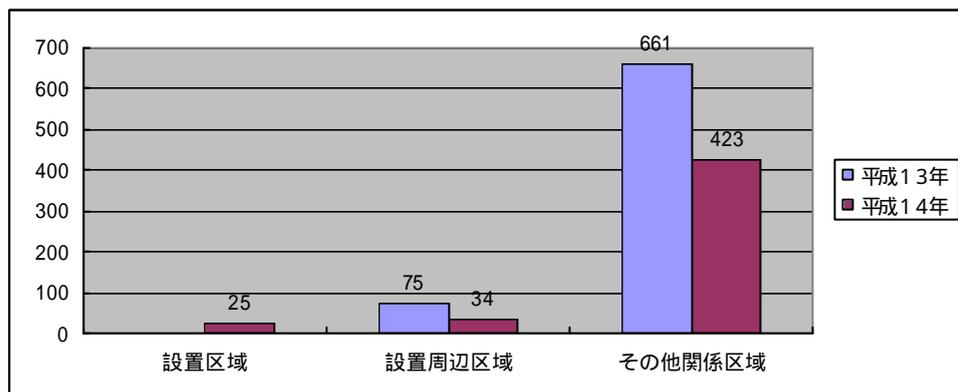
宮城



山形

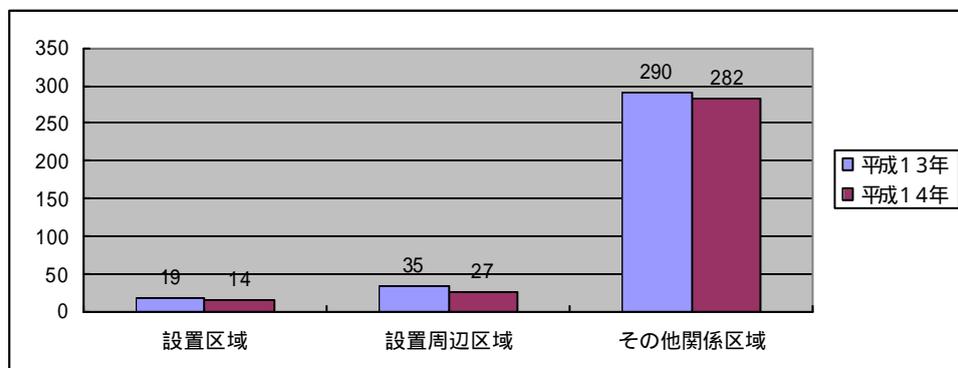


警視庁

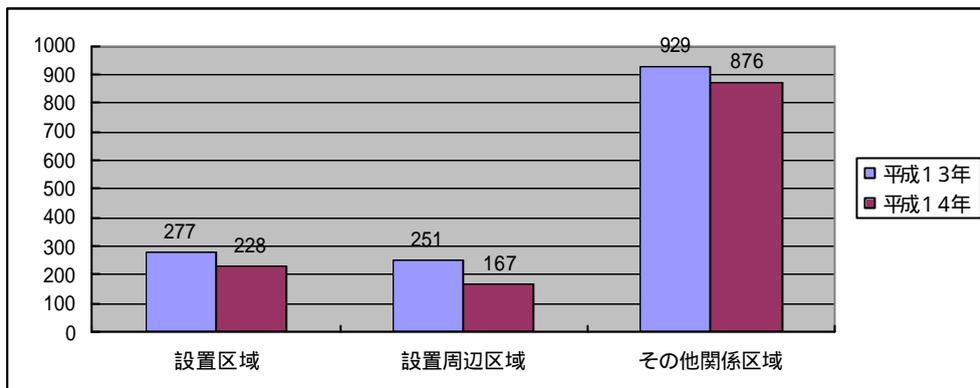


設置区域における平成13年の件数は統計が取れず不明。

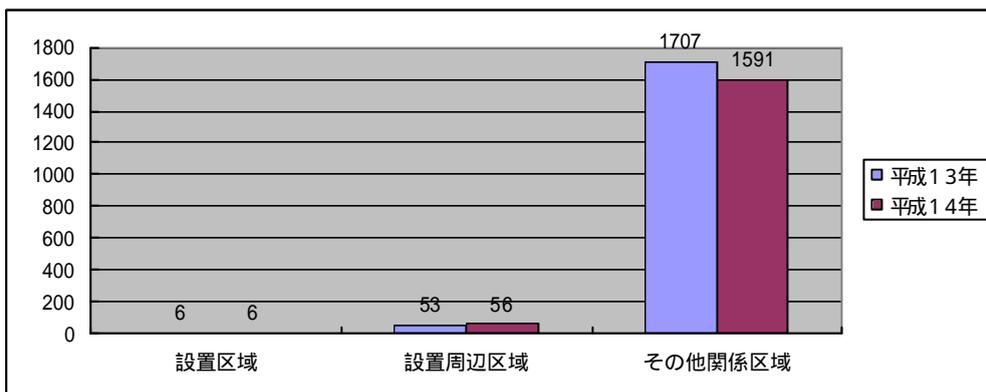
新潟



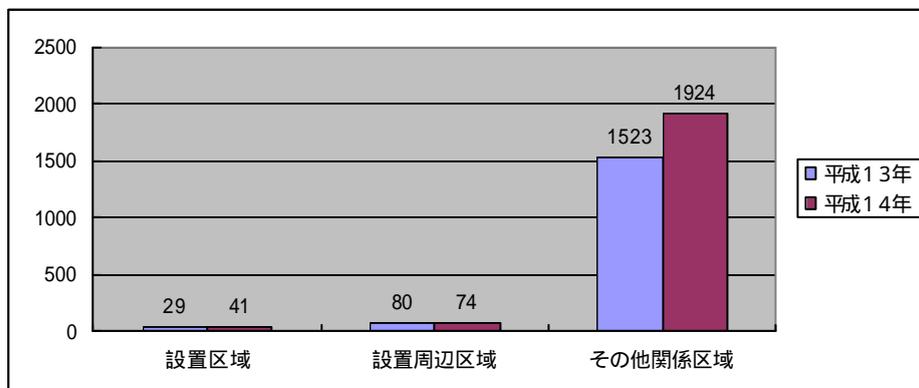
富山



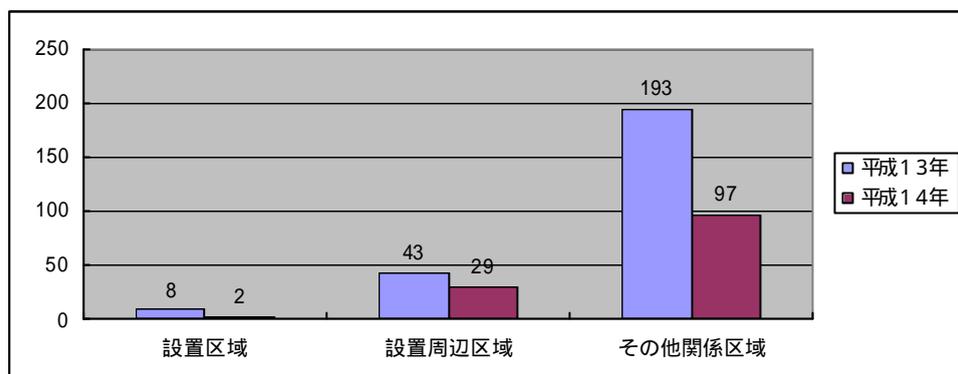
愛知



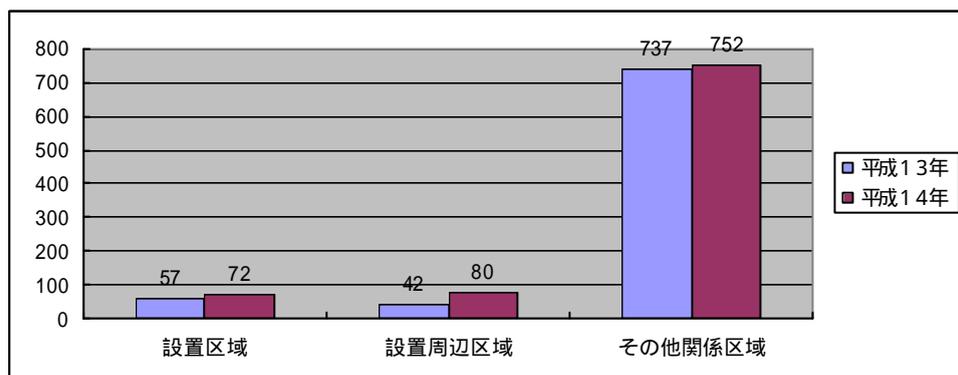
大阪



香川



沖縄



活用状況

平成13年事業で設置した全国10地区における、事件、事故によるスーパー防犯灯の利用件数（平成14年4月から6月末日まで）

	件数	内容
北海道岩見沢市	0	
宮城県古川市	1	不審者がいたとの通報。臨場するも未発見。
山形県鶴岡市	0	
東京都墨田区	5	ひったくり3件（いずれも別の場所で被害に遭い通報） 住居侵入1件（子どもがボールを拾うため敷地に侵入） つきまとい1件
新潟県上越市	2	自動車盗の訴え出、迷子
富山県富山市	0	
愛知県春日井市	1	交通物件事故当事者による通報。
大阪府豊中市	0	
香川県善通寺市	1	路上で犬が死んでいるとの連絡。
沖縄県沖縄市	0	
合計	10	

いたずら・誤報

	いたずら	誤報
北海道岩見沢市	0	2
宮城県古川市	26	14
山形県鶴岡市	52	8
東京都墨田区	1	25
新潟県上越市	15	1
富山県富山市	7	0
愛知県春日井市	18	7
大阪府豊中市	22	3
香川県善通寺市	12	20
沖縄県沖縄市	193	3
合計	346	83

行政課題 警察改革への取組

評価の対象とする施策の名称 第2 「国民のための警察」の確立

2 国民の身近な不安を解消するための警察活動の強化 - b

1 政策の内容

事故のないまちづくりの推進

交通管制システムや信号機の機能を高度化して、交通の状況に応じた信号制御を行うなどの特定交通安全施設等整備事業を推進することにより、交通の安全の確保、交通の円滑化の確保、環境負荷の低減を図る。

本事業のうち政策評価の対象とした事業項目の名称・内容は、別添1のとおりである。

2 平成13年度の主な特定交通安全施設の整備基数

	平成13年度の整備基数
集中制御化	2,682
プログラム多段系統化	565
半感応化	372
閑散時半感応化	344
右折感応化	119
多現示化	824
プログラム多段化	2,615
閑散時押ボタン化	56
速度感応化	23
高速走行抑止システム	17
(対向車接近表示システム	21
注) 弱者感応化	375
整 歩行者感応化	54

備基数は当初予算分のみを計上した。

3 指標

特定交通安全施設等整備事業による交通人身事故の抑止効果、交通円滑化及び二酸化炭素排出量の削減効果

特定交通安全施設整備事業の評価は、部外有識者（学識経験者等）からなる「交通安全施設の効果に関する調査研究委員会」（委員長：横浜国立大学・大藏泉教授）が、評価対象期間中に整備した特定交通安全施設等の一定割合を抽出し、これら施設等の整備前後の交通事故・交通渋滞の発生状況等を比較分析の上、算出した効果及び測定結果に基づき、実施している。

平成14年3月にまとめられた評価は、平成8年度から12年度までの5年間の対象期間とするもので、同期間の整備事業については、以下のように効果及び評価がまとめられている。

(1) 効果

特定交通安全施設等により評価対象期間中に得られた効果は、次のとおりと試算される。

交通人身事故の抑止効果(別添2参照)

約11万件(金額に換算して約4,000億円)

交通円滑化効果(別添3参照)

約1兆5,000億円

二酸化炭素排出量の削減効果(別添3参照)

約131万t-CO₂

経済便益(+)

約1兆9000億円

(2) 費用便益

評価対象期間中の特定交通安全施設等整備事業の予算額は約1,918億円であるが、これによる経済便益は約1兆9000億円に達しており、約10倍の投資効果がみられる。

(3) 必要性、有効性、優先性等からの検討

特定交通安全施設等整備事業は、交通の安全の確保、交通の円滑化の確保、環境負荷の低減に高い効果を発揮しており、国民の安全で安心できる生活環境を確保するために不可欠なインフラであるため、引き続き推進する必要がある。

4 今後の課題

これまで、数次にわたる長期計画に基づき、交通安全施設等の整備を推進し、高い交通事故抑止効果、円滑化効果等を上げてきているが、今後とも、バリアフリー化、環境対策の推進の緊急性の高まり等道路交通を巡る諸情勢の変化に即応しつつ、交通の安全と円滑の確保が必要な箇所について優先的かつ計画的に特定道路交通安全施設を整備し交通事故抑止効果、円滑化効果等を図っていく必要がある。

5 政策所管課

交通規制課

主な特定交通安全施設整備事業

事業項目	事業内容
集中制御化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 車両感知器等によって収集した渋滞情報等を基に、複雑に交差する都市内の道路や交通量の多い幹線道路の信号機を、交通管制センターのコンピュータにより面的に制御する
プログラム多段系統化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象区間内の信号制御パターンを曜日や時間帯に応じて自動的に変化させ、交通の流れを円滑する
半感応化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幹線道路に交差する道路に車両感知器を設置し、車両が感知されないときは幹線道路の信号を優先して青にする
開散時押ボタン化、開散時半感応化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幹線道路の交差点のうち、夜間等の交通開散時は従道路の交通量がほとんどない交差点を対象として、ピーク時は通常の制御を行い、開散時は幹線側を青、従道路側を赤としておき、従道路側に車両を感知（歩行者の場合は押ボタン操作）した時のみ信号表示を変える
右折感応化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 右折矢印信号の表示時間を、右折車両の交通量に応じて変化させる
多現示化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 右折矢印信号を設置するなどして信号現示を増加させ、特定の方向に進行する交通流を分離する
プログラム多段化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 信号制御パターンを曜日や時間帯に応じて自動的に変化させることにより、交通量に応じた信号制御を行う
速度感応化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 異常な高速度で暴走する車を感知した場合、警告を与え信号を赤にする
高速走行抑止システム	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高速走行車両を検知し、これに対し警告板で警告を与え、減速、安全運転を促す
対向車接近表示システム	<ul style="list-style-type: none"> ・ 見通しの悪いカーブ等において、車両感知器により対向車の接近を感知し、「対向車接近」等の警告を表示する
弱者感応化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者や身体障害者等が、専用の押ボタンや携帯する専用の発信器を操作することにより、歩行者用信号の青時間を延長する
歩行者感応化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 横断歩行者を感知した場合は歩行者用信号の青時間を延長し、感知しない場合は横断青時間を短縮する

交通事故抑止効果

(単位:件)

事業 年度	集中制御化		プログラム多段系統化		半感応化		閑散時半感応化		右折感応化	
	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数
平成 8年度	2,212	774	840	323	450	200	510	326	170	164
平成 9年度	2,318	2,360	750	936	390	574	470	954	150	473
平成 10年度	2,848	4,168	805	1,534	396	924	515	1,584	136	749
平成 11年度	2,721	6,117	560	2,060	296	1,232	440	2,195	173	1,047
平成 12年度	3,550	8,312	950	2,641	440	1,559	550	2,829	221	1,427
小計	13,649	21,730	3,905	7,494	1,972	4,489	2,485	7,888	850	3,860

事業 年度	多現示化		プログラム多段化		閑散時押ボタン化		速度感応化		高速走行抑止	
	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数
平成 8年度	750	956	3,040	1,110	100	26	120	55	24	3
平成 9年度	720	2,831	2,580	3,161	84	74	90	150	22	7
平成 10年度	869	4,856	2,955	5,181	74	115	68	222	29	13
平成 11年度	898	7,109	3,017	7,361	50	147	50	276	24	18
平成 12年度	1,406	10,047	3,230	9,641	100	186	80	335	24	23
小計	4,643	25,800	14,822	26,454	408	548	408	1,037	123	64

事業 年度	対向車接近表示		弱者感応化		歩行者感応化		計
	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数	抑止件数
平成 8年度	60	70	360	171	200	137	4,315
平成 9年度	36	182	500	580	300	480	12,759
平成 10年度	28	256	328	973	120	767	21,342
平成 11年度	29	323	278	1,261	96	915	30,061
平成 12年度	29	390	278	1,525	96	1,047	39,962
小計	182	1,221	1,744	4,509	812	3,346	108,440

- ・ 単位未満四捨五入しているため、表中の各項目の和が小計と必ずしも一致しない。
- ・ 事業内容の詳細は、別添 1 参照。
- ・ 「抑止件数」とは、人身事故の抑止件数である。
- ・ 整備初年度の抑止件数は、整備時期が年度当初から年度末にわたっているため、1基当たりの1年間の効果×基数で算出される抑止件数の半分とし、翌年度からの抑止件数は、その年度の抑止件数の半分と過年度の抑止件数の累積との和としている。

交通事故抑止効果による経済便益

$$= 360.7 \text{万円 (事故 1 件あたりの経済的損失)} \times 108,440 \text{(事故抑止件数)}$$

$$= 39,114,308 \text{万円}$$

$$4,000 \text{億円}$$

日本交通政策研究会の算定による。(人的損害と物的損害の直接的損害と、救出救急搬送費、警察処理費用、交通渋滞による損失等間接的損害が含まれる)

交通円滑化効果

(時間便益)

(単位:億円)

事業 年度	集中制御化		プログラム多段系統化		半感応化		右折感応化		合計
	基数	効果(億円)	基数	効果(億円)	基数	効果(億円)	基数	効果(億円)	効果(億円)
平成 8年度	2,212	369	840	154	450	4	170	3	530
平成 9年度	2,318	1,125	750	447	390	10	150	9	1,591
平成 10年度	2,848	1,986	805	733	396	16	136	15	2,750
平成 11年度	2,721	2,915	560	984	296	22	173	21	3,942
平成 12年度	3,550	3,961	950	1,261	440	28	221	28	5,279
小 計	13,649	10,356	3,905	3,579	1,972	80	850	76	14,092

(走行便益)

事業 年度	集中制御化		プログラム多段系統化		半感応化		右折感応化		合計
	基数	効果(億円)	基数	効果(億円)	基数	効果(億円)	基数	効果(億円)	効果(億円)
平成 8年度	2,212	14	840	6	450	0	170	0	21
平成 9年度	2,318	43	750	17	390	1	150	0	62
平成 10年度	2,848	76	805	25	396	2	136	1	104
平成 11年度	2,721	112	560	34	296	2	173	1	149
平成 12年度	3,550	152	950	44	440	3	221	1	199
小 計	13,649	396	3,905	126	1,972	8	850	4	534

・ 単位未満四捨五入しているため、表中各項目の和が小計と必ずしも一致しない。

・ 整備初年度の経済便益は、整備時期が年度当初から年度末にわたっているため、1基当たりの1年間の経済便益×基数で算出される経済便益の半分とし、翌年度からの経済便益は、その年度の経済便益の半分と過年度の経済便益の累積との和としている。

交通円滑化効果による経済便益

= 1兆 4,092億円 (時間便益) + 534億円 (走行便益)

= 1兆 4,626億円

1兆 5,000億円

二酸化炭素排出量削減効果

(単位 :-CO₂)

事業 年度	集中制御化		プログラム多段系統化		半感応化		右折感応化		合計
	基数	効果	基数	効果	基数	効果	基数	効果	効果
平成 8年度	2,212	30,946	840	18,060	450	783	170	332	50,121
平成 9年度	2,318	94,321	750	52,245	390	2,245	150	958	149,768
平成 10年度	2,848	166,593	805	85,678	396	3,612	136	1,517	257,400
平成 11年度	2,721	244,503	560	115,025	296	4,816	173	2,121	366,466
平成 12年度	3,550	332,235	950	147,490	440	6,097	221	2,891	488,713
小 計	13,649	868,597	3,905	418,498	1,972	17,553	850	7,820	1,312,468

・ 単位未満四捨五入しているため、表中の各項目の和が小計と必ずしも一致しない。

・ 整備初年度の削減効果は、整備時期が年度当初から年度末にわたっているため、1基当たりの1年間の効果×基数で算出される削減効果の半分とし、翌年度からの削減効果は、その年度の削減効果の半分と過年度の削減効果の累積との和としている。

二酸化炭素の削減効果は、

約 131万トンのCO₂

行政課題 警察改革への取組み

評価の対象とする政策の名称 第2 「国民のための警察の確立」

2 国民の身近な不安を解消するための警察活動の強化 - c

1 政策の内容

ストーカー行為等新たな問題への対応

ストーカー事案に関しては、被害者からの訴えや相談に対する警察の対応の在り方が厳しく問われていたことから、被害者の立場に立った的確な対応を推進することにより、国民の信頼回復を図る。

2 指標

ストーカー行為等の規制等に関する法律の運用状況（法施行日（平成12年11月24日）～平成14年6月30日）

（1）ストーカー規制法の適用状況

ア 警告（第4条関係）	1,461件
イ 仮の命令（第6条関係）	なし
ウ 禁止命令等（第5条関係）	58件
エ 援助（第7条関係）	1,152件
オ 検挙件数	
ストーカー行為罪（第13条関係）	229件
禁止命令違反（第14条関係）	16件

（2）他法令による検挙状況

1,426事件

（内訳）傷害267事件、脅迫218事件、住居侵入193事件、器物損壊172事件等

（3）その他対応状況（複数計上）

防犯指導実施件数 11,761件、指導警告実施件数 3,736件

パトロール実施件数 1,696件、他機関等への引継ぎ 366件

他機関とは、医療機関、保健所、婦人相談所、福祉事務所、弁護士会等

（別添資料参照）

3 経過の分析

（1）推進状況

ストーカー規制法を適用して警告した1,461件のうち、禁止命令等に至った件数は58件であり、実施された58件の禁止命令等のうち、16件が命令違反として検挙されている。

（2）問題点

警察が相談等を受けていながら、結果として事件に発展したケースもわずかながらあり、このような事案を踏まえ、更に効果的な対策を講じる必要がある。

4 今後の課題

ストーカー事案への対応の強化を図るべく、現行での法運用上の問題点の把握、事例収集等を行っていく。

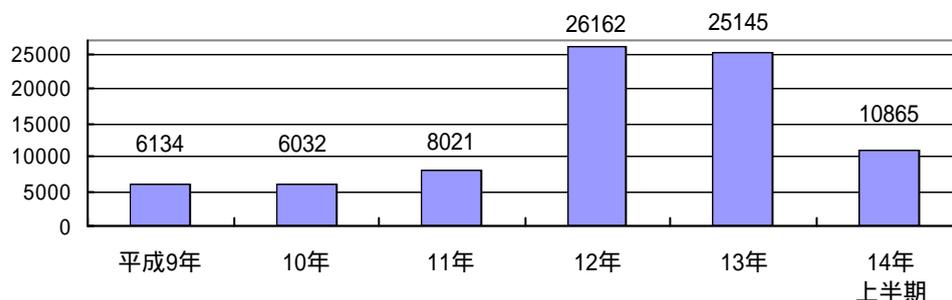
被害者対策には万全を期しているところであるが、相談者に対し事態が深刻になる前に早期の対応を促すなど、引き続き的確な対策を講じていく。

5 所管課

生活安全企画課

ストーカー対策の推進状況

1 ストーカー事案に関する相談件数



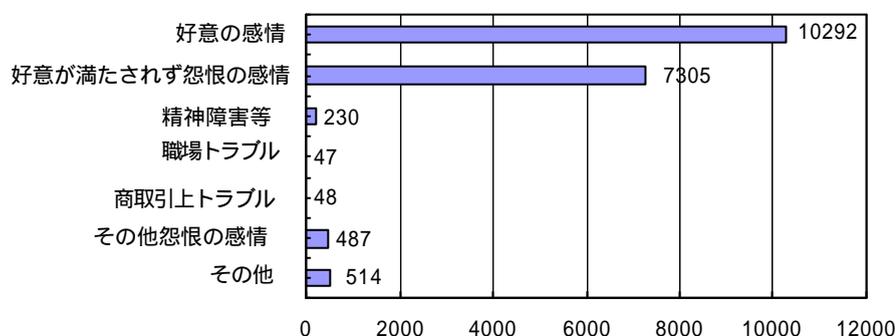
平成14年上半期の相談件数は、10,865件で、前年同期の13,493件に比べて、約19.5%減少した。

警察安全相談、性犯罪相談窓口における相談受理件数。

2 ストーカー事案の分析結果（平成12年11月24日～平成14年6月30日、報告があった事案の分析）

（1）動機

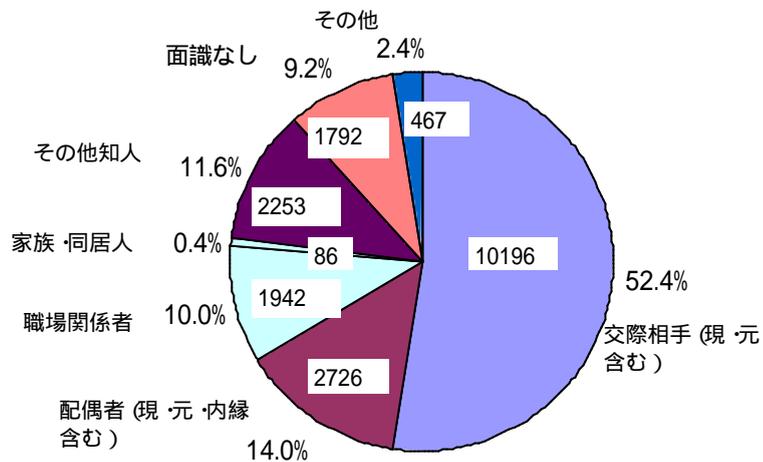
好意の感情によるものが10,292件（約54.4%）と最も多く、次いで好意の感情が満たされなかったことに対する怨恨の感情が7,305件（約38.6%）となっており、動機が不明なものを除くと好意の感情に端を発するもの（ストーカー規制法の目的要件に該当するもの）が約93.0%と大半を占めている。



動機が不明なもの4018件を除く。

(2) 「特定の者」にとっての行為者との関係

ストーカー規制法第2条第1項にいう「特定の者」と行為者(判明しているものに限る。)の関係は、交際相手(現、元含む。)が10,196件(約52.4%)、配偶者(現、元、内縁関係を含む。)が2,726件(約14.0%)と、恋愛関係にあったものだけで約66.4%を占める。被害者と面識のないものは1,792件(約9.2%)であり、全体の約91.8%が面識のある者による行為となっている。



関係が不明なもの3,479件を除く。

行政課題 警察改革への取組み

評価の対象とする政策の名称 第2 「国民のための警察の確立」

2 国民の身近な不安を解消するための警察活動の強化 - c

1 政策の内容

児童虐待等新たな問題への対応及び少年犯罪対策の強化

国民は、児童虐待等の被害にあった少年に対する的確な支援や依然として深刻な状況にある少年犯罪に的確に対応することを求めている。よって、こうした国民の要求に的確に対応することにより、国民の信頼回復を図る。

2 指標

児童虐待の被害児童に対する支援事例（平成14年1月～6月）

- 関係機関が連携した継続支援チームの編成による被害児童の支援の事例
実父から性的虐待を受け自殺企図した被害児童について、迅速な一時保護のため児童相談所通告の措置を講じた後、警察、学校、児童相談所、精神科医等をメンバーとして継続支援チームを編成し、長期にわたるサポートを行った結果、被害児童は約2年ぶりに帰宅し、家族再生に向けての第一歩を踏み出した。
- 児童虐待防止ネットワークの構築による被害少年支援対策の推進（福岡）
警察と関係機関・団体が緊密に連携し、児童虐待事案の未然防止、早期発見・対応を行うため、県・ブロック・市町村を単位として協議する「中央連絡会議」、「地域連絡会議」、「市町村ネットワーク」の3層で構成する「福岡県児童虐待防止ネットワーク」を構築した。
- 関係機関・団体との児童虐待防止緊急会議の開催（石川）
県下で発生した児童虐待事件を受け、児童相談所担当課長等事務担当者との打合会を開催し反省と今後の協議を行うとともに、金沢市児童虐待対策緊急会議を開催して各機関・団体が得た情報を児童相談所に一元化し、関係機関が全ての情報を共有することなどを申し合わせた。

児童虐待に関する検挙件数、援助件数

児童虐待事件は、平成11年から平成13年まで増加していたが、平成14年1月から6月までの児童虐待事件は87件、検挙人員は92人で、前年同期に比べ件数は7件（7.4%）、検挙人員は16人（14.8%）減少した。死亡児童数は14人で、前年同期に比べ17人（54.8%）減少した。

（別添参照）

また、児童虐待の防止等に関する法律の施行（平成12年11月20日）後、平成14年6月30日までの同法第10条に基づく警察官の援助件数は192件（平成14年1月から6月までは54件）であった。

刑法犯少年の検挙人員

刑法犯少年の検挙人員は、平成13年から増加に転じたが、平成14年1月か

ら6月までに検挙した刑法犯少年は6万5,573人で、前年同期に比べ4,159人(6.8%)増加し、2年連続の増加となった。さらに人口比(14歳から19歳までの少年人口1,000人当たりの検挙人員)についても、7.7と前年同期を0.6上回った。一方、成人を含めた刑法犯総検挙人員に占める割合は40.4%で、前年同期を1.1ポイント下回った。(別添参照)

凶悪犯の検挙人員については、平成9年から平成13年まで5年連続で2,000人を超えているが、平成14年1月から6月までの検挙人員は1,005人で、前年同期に比べ37人(3.8%)増加した。このうち、平成14年1月から6月までの強盗の検挙人員は819人で、前年同期に比べ48人(6.2%)増加した。(別添参照)

また、ひったくりの検挙人員については、平成11年から平成13年まで3年連続で2,000人を超えているが、平成14年1月から6月までの検挙人員は1,227人で、前年同期に比べ185人(17.8%)増加した。

ひったくりの成人を含めた総検挙人員に占める少年の割合は71.1%で、前年同期を0.6ポイント上回った。(別添参照)

不良行為少年の補導人員

不良行為少年の補導人員は、増加基調にあり平成12年に若干減少したが、平成13年には、再び増加に転じ、97万1,881人であった。

平成14年1月から6月までに補導した不良行為少年は50万1,481人で、前年同期に比べ6万9,028人(16.0%)増加した。

態様別では、「喫煙」が23万1,775人(46.2%)で最も多く、次いで「深夜はいかい」が19万733人(38.0%)となっている。

(別添参照)

3 経過の分析

(1) 推進状況

児童虐待のすべてについて警察のみで対応することは難しい。関係機関・団体や民間ボランティア等は、被害児童の継続的支援の適切なノウハウを有していることも多いことから、これらとの実質的な連携が不可欠。関係者にもこのような認識が浸透してきており、関係機関・団体や民間ボランティア等との連携による被害児童の支援等が行われるようになってきている。

少年犯罪の増加に対応するため、平成13年6月までに全都道府県警察に少年事件特別捜査隊等を設置し、少年事件捜査の充実強化に取り組んでいる。

少年犯罪の抑止のためには、警察のみでなく、地域社会と一体となった取組みが必要であることから、各都道府県警察において、それぞれの地域の実情に応じた少年警察ボランティア活性化プランを策定している。

少年犯罪の抑止のためには、問題行動の段階での早期の対応が必要であることから、完全学校週5日制の実施に伴い、月に一度いずれかの金曜日を県下一斉の「街頭補導の日」とするなど、街頭補導活動を強化している。

学校の教職員と警察署の少年担当官との連絡を密にし、個別の事案への対応の

際に円滑な連携が図られるよう、率直な意見・情報交換を行っている。

(2) 問題点

児童虐待事件として取り扱うべき事案については適切に事件化を図っているが、少数ながら、警察、児童相談所等が何らかの形で関わっているが、当該家庭において児童虐待事件が発生したケースもあり、児童相談所等の連携を強化していく。

児童虐待、少年犯罪ともに刑事、被害者対策等の関係部門と連携を図り対応しているところであるが、児童虐待に係る相談件数及び少年犯罪は依然として増加傾向にあり、それに伴う調査、対策等業務量は増加している。

4 今後の課題

児童虐待に関する国民の意識を啓発するため、一層の情報発信を行う。

少年相談専門職員等児童虐待に関する相談を担当する職員の増員・質的向上を図る。

関係機関・団体等との実質的かつ効果的な連携を一層強化する。

各都道府県警察において、それぞれの地域の実情に応じた少年警察ボランティア活性化プランの実施により、少年警察ボランティア活動の活性化を促す。

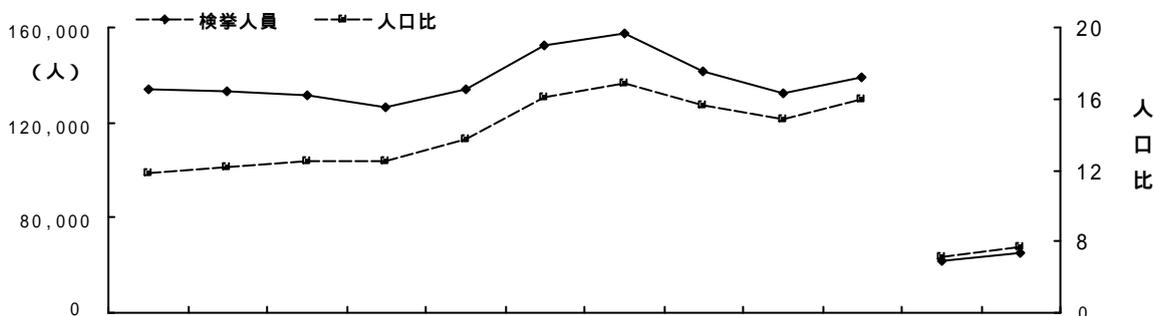
5 所管課

少年課

1 児童虐待事件の検挙状況（平成11～13年・年間、平成13～14年・1～6月期）

	件数	人員	死亡児童数
11年	120	130	45
12年	186	208	44
13年	189	216	61
1-6	94	108	31
14.1-6	87	92	14
1-6月期増減数	7	16	17
1-6月期増減率	7.4	14.8	54.8

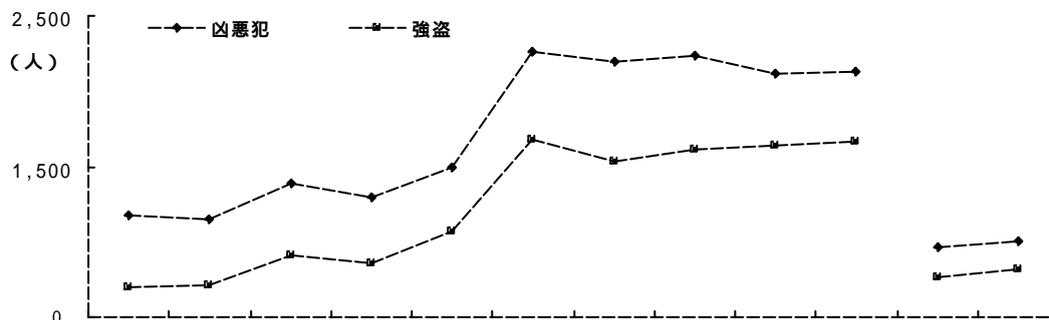
2 刑法犯少年の推移（平成4～13年・年間、平成13～14年・1～6月期）



年次	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	13.1-6	14.1-6
検挙人員	133,882	133,132	131,268	126,249	133,581	152,825	157,385	141,721	132,336	138,654	61,414	65,573
人口比	11.8	12.2	12.5	12.5	13.7	16.1	16.9	15.6	14.9	16.0	7.1	7.7
全刑法犯に占める割合	47.0	44.7	42.6	43.1	45.2	48.7	48.5	44.9	42.7	42.6	41.5	40.4

注) 人口比とは、人口問題研究所推計人口に基づく同年齢層1,000人当たりの検挙人員をいう。

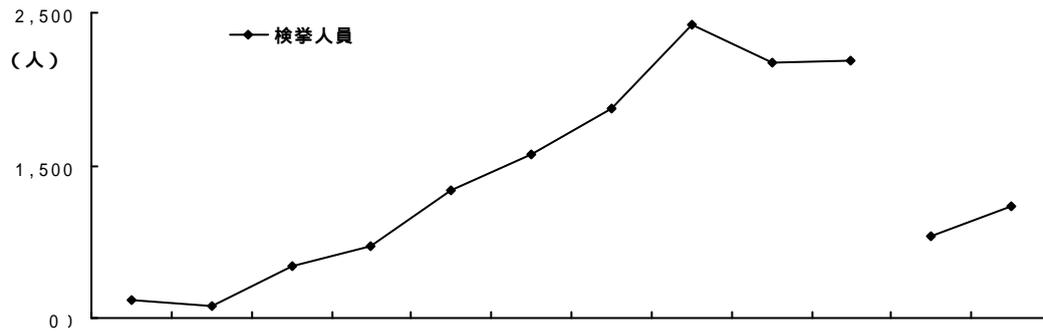
3 凶悪犯少年の推移（平成4～13年・年間、平成13～14年・1～6月期）



年次	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	13.1-6	14.1-6
凶悪犯	1,178	1,144	1,382	1,291	1,496	2,263	2,197	2,237	2,120	2,127	968	1,005
強盗	694	713	911	856	1,068	1,675	1,538	1,611	1,638	1,670	771	819
人口比	0.06	0.07	0.09	0.09	0.11	0.18	0.17	0.18	0.18	0.19	0.09	0.10

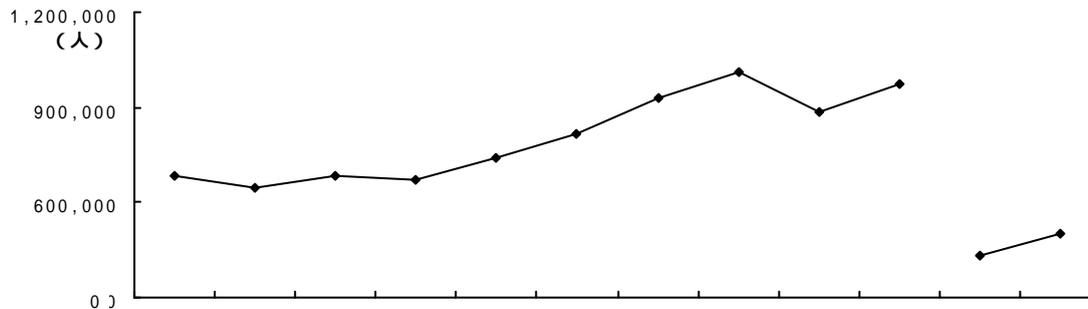
注) 人口比とは、人口問題研究所推計人口に基づく同年齢層1,000人当たりの検挙人員をいう。

4 少年によるひったくりの推移（平成4～13年・年間、平成13～14年・1～6月期）



年次	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	13.1-6	14.1-6
検挙人員	612	582	835	973	1,331	1,568	1,871	2,420	2,179	2,190	1,042	1,227
総数に占める少年の割合	58.8	55.2	59.4	69.1	72.1	74.0	71.8	73.2	70.9	71.2	70.5	71.1

5 不良行為少年の補導人員の推移（平成4～13年・年間、平成13～14年・1～6月期）



年次	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	13.1-6	14.1-6
補導人員	684,060	643,706	683,175	673,345	741,759	814,202	928,947	1,008,362	885,775	971,881	432,453	501,481

行政課題 警察改革への取組

評価の対象とする政策の名称 第2 「国民のための警察」の確立

2 国民の身近な不安を解消するための警察活動の強化 - d

1 政策の内容

民事介入暴力対策の強化

暴力団等が組織の威力を背景に、一般市民生活等に介入して違法・不当な利益の獲得を図る民事介入暴力が国民の身近な不安として存在していることから、これを解消するために、関係機関・団体との連携を強化しつつ、暴力団関係相談への適切な対応及び援助の措置の推進を図ることにより、民事介入暴力対策を強化し、暴力団等による違法・不当な行為から一般市民を守る。

2 指標

(1) 暴力団関係相談への適切な対応及び援助の措置の状況

暴力団関係相談への適切な対応

民事介入暴力対策の大きな柱である暴力団関係相談の適切な対応を推進しており、平成 14 年 1 月から 6 月までの間に警察及び都道府県暴力追放運動推進センターで受理した暴力団関係相談の件数は、19,341 件であった。

相談の内容別については、暴力団対策法第 9 条各号に関する相談が 4,943 件（25.6%）と最も多くなっている。

また、警察で受理した相談を端緒として 656 件について事件検挙し、850 件について行政命令を発出した（別紙 1、2、3、4、5 参照）。

【事例】運転方法に因縁を付けられ暴行等を受けた被害者からの相談事案（広島）

相談者（23）は、山口組傘下組織幹部（51）らから車両の運転方法が悪いと因縁を付けられ、「すまんじゃすまさんど。わしゃ山口組よ。」などと怒号して顔面、腹部を殴打されるとともに、慰謝料名目で現金 100 万円を要求されたため、困った末に警察に相談に訪れた。警察は、相談を端緒として捜査の後、同幹部らを暴力行為・恐喝未遂で検挙した（平成 14 年 3 月検挙）。

援助の措置

暴力団対策法による中止命令等を発出した際、暴力的要求行為等の相手方や暴力団員から犯罪の被害を受けた者に対して、本人からの申し出に基づき、交渉に当たったの助言や交渉場所の提供等の援助を積極的に推進している。

平成 14 年 1 月から 6 月までの間に行った暴力団対策法に基づく援助の措置は 104 件となっている（別紙 6、7 参照）。

【事例】七代目酒梅組傘下組織幹部の不当債務猶予要求行為に対して援助した事

例（大阪）

七代目酒梅組傘下組織幹部（57）が、不動産業者に対して家賃等 18 万円の債務猶予を要求して中止命令を発出された事案において、平成 14 年 5 月、要求行為の相手方からの申し出により、家賃支払い請求等の交渉のための警察施設の提供、違反行為者に対する必要事項の連絡等の援助を行った結果、相手方に対する家賃等の全額支払い及び立ち退きを条件とする和解が成立した。

(2) 弁護士会、暴力追放運動推進センターとの連携状況

変貌する民事介入暴力事案に迅速かつ的確に対応するため、警察庁において、日本弁護士連合会民事介入暴力対策委員会及び全国暴力追放運動推進センターとの連携を図るとともに、都道府県警察において、単位弁護士会及び都道府県暴力追放運動推進センターの三者間の情報交換の場としての「民暴研究会」を設置し、緊密な連携の下、具体的な民事介入暴力事案に対する民事訴訟支援等に取り組んでいる。

平成 14 年 6 月末現在、すべての都道府県において民暴研究会が設置されている（別紙 8 参照）。

【事例】五代目山口組傘下組織事務所の撤去（大阪）

山口組傘下組織が、住居として使用する賃貸借契約を結んだ部屋を暴力団事務所として使用した上、家賃を滞納するなどした事案に対する明渡訴訟について、警察は、大阪暴力追放運動推進センター及び大阪弁護士会民暴委員会と連携して民事訴訟支援を行い、その結果、平成 13 年 12 月 27 日、被告側が原告側の要求を受け入れて和解が成立し、平成 14 年 3 月 31 日、暴力団事務所を完全撤去した。

3 経過の分析

(1) 推進状況

都道府県暴力追放運動推進センターでは、暴力団関係相談への適切な対応ができるよう体制が整備されている。

民暴研究会は、都道府県警察、単位弁護士会及び都道府県暴力追放運動推進センターの三者間の情報交換の場として活用されているほか、民事介入暴力に係る被害回復に関する検討、法令・判例研究等の場としても活用されている。

民暴研究会が設置され、単位弁護士会との連携が強化されたことから、刑事に関する相談のみならず、民事に関する相談についても、より適切な対応がなされている。

(2) 問題点

暴力団関係相談の内容が複雑化、多様化してきており、処理に時間がかか

ることがある。

4 今後の課題

都道府県暴力追放運動推進センターでは、弁護士、少年指導員及び保護司と協定を結ぶなどしてあらゆる相談に適切に対応できるよう相談体制を整備していることから、より多くの国民に都道府県暴力追放運動推進センターの活動を知ってもらえるよう広報等を通じて働きかける。

民暴研究会がすべての都道府県に設置されたことから、今後さらに民暴研究会を効率的、効果的な情報交換等の場とするため、その活用の充実を図る。

5 所管課

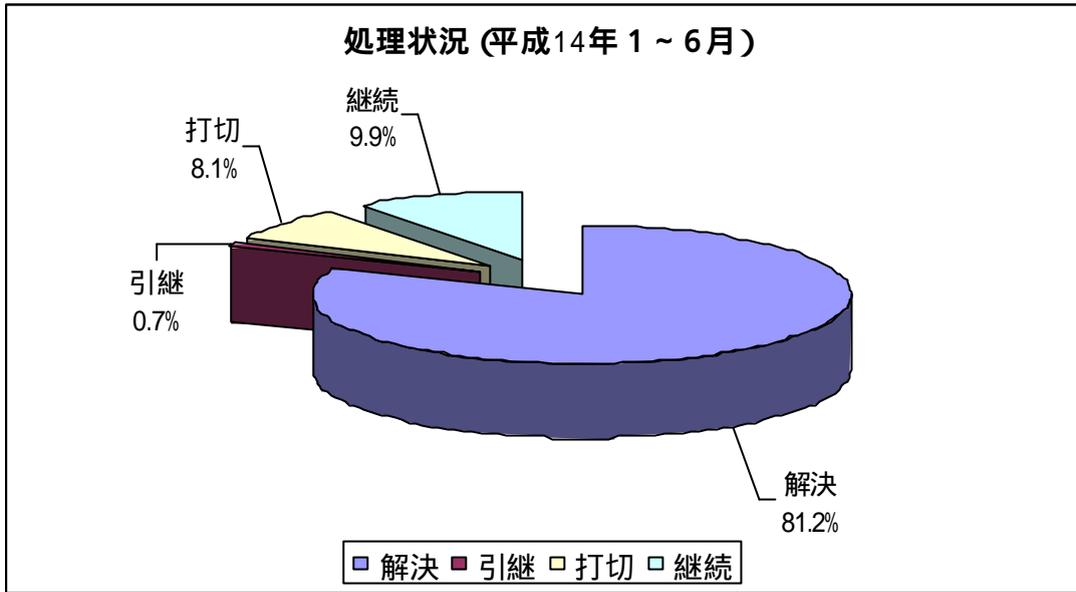
暴力団対策第一課

相談種別暴力団関係相談受理件数 (平成14年1～6月)

相談種別	相談場所			
	警 察	セ ン タ ー	合 計	
	受 理 件 数	受 理 件 数	受 理 件 数	
1 法9条各号の行為 (小計)	3,207	1,736	4,943	
(1)人の弱みにつけ込む金品等要求行為	266	139	405	
(2)不当寄付金要求行為	529	434	963	
(3)不当下請等要求行為	145	87	232	
(4)みかじめ料要求行為	261	24	285	
(5)用心棒料等要求行為	133	10	143	
(6)高利債権取立行為	127	128	255	
(6-2)不当債権取立行為	390	160	550	
(7)不当債務免除要求行為	259	122	381	
(8)不当貸付要求行為	53	17	70	
(9)不当信用取引要求行為	11	7	18	
(10)不当自己株式買取要求行為	1	0	1	
(11)不当地上げ行為	13	2	15	
(12)競売等妨害行為	45	19	64	
(13)利得示談介入行為	117	106	223	
(14)因縁をつけての金品等要求行為	857	481	1,338	
2 準暴力的要求行為の要求等に関する相談	25	10	35	
3 離脱・勧誘・加入強要に係る相談 (小計)	837	178	1,015	
(1)離脱に関する相談	647	164	811	
(2)勧誘・加入強要に関する相談	190	14	204	
4 暴力団事務所等に係る相談 (小計)	363	162	525	
(1)禁止行為に関する相談	4	0	4	
(2)苦情・取締要望等	191	30	221	
(3)進出阻止・撤去等に関する相談	56	33	89	
(4)立ち退きに関する相談	112	99	211	
5 1～4に該当しない不当行為 (小計)	3,444	1,148	4,592	
(1) 刑罰法令に該当する 行為に関する相談	刑 法	1,554	452	2,006
	その他	309	53	362
(2) (1)以外の不当な行為に関する相談	1,581	643	2,224	
6 暴力団対策法に関する相談 (小計)	201	2,186	2,387	
(1) センター事業に関する相談	27	1,233	1,260	
(2) その他	174	953	1,127	
7 その他の暴力団関係相談	4,047	1,797	5,844	
合 計	12,124	7,217	19,341	

警察で受理した相談処理状況

別紙 2



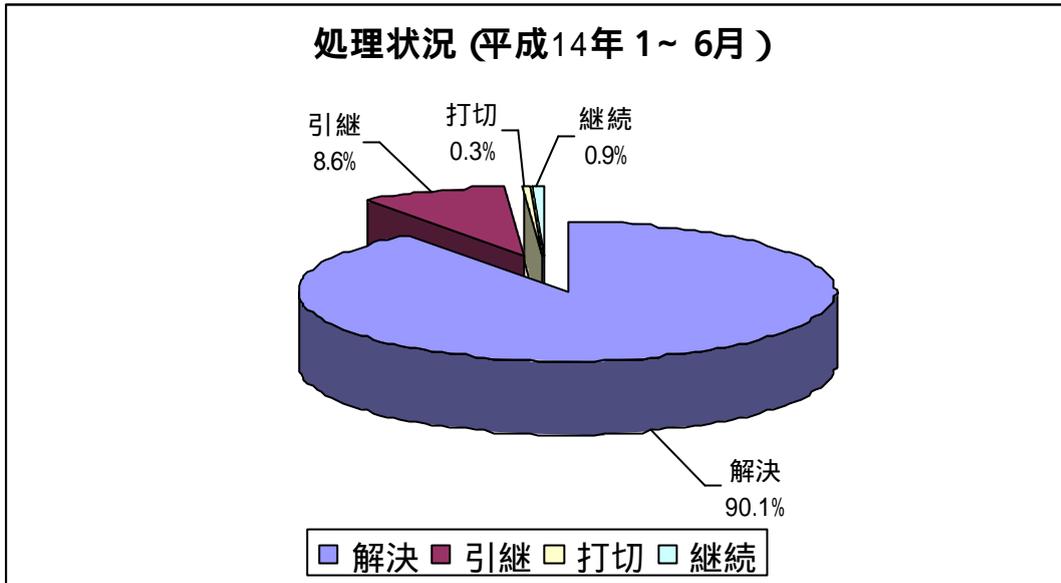
		警 察
要処理件数		12,973
	当期受理件数	12,124
	前期受理件数	849
解 決		10,537
	刑事事件検挙	656
	行政命令	850
	援助措置	121
	就職支援	12
	指導 警告 (相手方)	1,154
	助言 指導 (相談者)	7,975
	保護の実施	96
引 継		97
	センター	20
	弁護士会	27
	その他の機関	50
打 切		1,055
継 続		1,284

「解決」の内訳については、重複回答で集計

- 1) 「解決」～相談の申出に対し上記内訳のいずれかの措置を取った件数を示す。
- 2) 「引継」～都道府県暴力追放運動推進センターその他の機関に引き継いだ相談の件数を示す。
- 3) 「打切」～刑事事件としての検挙が困難であり、又は暴力団対策法の対象とならないことが判明したことにより、相談の処理を終結した件数を表す。
- 4) 「継続」～解決、引継又は打切のいずれにも該当しないものをいう。
- 5) 「就職支援」～暴力団からの離脱に関する相談について、相談者の就職を支援した場合をいう。

センター処理状況

別紙3

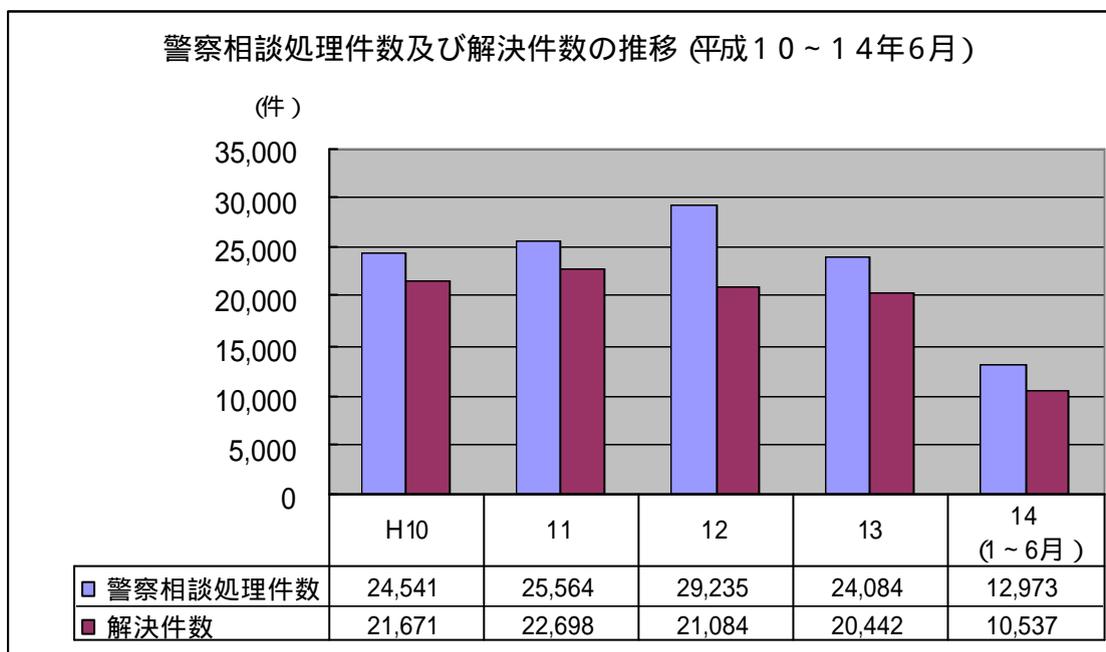


		センター
要処理件数		7,272
	当期受理件数	7,217
	前期受理件数	55
解決		6,553
引き継ぎ		629
	警察	466
	弁護士会	139
	その他の機関	24
打ち切り		23
継続		67

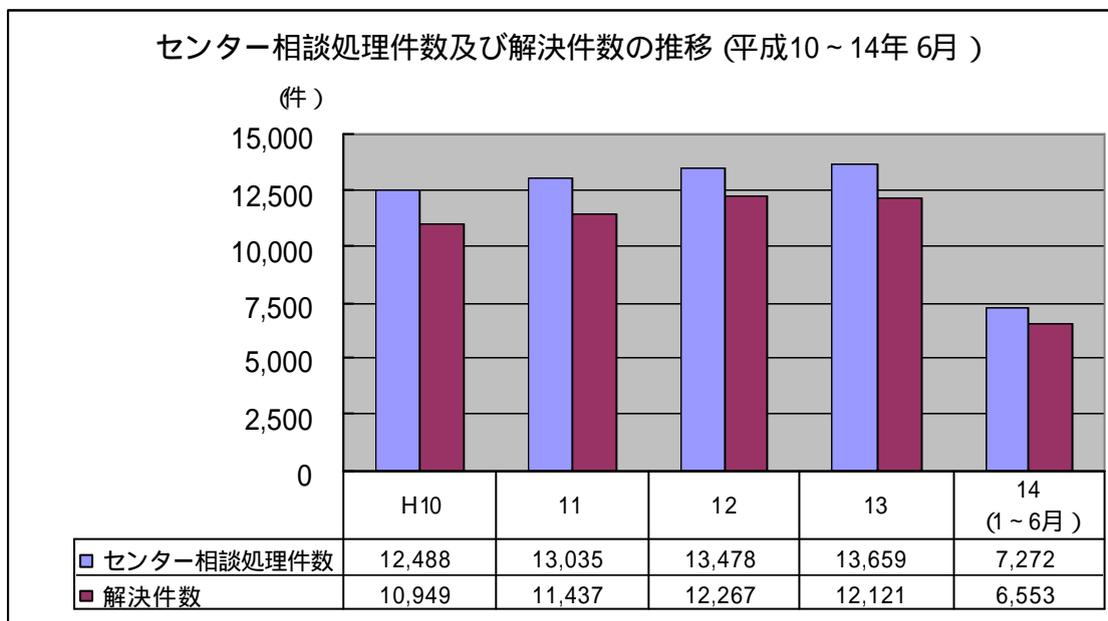
「解決」の内訳については、重複回答で集計

- 1) 「解決」～相談の申出に対して、相談者への指導 助言、就職支援、被害者援助を行った件数を示す。
- 2) 「引継」～警察その他の機関に引き継いだ相談の件数を示す。
- 3) 「打ち切り」～1) による解決が不可能で、2) による引き継ぎによっても解決の見込みがないことにより相談の処理を終結した件数を示す。
- 4) 「継続」～解決、引継又は打ち切りのいずれにも該当しないものをいう。
- 5) 「就職支援」～暴力団からの離脱に関する相談について、相談者の就職を支援した場合をいう。
- 6) 「被害者支援」～被害者に対する見舞金の支給、民事訴訟支援その他の救援を行った場合をいう。

警察で受理した相談処理件数等の推移



センター相談処理件数等の推移



暴対法による援助の措置状況(平成 14年 1~ 6月)

都道府県	要求行為の種別	援助件数	援助の措置種別(重複可)					
			交渉回復のための連絡(1号)	連絡先等の教示(2号)	交渉に関する助言(3号)	センター事業の教示(4号)	民間団体等の紹介(5号)	警察施設の利用(6号)
北海道								
東	青森							
	岩手							
北	宮城							
	秋田							
山形	9条 7号	1	1				1	
	福島							
福	9条 7号	1			1			
	9条 14号	1			1			
警視庁	9条 7号	3	3		3		3	
関	茨城	9条 1号	1			1		
		9条 4号	5		2	3		
		9条 5号	2		1	1		
		9条 6号の2	3			3		
		9条 14号	2		1	1		
栃	群馬	9条 7号	1	1	1	1		1
千	神奈川	9条 7号	4	4				4
東	新潟	9条 7号	1	1		1		1
山梨	長野	9条 2号	4	1		3		
静	岡	9条 2号	8		8	8		2
		9条 4号	1		1	1		1
		9条 5号	5		5	5		
中	石川	9条 7号	1					1
福	井	9条 2号	1			1		
岐	愛知							
三	滋賀							
近	京							
大	阪	9条 2号	1	1				1
		9条 7号	14	14				14
畿	兵庫	9条 7号	5	5		5		5
和	歌							
中	鳥	9条 2号	2					2
		9条 6号	1					1
島	根							
岡	山							
国	広							
山	徳							
四	香	9条 2号	4		2	2		1
		9条 14号	1			1		
国	愛							
高	媛	9条 7号	3	1		1		1
九	福	9条 2号	12	12		12		
		9条 4号	1	1		1		
		9条 6号	6	6		6		
		9条 14号	1	1		1		
佐	賀							
長	熊	9条 2号	1	1		1		
大	分							
宮	崎	9条 2号	1			1		
		9条 6号の2	1			1		
州	鹿							
児	島	9条 5号	1	1	1	1		1
		9条 6号	2	2	2	2		1
沖	縄	9条 7号	1		1			
		9条 8号	1		1			
合	計	104	56	26	69		41	

注 1: 援助の措置件数は、暴力団対策法第 13条第 1項に規定する援助の措置の実施件数を援助の申し出に係る命令の暴力的要求行為の種目毎に分類した。

2 援助の措置種別は、措置内容を暴力団対策法施行規則第 14条第 1項各号に規定する援助の措置種別に重複可として分類した。

暴対法によらない援助の措置状況(平成 14年 1~ 6月)

都道府県	要求行為の種別	援助件数	援助の措置種別(重複可)					
			交渉回復のための連絡(1号)	連絡先等の教示(2号)	交渉に関する助言(3号)	センター事業の教示(4号)	民間団体等の紹介(5号)	警察施設の利用(6号)
北海道	刑法犯	14	17		1		1	
	特別法犯	1	1					
	命令落ち	11	2	1	8			
東青森								
北宮城								
福島	刑法犯	2	2					
	命令落ち	1			1			
		4	4		4			4
警視庁	特別法犯	1						1
茨城	刑法犯	4		3	1			
	命令落ち	22			14	7		
		1						1
栃木								
群馬								
千葉								
神奈川								
新潟								
山梨	刑法犯	5	5	1	5			
	特別法犯	3	2		3			
長野								
	命令落ち	1			1			1
富山								
石川	刑法犯	2	1	1				
	命令落ち	3			3			
		20		18		2		
福井								
岐阜								
愛知								
三重								
滋賀								
京都								
大阪	刑法犯	1	1		1			1
	特別法犯	29	29		29	5		29
兵庫								
	刑法犯	1			1			
	命令落ち	14	8		12		2	5
和歌山								
鳥取								
岡山								
広島								
山口								
徳島								
四香川	刑法犯	9		8	5		1	
	命令落ち	17		1	13	5	1	
愛媛								
	命令落ち	2			1	1		
高知								
福岡	刑法犯	7	6	3	7			
	命令落ち	30	5	4	30			
佐賀								
	命令落ち	1	1					1
長崎								
熊本								
	刑法犯	3	2		3			
	命令落ち	17	6		16			
大分								
	命令落ち	6	1	5				
宮崎	刑法犯	7	2	2	4			
	命令落ち	8		2	3	4		
		29	9	5	20	5	1	2
鹿児島	特別法犯	1			1			
	命令落ち	7			7			
沖縄	刑法犯	117	78	23	81	10	3	36
	特別法犯	6	3		4			1
	命令落ち	161	23	31	109	19	3	8
合計		284	104	54	194	29	6	45

注1: 行為の種別欄には、暴対法によらない行為として、犯罪行為(刑法犯)を「刑法犯」、犯罪行為(特別法犯)を「特別法犯」、中止命令の要件を満たさない行為を「命令落ち事案」とし、これら3形態のみを表示した。

2 援助の措置種別は、措置内容を暴力団対策法施行規則第14条第1項各号に規定する援助の措置種別に重複可として分類した。

弁護士会等との連携状況(平成 4年7月1日現在)

		民 暴 研 究 会 設 置 年 月 日	そ の 他 の 定 例 協 議 会 等 (従前からの弁護士会等との連携会議等)
北海道		H12.11.7	暴力団関係民事訴訟支援強化のための関係機関等意見交換会
東	青森	H14.2.20	青森県民事介入暴力対策連絡会
	岩手	H13.11.1	
北	宮城	H14.1.8	民事介入暴力問題協議会
	秋田	H13.10.24	警察・弁護士意見交換会
	山形	H13.2.2	民事介入暴力対策連絡会議
	福島	H12.11.29	民事介入暴力情報連絡会
警視庁		H12.12.5	民事介入暴力被害者救済に関する懇談会
関	茨城	H12.10.2	民事介入暴力対策定例協議会
	栃木	H13.2.8	民暴研修会
	群馬	H12.12.18	民事執行妨害対策連絡会
	埼玉	H13.10.31	民事介入暴力被害者救済に関する懇談会
	千葉	H12.12.12	千葉県民事介入暴力対策協議会
東	神奈川	H12.11.8	神奈川県民事介入暴力事案等協議会
	新潟	H14.1.10	新潟県被害者支援連絡協議会
	山梨	H13.2.1	民事介入暴力対策研究会
	長野	H13.6.15	警察・弁護士会・暴追センター三者連絡協議会
	静岡	H12.12.22	県警・暴追センター・民暴弁護士との協議会
中	富山	H12.11.6	警察・弁護士会・暴追センター三者連絡会議
	石川	H12.12.18	警察・弁護士会・暴追センター三者連絡会議
	福井	H13.2.15	民事介入暴力対策協議会
	岐阜	H12.9.27	民事介入暴力対策連絡懇話会
	愛知	H12.12.8	暴力団等対策連絡協議会
近	三重	H13.2.2	三重県暴力排除対策連絡協議会
	滋賀	H13.6.27	民事介入暴力対策協議会
	京都	H12.11.13	警察と民暴・非弁取締委員会との検討会
	大阪	H14.2.14	府警と民暴委員会との協議会
	兵庫	H13.12.18	兵庫県弁護士会との意見交換会
畿	奈良	H12.12.11	警察・弁護士・暴追センター三者連絡会議
	和歌山	H12.12.15	
中	鳥取	H13.7.3	
	島根	H13.4.9	
	岡山	H12.11.10	警察・弁護士・暴追センター三者連絡会議
	広島	H12.11.10	警察・民暴委員会との意見交換会
四	山口	H13.2.23	警察・弁護士・暴追センター三者勉強会
	徳島	H12.11.9	民暴弁護士との意見交換会
	香川	H13.7.3	民暴委員会・警察・センター三者協議会
国	愛媛	H13.6.15	警察・民暴委員会・暴追センターの意見交換会
	高知	H12.11.7	民暴委員会との連絡会
九	福岡	H12.11.10	県警・県弁護士・県民会議連絡会
	佐賀	H13.12.3	民暴対策協議会
	長崎	H13.11.29	民暴協議会
	熊本	H12.1.19	警察・民暴弁護士・暴追協・裁判所等との勉強会
	大分	H13.12.18	民事介入暴力対策連絡協議会
	宮崎	H12.10.3	宮崎県民事介入暴力対策連絡協議会
州	鹿児島	H12.12.4	鹿児島県三者連絡会
	沖縄	H12.10.17	民暴相談委員連絡会議
合 計		47都道府県	

行政課題 警察改革への取組

評価の対象とする政策の名称 第2 「国民のための警察」の確立

3 被害者対策の推進 - a

1 政策の内容

犯罪被害給付制度の拡充

〔 犯罪被害者等給付金支給法の改正により内容が拡充された犯罪被害給付制度を適正に運用することにより、被害者の経済的被害等の軽減を図る。 〕

2 指標

犯罪被害給付制度の運用状況（平成14年1月から6月）

- ・申請に係る被害者数 160人
- ・裁定又は決定をした被害者数 167人
 - 支給（仮給付）の裁定（決定）をした被害者数 156人
 - 不支給の裁定をした被害者数 11人
- ・裁定・決定金額 約5億900万円

犯罪被害者等給付金の申請及び裁（決）定状況

	H13.1～6	H13.7～12	H14.1～6
申請に係る被害者数	158	149	160
申請者数	271	228	231
支給被害者数	183	174	156
支給申請者数	274	293	244
裁定又は決定者数	15	18	11
不支給被害者数	15	18	11
不支給申請者数	20	35	20
計（被害者数）	198	192	167
計（申請者数）	294	328	264

- ・平成14年上半期中の国家公安委員会に対する審査請求件数は、2件であった。

国家公安委員会に対する審査請求状況等

	S56～H2	H3～H12	H13	H14.1～H14.6
請求件数	5	5	3	2
裁決状況	すべて棄却	1件却下、4件棄却	すべて棄却	

行政事件訴訟に発展したものは2件あるが、いずれも請求棄却。

- ・平成13年4月、犯罪被害者等給付金支給法の改正により、犯罪被害給付制度の拡充が図られ、7月から施行されている（詳細については、別添資料

参照)。

改正により、新たに創設された重傷病給付金の申請に係る被害者数は 36 人、障害給付金の支給対象が拡大された部分(障害等級第 5 級～第 14 級)の申請に係る被害者数は 10 人であった。

新制度に基づく申請及び裁(決)定状況

	重 傷 病 給 付 金		障害等級第 5 級～第 14 級	
	申請に係る被害者数	裁定又は決定者数	申請に係る被害者数	裁定又は決定者数
H14.1.1～H14.6.30	36	14	10	2

3 経過の分析

(1) 推進状況

法令の改正により、給付を受けられる者の範囲が拡大し、また、給付額の引上げが図られたことから、被害者の経済的被害等の軽減に効果を発揮している。

(2) 問題点

制度発足(昭和 56 年)から平成 12 年末までの国家公安委員会に対する審査請求件数は 10 件であったが、平成 13 年中が 3 件、平成 14 年上半期中が 2 件と急増している。これは、給付金支給の要件を満たすか否かを慎重に判断しなければならない複雑・多様な事案の増加及び申請者の意識の変化等が背景として作用しているものと推測される。

拡充された部分を含め制度内容についての知識が不十分な警察職員が見受けられる。

4 今後の課題

給付金支給の要件を満たすか否かを慎重に判断しなければならない複雑・多様な事案の増加とともに、制度拡充による申請及び裁定件数自体の増加が見込まれることから、犯罪被害給付事務処理体制の充実強化を図り、より適正な制度運用に努める必要がある。

警察職員への制度に関する教育を徹底し適正な運用を図るとともに、国民に対して制度を周知していく。

5 所管課

給与厚生課

犯罪被害者等給付金支給法の一部を改正する法律について

1 題名の改正

題名を「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」に改める。

2 目的

人の生命又は身体を害する犯罪行為により、不慮の死を遂げた者の遺族又は重傷病を負い若しくは障害が残った者に対し犯罪被害者等給付金を支給し、及び当該犯罪行為の発生後速やかにこれらの者を援助するための措置を講ずることにより、犯罪被害等の早期の軽減に資することを目的とする。

3 犯罪被害給付制度の拡充 (政令改正部分を含む。)

(1) 重傷病給付金の創設

犯罪行為により重傷病(1月以上の療養を要し、14日以上病院に入院することを要する負傷又は疾病に係る身体の被害)を受けた者に対して、当該療養についての被害者負担額(3月以内の保険診療による医療費の自己負担相当部分)を支給する。

(2) 遺族給付への被害者負担額の付加

遺族給付金についても、犯罪行為により生じた負傷又は疾病について被害者が死亡前に療養を受けた場合には、現行の給付に加えて、当該療養についての被害者負担額(3月以内の保険診療による医療費の自己負担相当部分)をあわせて支給する。

(3) 障害給付金の障害等級の拡大

障害給付金の支給対象となる障害等級を現行の4級から14級にまで拡大する。

(4) 給付基礎額の引上げ

給付基礎額の最低額について制定時以来の物価上昇率(44%)分の引上げを図るとともに、最高額について現在の賃金センサス(平成11年のデータ)を基準として引上げを図る。

4 施行日

平成13年7月1日から施行

行政課題 警察改革への取組

評価の対象とする政策の名称 第2 「国民のための警察」の確立

3 被害者対策の推進 - b

1 政策の内容

きめ細かな被害者支援の推進

被害者の視点に立ったきめ細かな被害者支援を推進することにより、被害者の精神的被害等の軽減を図る。

2 指標

被害者支援事例（平成 14 年 1 月から 6 月）

警察は、被害の届出、被害の回復・軽減、再被害防止等の面で被害者（遺族を含む。以下同じ。）と最も密接に関わり、被害者を保護する役割を担う機関であることから、被害者の視点に立った各種施策を推進している。

(1) 被害者への情報提供

被害者は、事件の当事者として自己の事件等に関する様々な情報を欲していることから、警察では被害者に対する情報提供に努めている。

【事例】

弘前市消費者金融における強盗殺人並びに放火事件において、被疑者逮捕に係る報道発表前に署長自らが遺族宅を訪問するなどし、すべての被害者に対して被疑者逮捕の旨を事前に連絡（青森）

平成 14 年 1 月から、遺族に対して、検視・司法解剖の必要性及び埋葬手続の概要等を掲載したパンフレットを新規に作成・交付することにより、遺族の精神的負担の軽減に努めている（富山）

(2) 相談・カウンセリング体制の整備

警察では、被害者の精神的被害を軽減するため、カウンセリングに関する専門的知識や技術を有する職員の配置や精神科医、民間のカウンセラーとの連携等により、相談・カウンセリング体制の整備を図っている。

【事例】

平成 14 年 2 月に発覚した殺人事件の遺族に対して、臨床心理士の資格を有する警察職員（被害者支援カウンセラー）が警察施設外においてカウンセリングを実施（広島）

平成 14 年 4 月、精神科医 3 名、臨床心理士 3 名を被害者に対するカウンセリングを行う被害者等カウンセラーとして委嘱（沖縄）

(3) 捜査過程における被害者の負担の軽減

ア 被害者支援要員の効果的運用

警察では、事件発生直後に十分な被害者支援が必要とされる事案が発生したときに、捜査員とは別の指定された警察職員が専属的に被害者への付添い等の被害者支援を実施する「被害者支援要員制度」を導入し、その適切な運用に努めている。

【事例】

昨年発生した大阪池田小事件等を教訓に、平成 14 年 3 月、死傷者多数に及ぶ事件発生時において組織的な被害者支援が適切に実施できるように「特別被害者対策班」に関する規程を整備（千葉）

平成 14 年 4 月に発生した傷害致死事件において、被害者の両親に対して

- ・ 事件発生直後からの付添い
- ・ 「被害者の手引」の交付、捜査状況の説明及び要望等の聴取
- ・ 検視及び司法解剖の必要性の説明
- ・ 検察庁による事情聴取への付添い

などを実施したところ、感謝の言葉が寄せられた（新潟）。

イ 被害者の経済的負担の軽減

被害者は、被害に遭ったことにより、様々な経済的負担を負うことから、警察ではその軽減に努めている。

【事例】

犯罪事実の立証上の必要性から、平成 12 年度から診断書作成料の公費負担制度を実施しているが、平成 14 年度からは、これに加え、診断書作成に要する診察料（1 万円を限度）も公費負担とする（警視庁）

加害者等からの再被害や報復等を受けるおそれのある者や検証等により自宅を使用できない者等のため、公費で宿泊施設を確保する制度を創設（富山）

被害者の経済的負担の軽減とともに、精神的被害からの早期回復を図ることを目的に、平成 14 年 5 月から精神科医等医療機関の初診料及び診断に必要な検査に係る実費相当額を公費負担とする（愛知）

(4) 被害者の安全の確保

警察では、被害者との連絡を密にし、必要な助言を行うとともに、状況に応じて自宅や勤務先における身辺警戒やパトロール等を強化したり、緊急通報装置を貸し出すなど、被害者に再度危害が加えられることを未然に防止するための各種対策を推進している。

【事例】

強制わいせつ致傷事件の被害者である女子高生は、加害者に自己の住所、氏名及び電話番号を聞き出されており、再被害のおそれがあったことから、被害者に携帯電話を持たせるとともに、登下校時警察職員が自転車と車両で被害者の身辺警護を行い、被害者の安全確保を図った。

平成 14 年上半期中、固定式緊急通報装置を 3 事件 3 名の被害者宅に設置、携帯式緊急通報装置を 1 事件 2 名の被害者に貸与（広島）

(5) 関係機関・団体等との連携

警察では、多様な被害者のニーズに対応するため、関係機関・団体等との連携強化に努めている。

【事例】

平成 14 年 1 月、和歌山県被害者対策連絡協議会の活動の一環として、和歌山県警察本部犯罪被害者対策室と和歌山県弁護士会が合同で「犯罪被害者 110

番」を開設（和歌山）

被害者を対象として精神的被害回復のためのカウンセリングや直接的支援等を行う民間被害者支援団体の設立や法人化等に関して、警察としても協力・支援を実施

- ・ 平成 14 年 1 月から 6 月までの間に設立された民間被害者支援団体（全国被害者支援ネットワーク関係）
 - 1 月、「ひょうご被害者支援センター」設立（兵庫）
 - 2 月、「埼玉犯罪被害者援助センター」設立（埼玉）
 - 4 月、「被害者こころの支援センター沖縄」設立（沖縄）
- ・ 平成 14 年 1 月から 6 月までの間に法人化された民間被害者支援団体（全国被害者支援ネットワーク関係）
 - 2 月、「大阪被害者相談室」が特定非営利活動法人化し、「特定非営利活動法人大阪被害者支援アドボカシーセンター」設立（大阪）
 - 2 月、「福井被害者支援センター」が特定非営利活動法人化し、「特定非営利活動法人福井被害者支援センター」設立（福井）
 - 5 月、「被害者支援ネットワーク佐賀ボイス」が特定非営利活動法人化し、「特定非営利活動法人被害者支援ネットワーク佐賀ボイス」設立（佐賀）
 - 6 月、「被害者こころの支援センターえひめ」が特定非営利活動法人化し、「特定非営利活動法人被害者こころの支援センターえひめ」設立（愛媛）
 - 6 月、「ひょうご被害者支援センター」が特定非営利活動法人化し、「特定非営利活動法人ひょうご被害者支援センター」設立（兵庫）

3 参考事項

平成 13 年 4 月の犯罪被害者等給付金支給法の抜本的改正に伴い、「警察本部長等による犯罪の被害者等に対する援助の実施に関する指針」（平成 14 年国家公安委員会告示第 5 号）及び「犯罪被害者等早期援助団体に関する規則」（平成 14 年国家公安委員会規則第 1 号）の制定等を行った（詳細については、別添参照）。

4 経過の分析

(1) 推進状況

基本的には、都道府県警察の規模や実状等に応じて、効果的な被害者支援施策、支援活動が行われており、被害者から感謝の言葉も寄せられている。

関係機関・団体等への積極的な働きかけを行い、連携強化が図られている。

(2) 問題点

個別具体的事案においては、礼を失した遺体の取扱いについて遺族の方から強い怒りの声が寄せられた事例や、被害者の心情に対する理解が不足した警察職員の言動により被害者を傷つけた事例が散見されるなど、まだまだ被害者への配慮が行き届いていない事案も見受けられる。

5 今後の課題

被害者と接する第一線の警察職員への教育を徹底し、適切な被害者支援を図る。

関係機関・団体等との連携、引継ぎを更に的確に行うとともに、社会全体に被害者の置かれている状況を知ってもらい、被害者支援の環を広げていく。

6 所管課

給与厚生課

犯罪被害者等給付金支給法の抜本的改正に伴う下位法令の整備等

- 1 「警察本部長等による犯罪の被害者等に対する援助の実施に関する指針」の制定
犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律（以下「法」という。）第 22 条第 2 項の規定に基づき、警視總監若しくは道府県警察本部長又は警察署長（以下「警察本部長等」という。）がとるべき援助に関して、その適切かつ有効な実施を図るため、国家公安委員会は「警察本部長等による犯罪の被害者等に対する援助の実施に関する指針」（平成 14 年国家公安委員会告示第 5 号）を平成 14 年 1 月 31 日に公布し、同年 4 月 1 日から施行されている。
- 2 犯罪被害者等早期援助団体の指定制度
法第 23 条第 9 項の規定に基づき定める「犯罪被害者等早期援助団体に関する規則」（平成 14 年国家公安委員会規則第 1 号）が平成 14 年 1 月 31 日に公布され、犯罪被害者等早期援助団体の指定制度が平成 14 年 4 月 1 日から施行されている。
都道府県安委員会は、犯罪被害等の早期の軽減に資する事業を適正かつ確実に行うことができること認められる非営利法人を犯罪被害者等早期援助団体として指定することができ、警察本部長等は、指定を受けた団体に対して、被害者の同意を得た上で、被害者の氏名及び住所その他当該犯罪被害の概要に関する情報提供を行うことができるとされた。これにより、指定を受けた団体は能動的に被害者に対しアプローチすることができるようになった。
平成 14 年 5 月、東京都公安委員会から社団法人被害者支援都民センターが犯罪被害者等早期援助団体の指定を受けた。
なお、平成 14 年度の税制改正により、寄附金控除等の対象となる特定公益増進法人及び相続財産を贈与した場合に相続税が非課税とされる法人の範囲に、犯罪被害者等早期援助団体として指定された民法法人が加えられた。
これにより、犯罪被害者等早期援助団体に対する寄附等が促進され、団体の財政的基盤強化が図られることが期待される。

行政課題 警察改革への取組み

評価の対象とする政策の名称 第2 「国民のための警察」の確立
4 実績評価の見直し

1 政策の内容

相談、保護、被害者対策等の業務に対する適切な評価

相談、保護、被害者対策等の業務について適切な評価が行われれば、これらの業務が的確に推進されることとなり、ひいては、国民の信頼回復につながる。

2 指標

(1) 相談業務に係る表彰状況

表彰件数（平成14年1月から6月）

警 察 庁		都 道 府 県 警 察	
警察庁長官賞	生活安全局長内賞	部 署	個 人
1件	3件	80件	973件

表彰事例

- 警察庁
 - ～警察庁長官賞（広島県）～
警察本部警務部及び大規模警察署3署に警察安全相談課を新設して体制の充実を図るとともに、相談業務に関する関係機関・団体との相談ネットワークの構築を積極的に推進した。
- 都道府県警察（個人）
 - ～本部長賞詞（千葉県）～
平成13年中、適切な相談業務及び署員の指導教育を推進した。
 - ～本部長賞（滋賀県）～
女性への声かけ事案の相談から、補導員や地域住民との協働活動や有線放送による広報活動を推進するとともに自治体への防犯灯の新規設置等を積極的に働きかけた。

(2) 保護業務に係る表彰状況

表彰件数（平成14年1月から6月）

警 察 庁		都 道 府 県 警 察	
警察庁長官賞	管区警察局長賞	部 署	個 人
1件	1件	3件	132件

表彰事例

- 警察庁
 - ～警察庁長官賞（神奈川県）～
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく移送事務に関し、県当局に対する2年余りにわたる粘り強い働きかけにより、その体制の整備

に努めた。

～九州管区警察局長賞詞（宮崎県）～

ビル屋上から飛び降りようとする自殺企図者を発見し、粘り強い説得の上自殺を思いとどませその一命をとりとめた。

・ 都道府県警察（個人）

～本部長賞誉（福岡県）～

連続1年以上、無事故の総合保護室勤務により適正な保護業務に寄与した。

（3）被害者対策に係る表彰状況（平成14年1月から6月）

表彰件数（平成14年1月から6月）

警 察 庁		都 道 府 県 警 察	
警察庁長官賞	管区警察局長賞	部 署	個 人
2件	2件	98件	398件

表彰事例

・ 警察庁

～警察庁長官賞（大阪府）～

「池田小学校における殺人並びに殺人未遂事件」において、事件認知直後から「特別被害者支援班」を編成し、きめ細かな被害者支援を実施。その後3ヶ月にわたり継続して支援活動を実施し二次的被害の防止に努めた。

特定非営利活動法人大阪被害者支援アドボカシーセンターと連携し、相談員による被害者への付添い支援等を実施した。

被害者対策係を「府民応接センター」に移管するとともに、増員を図った。

・ 都道府県警察（個人）

～本部長賞授与（神奈川県）～

連続的に発生していた強姦・強制わいせつ事件につき、事情聴取を拒む被害者の要望を聴取するなどし意思疎通を図るとともに、被害者の心情を担当検事に事前連絡し、検事調べの際に送迎及び付添いなど積極的な被害者支援を実施した。

3 経過の分析

（1）相談及び保護業務に対する適切な評価

警察庁及び都道府県警察において、相談及び保護業務に関する適切な賞揚措置を推進している。

（2）被害者対策業務に対する適切な評価

都道府県警察において表彰した事案を効果的な被害者支援事例として部内の執務資料に掲載するなどし、被害者支援の徹底が図られている。

都道府県警察において表彰に関する訓令や運用通達を改正し、被害者支援業

務に対する表彰を明確にすることにより、被害者支援意識の高揚が図られている。

4 今後の課題

(1) 相談及び保護業務に対する適切な評価

警察庁及び都道府県警察において、今後とも適切な賞揚措置を推進する。

(2) 被害者対策業務に対する適切な評価

各警察職員の被害者支援状況を把握するための報告システムを確立するとともに、表彰基準を明確に定めていく。

5 所管課

(1) 相談及び保護業務に対する適切な評価

生活安全企画課・地域課

(2) 被害者対策業務に対する適切な評価

給与厚生課

行政課題 警察改革への取組

評価の対象とする政策の名称 第4 警察活動を支える人的基盤の強化

1 精強な執行力の確保と一人一人の資質の向上 - a

1 政策の内容

教育の充実

教育の充実を図ることにより、十分な執行力を確保するとともに、警察職員一人一人の資質を向上し、強力かつ的確な職務執行を可能とすることによって、国民の信頼回復を図る。

2 指標

「民事不介入」についての誤った認識を払拭するための教育の改善状況等

(1) 昇任時教育期間の延長

各級昇任時教育の期間を延長するなど、平成13年度から新教育制度による学校教育を実施している。

- ・ 巡査部長任用科 4週間 6週間
- ・ 警部補任用科 5週間 8週間
- ・ 警部任用科 2ヶ月 3ヶ月又は6ヶ月

(2) 「民事不介入」についての誤った認識を払拭するための教授内容の充実

- ・ 民事問題等に対する警察の立場についての教育の充実
- ・ 採用時及び昇任時教育における告訴・告発、警察安全相談及びDV・ストーカー事案への対応に関する教育の拡充
- ・ 幹部の民事問題に関する法的理解を深めさせるための警部補任用科及び警部任用科における民事法授業の導入

(別添1参照)

(3) 府県警察学校等教官選抜要綱等の策定

警察学校における教育の充実を図るため、高い資質等を有する警察官を教官等に任用する制度として、府県警察学校等教官選抜要綱及び同推薦基準(任用基準)を定めた。

これに基づき、各都道府県警察においては、府県の実情に応じた独自の教官任用制度を構築し、採用時及び昇任時等の学校教育の充実を図っている。

(別添2参照)

(4) 学校教養改善検討委員会の設置と運用

新たな教育制度の効果的かつ効率的な実施に資するため、「学校教養改善検討委員会」(委員長 警察大学校副校長)を設置し、各級警察学校で行う課程の教授内容に関して必要な調査及び研究を実施している。

(別添3参照)

(5) 一般職員に対する学校教育及び警察官の部門別任用時教育の改善

警察官の採用時教育及び昇任時教育の改善と同様に、一般職員を対象とした学校教育についても、職務倫理教育及び管理教育の充実を柱とした教授内容の見直し、総授業時間の拡充等の改善を行った。

また、生活安全、刑事、交通、警備の各部門に新たに配置される警察官に対する任用時の教育（部門別任用時教育）についても、職務倫理教育等の充実を柱とした教授内容の改善を行った。

（別添４参照）

3 経過の分析

各級昇任時教育の期間を延長したことにより、ゼミ授業及び部外有識者による授業を拡充することができ、それぞれの階級に必要な実務能力及び管理・指導能力を養成するための教育が充実され、また、公共に奉仕することの重要性等幹部に求められる高い倫理観の醸成に必要な教育の充実も推進されている。

「民事不介入」についての誤った認識を払拭するための教授内容を拡充し、法学知識のほか、金銭トラブル、男女関係、配偶者間暴力など従来コミュニティで解決していた事案について、具体的事例を取り入れた教育を実施することにより、この種事案の対処要領及び解決に必要な知識の付与が図られている。

警察大学校に設置した学校教養改善検討委員会において、各級警察学校で行われる各課程の教授内容に関する必要な調査・研究を行うことにより、現状を検証し、必要な改善の推進が図られ、常に社会情勢に応じた最新かつ真に現場に役立つ教授内容への見直しを図ることができるとともに、各級警察学校全体としての整合性及び一貫性が保たれ、より効果的かつ効率的な教育に資することができる。

府県警察学校等教官選抜要綱及び同推薦基準（任用基準）等を定めたことにより、各級警察学校にこれまで以上に高い資質及び能力並びに豊かな人間性を有する者を教官等として任用する制度が確立され、採用時教育及び昇任時教育における教授体制の充実により、入校する警察職員一人一人の能力の一層の向上が図られる。

4 今後の課題

各級警察学校における教授内容について、入校学生の理解及び修得をより確実にするため、学校教養改善検討委員会の活動を活性化させ、教育技法、教材等の調査・研究を実施し、警察学校における教育をさらに充実させる。

5 政策所管課

人事課（教養）

「民事不介入」についての誤った認識を払拭するための教授内容の充実

1 民事問題等に対する警察の立場についての教育の充実

各級教育	教授内容	教授時間数	
採用時教育	警察法（警察活動上の原理）	4時間	4時間
巡査部長任用科	倫理の基本・意義	0時間	6時間
警部補任用科	倫理の基本・意義	0時間	6時間
	警察法	0時間	4時間
警部任用科	警察の責務	0時間	4時間

2 告訴・告発、警察安全相談、DV・ストーカー事案への対応に関する教育の拡充

各級教育	教授内容	教授時間数	
採用時教育	告訴・告発	2時間	2時間
	警察安全相談	0時間	6時間
	DV・ストーカー事案	0時間	3時間
巡査部長任用科	告訴・告発	0時間	2時間
	警察安全相談	0時間	2時間
	DV・ストーカー事案	0時間	2時間
警部補任用科	告訴・告発	0時間	2時間
	相談活動	0時間	2時間
	DV・ストーカー事案	0時間	6時間
警部任用科 （短期課程）	告訴・告発	0時間	6時間
	苦情・相談	0時間	6時間
	DV・ストーカー事案	0時間	2時間
警部任用科 （長期課程）	告訴・告発	0時間	6時間
	苦情・相談	0時間	16時間
	DV・ストーカー事案	0時間	2時間

3 幹部の民事問題に関する法的理解を深めさせるための民事法の導入

各級教育	教授内容	教授時間数	
警部補任用科	民事法	0時間	8時間
警部任用科(長期)	民事法	0時間	18時間

府県警察学校等教官選抜要綱等の策定

1 制定の趣旨

警察学校の教官に優秀な人材を登用することの重要性は、「警察刷新に関する緊急提言」の中にうたわれ、警察教養細則（平成13年警察庁訓令第4号）において規定されたところ、教官に必要な資質及び能力の基準を策定し、その任用手続を制度化することにより、組織を挙げて、真に教官として適格性のある人材を警察学校の教官に任用し、もって警察職員一人一人の能力を高め、警察活動を支える人的基盤を強化することを目的として策定した。

2 府県警察学校等教官選抜要綱

(1) 教官として必要な資質及び能力の基準の策定

教官として必要な資質及び能力について、実務経験、教育経歴、年齢等につき、全国統一的な基準を策定

(2) 警察大学校教官養成科入校前置制度を柱とした任用手続を制度化

3 府県警察学校教官候補者名簿登載基準（任用基準）

項目	基準内容
能力的要素	警部若しくは警部補の階級にあること（ただし、現階級に昇任後1年以上経過していること。） 将来、府県警察を担い得る資質及び能力を有すること。 勤務成績が優秀であること。 担当教科を教授するに必要な実務経験を有していること。 法学的能力及び専門的実務能力を有していること。
人間的要素	後進の育成に対する使命感及び情熱を有していること。 明るく円満な性格で、豊かな人間性を有していること。 研究及び修養の重要性を十分に認識し、自ら謙虚に学び続ける意欲を持ち続けられること。
体力的要素	身体壮健であること。 術科、走訓練等について、学生に率先して積極的に実施できる体力、実力及び意欲を有していること。
教育経歴等	原則として、 警部については、警察大学校警部任用科の研修成績が優秀 警部補については、管区警察学校警部補任用科の研修成績が優秀 であること。
年齢的要素	原則として、 警部については、50歳以下 警部補については、45歳以下 であること（年齢は、任用年度の4月1日現在のものとする。）

学校教養改善検討委員会の設置と運用

1 委員会設置の経緯

警察改革要綱（教養部門の取り組むべき施策 教育の充実）

警察教養細則の改正（H13.3.16）

- ・第22条第1項～各級警察学校長に対する教授内容に関する調査研究の義務化
第2項～警察大学校長の助言その他の協力
- ・警察大学校に「学校教養改善検討委員会」及び専門分野ごとの「分科会」設置
(H13.5.7)

【構成】	委員 長	警大副校長
	副委員 長	長官官房参事官、警大教務部長
	委 員	長官官房人事課理事官、警大各教養部長
	分 科 会	各管区警察学校長、警視庁及び北海道警察学校長 警務警察・職務倫理教養分科会、生活安全警察教養分科会、 地域警察教養分科会、刑事警察教養分科会、交通警察教養分科会、 警備警察教養分科会、術科教養分科会、 教官教養分科会

2 委員会の任務

学校教育のより効果的かつ効率的な実施に資するための各級警察学校で行う課程の教授内容に関する調査研究を行う。

3 委員会の開催状況

警察学校における採用時教育及び昇任時教育の現状と問題点等についての協議のため、すでに3回の委員会を開催している。

一般職員対象の学校教育及び警察官の部門別任用時教育の改善

1 一般職員対象の学校教育の改善

(1) 総授業時間数の拡充

課程名	総授業時間数	
一般職員初任科	160時間	160時間
主任任用科	80時間	88時間
係長任用科	80時間	88時間
課長補佐任用科	80時間	100時間

(2) 教授内容の充実

課程名	職務倫理教育		管理教育		専門実務教育	
	14時間	24時間	12時間	14時間	20時間	26時間
一般職員初任科	14時間	24時間	12時間	14時間	20時間	26時間
主任任用科	8時間	20時間	12時間	14時間	20時間	26時間
係長任用科	8時間	18時間	18時間	20時間	18時間	24時間
課長補佐任用科	6時間	14時間	14時間	30時間	26時間	38時間

2 部門別任用時教育の改善

(1) 総授業時間数の拡充

課程名	総授業時間数	
生活安全任用科	160時間	176時間
刑事任用科	160時間	176時間
交通任用科	80時間	88時間
警備任用科	80時間	88時間

(2) 教授内容の充実

課程名	職務倫理		相談受理要領		被害者対策	
	0時間	2時間	0時間	2時間	0時間	2時間
生活安全任用科	0時間	2時間	0時間	2時間	0時間	2時間
刑事任用科	0時間	2時間	0時間	2時間	0時間	2時間
交通任用科	0時間	2時間	0時間	2時間	0時間	2時間
警備任用科	0時間	2時間	0時間	2時間	0時間	2時間

行政課題 警察改革への取組

評価の対象とする政策の名称 第4 「警察活動を支える人的基盤の強化」

1 精強な執行力の確保と一人一人の資質の向上 - b

1 政策の内容

種採用者等の人事管理の見直し

〔種採用者等について、現場経験の充実を図るなど育成方策を見直すことにより、一人一人の資質の向上を図り、国民の信頼回復を図る。〕

2 指標

(1) 警部補期間の延長状況(別紙1参照)

- ・ 平成10年採用者 約9ヶ月
- ・ 平成11年採用者 約10ヶ月
- ・ 平成12年採用者 約12ヶ月
- ・ 平成13年採用者 約13ヶ月

(2) 警部段階での各都道府県警察勤務状況(別紙2参照)

- ・ 平成12年1月現在 計0名
- ・ 平成13年1月現在 計2名
- ・ 平成14年1月現在 計3名

(3) 警視への昇任まで期間の延伸状況

- ・ 平成8年採用者(延伸前) 4年目警視昇任(平成11年)
- ・ 平成9年採用者 5年目警視昇任(平成13年)
- ・ 平成10年採用者 6年目警視昇任予定(平成15年)
- ・ 平成11年採用者 7年目警視昇任予定(平成17年)

(4) 本部長に任用する際の人事検討委員会の開催状況及び組織管理者研修の実施状況

- ・ 人事検討委員会(警察改革要綱策定以来) 計12回開催
- ・ 組織管理者研修(警察改革要綱策定以来) 計3回開催

(5) いわゆる推薦者の登用状況(別紙3参照)

- ・ 平成12年1月現在 警察庁課長0名、警察本部長等2名
- ・ 平成13年1月現在 警察庁課長2名、警察本部長等3名
- ・ 平成14年1月現在 警察庁課長3名、警察本部長等4名

(注) いわゆる推薦者とは、都道府県警察採用の優秀な警察官で、当該都道府県警察の推薦に基づき警部等の階級で警察庁に中途採用された者をいう。

3 経過の分析

(1) 推進状況

警部補期間の延長などにより、交番勤務、刑事勤務、交通勤務、生活安全勤務などの現場経験の充実が図られた。

警視への昇任を延伸することにより、県警察の課長に就任する以前に警察庁における行政官、第一線警察署課長代理、海外留学等の多様な経験を積ませることが可能となった。

厳格な人物審査、推薦者の積極的な登用などにより、適材適所の人事配置が図られた。

4 今後の課題

これまでの見直し内容の実態を踏まえ、適切な見直しの在り方について今後更に検討を進める必要がある。

公務員制度改革における人事制度の抜本の見直しを踏まえ、警察庁の種採用者等の人事評価、育成方策等についても今後更に検討を進める必要がある。

5 所管課 人事課

種 採 用 者 の 警 部 補 期 間 の 延 長

平成 1 0 年採用者以前

7ヶ月

9ヶ月

警察署勤務			本部勤務
地域課	刑事課	交通課又は生活安全課	同一の所属

平成 1 1 年採用者

7ヶ月

10ヶ月

警察署勤務			本部勤務
地域課	刑事課	交通課又は生活安全課	同一の所属

平成 1 2 年採用者

9ヶ月

12ヶ月

警察署勤務			本部勤務
地域課	刑事課	交通課又は生活安全課	同一の所属

平成 1 3 年採用者

9ヶ月

13ヶ月

警察署勤務			本部勤務
地域課	刑事課	交通課又は生活安全課	同一の所属

* 標準的な配置状況を記載した

* 配置日数については概ねの月数

警部段階での各都道府県警察勤務状況

警察改革の推進以前（平成12年1月1日現在）	計0名
平成13年1月1日現在	計2名
警察署生活安全課課長代理	1名
警察署刑事課課長代理	1名
平成14年1月1日現在	計3名
警察署生活安全課課長代理	1名
警察署刑事課課長代理	1名
生活安全特別捜査隊付	1名

いわゆる推薦者の登用状況

警察改革の推進以前（平成12年1月1日現在）

警察庁課長 0名

警察本部長 1名（石川県警察本部長）

方面本部長 1名（北見方面本部長）

平成13年1月1日現在

警察庁課長 2名（交通指導課長、公安第二課長）

警察本部長 1名（岩手県警察本部長）

方面本部長 2名（旭川方面本部長、北見方面本部長）

平成14年1月1日現在

警察庁課長 3名（鑑識課長、交通指導課長、公安第二課長）

警察本部長 2名（岩手県警察本部長、富山県警察本部長）

方面本部長 2名（旭川方面本部長、北見方面本部長）

行政課題 警察改革への取組

評価の対象とする政策の名称 第4 「警察活動を支える人的基盤の強化」

1 精強な執行力の確保と一人一人の資質の向上 - C

1 政策の内容

職務執行の中核たる警部補の在り方の見直し

職務執行の中核たる警部補の在り方を見直し、指揮命令系統を明確化して業務の円滑な遂行を確保することにより、十分な執行力を確保し、国民の信頼回復を図る。

2 指標

(1) 警部補の在り方の見直し内容

各都道府県警察において、以下の点に留意しつつ、その実情に応じた効果的な対策を策定し、実施することを検討している。

ア 適正な昇任管理

真に警部補にふさわしい能力を有し、責任を担うことのできる職員を昇任させるよう、昇任試験の在り方を改善するなどの見直し。

イ 弾力的かつ適正な定員管理

適正な昇任管理に資するため、警部補の階級枠を弾力的に運用できるようにするなどの見直し。

ウ 配置・運用

係内における職責の明確化を図るなど組織の活性化を推進するための見直し。

エ 警部補に対する意識付けの徹底

個々のポストに求められる役割を明確に説明し、十分に理解させるなどの見直し。

オ 警部補に係る教育の充実

警部補任用時教育の期間を延長するとともに、教育内容に変更を加えるなどの見直し。

カ 警部補のみにとらわれない多角的な見直し

警部補の上級に当たる警部についての在り方についても検討するなどの見直し。

(2) 各都道府県警察における見直し等

- ・ 大量退職時代等に伴う大量の警部補枠充当に対する弾力的かつ適正な定員管理を図るため、19道県において一時的に警部補枠を下位の巡查部長枠に流用するための条例等の改正を実施。
- ・ 11県において、警部補としての資質・能力をよりの確に判断するために昇任試験制度の改正を実施。
- ・ 警部補内において指揮命令権、調整権等を付与し、職員間のもたれ合いを廃止し係内の責任の明確化を推進。
(詳細は別添のとおり)

3 経過の分析

能力・資質を的確に反映した昇任審査が行われることにより、職務執行の中核たる警部補にふさわしい人材の昇任を図っている。

職務執行の中核たる警部補内で個々の責任が明確化することにより、係内の迅速かつ的確な意思決定が図られるようにしている。

4 今後の課題

公務員制度改革における人事制度の抜本の見直しを踏まえ、職責の異なる上位の警部補と下位の警部補の処遇等について今後更に検討を進めていく。

5 所管課

人事課

各都道府県警察における警部補の在り方の見直し状況

職制の二分化（3県）

係長と主査など警部補内における職制を二分化することにより、上位警部補と下位警部補間の責任を明確化する。

指揮命令権の運用（23県）

同一係内で上位に位置する警部補に指揮命令権を付与し、責任を明確化する。

調整権の運用（14県）

同一係内で上位に位置する警部補に調整権を付与し、責任を明確化する。

現行係長制度の運用（6県）

1係に1警部補を配置することにより、係内で同一階級の警部補が存在することを避け、責任を明確化する。

専門官制度の運用（1県）

スタッフ職である専門官に警部補を配置し、ライン職である係長の警部補との責任を明確に分化する。

行政課題 警察改革への取組

評価の対象とする政策の名称 第4 「警察活動を支える人的基盤の強化」

1 精強な執行力の確保と一人一人の資質の向上 - d

1 政策の内容

優秀かつ多様な人材の確保と活用

〔真に警察官たるにふさわしい者の採用に努めることにより、十分な精強な執行力を確保し、国民の信頼回復を図る。〕

2 指標

(1) 採用試験時における競争倍率等

より多くの受験者を確保するために、募集要項のホームページへの掲載、採用ポスターの作成・掲示、大学での説明会の開催等積極的な募集活動に取り組んでいる。

平成12年度 受験者数 134,611人、合格者数 8,921人、競争倍率 15.1倍

平成13年度 受験者数 159,356人、合格者数 13,227人、競争倍率 12.0倍

(別添1参照)

(2) 採用試験の在り方の見直し

人物重視の採用試験へ転換を推進

(別添2参照)

(3) 中途採用者・特別採用者の採用者数(平成14年4月1日現在)

・ 中途採用者数 161名

・ 特別採用者数 405名

(別添3、4参照)

3 経過の分析

一定の競争倍率を維持しながら人物重視の採用を行うことによって、真に警察官たるにふさわしい者の採用に努めている。

コンピューター、財務等の専門的能力を有する者を能力に応じた階級に位置付けた上で民間部門等から採用する中途採用、特定の知識及び技能を有する者を特別枠を設け新規採用する特別採用を積極的に活用することによって、優秀かつ多様な人材の確保を図っている。

4 今後の課題

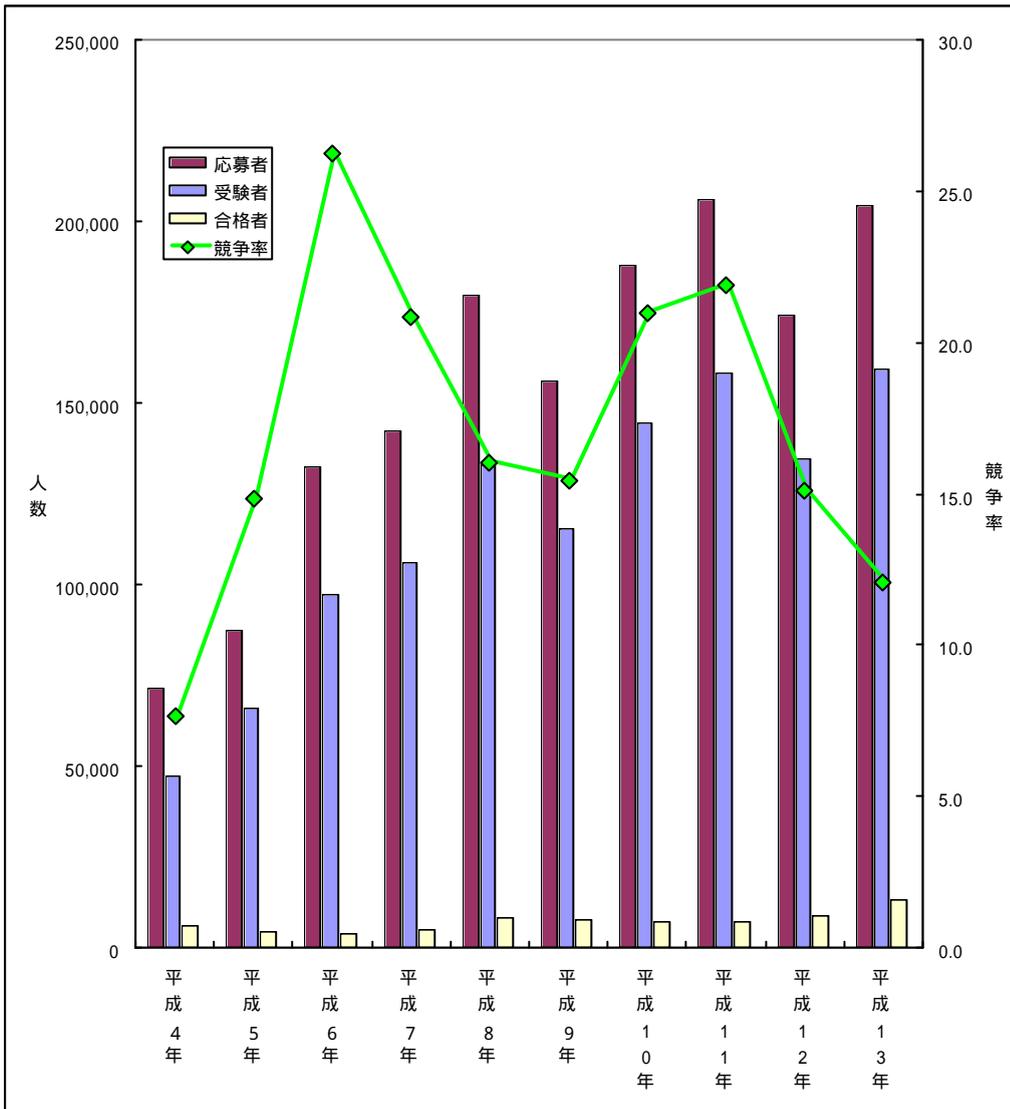
大量退職時代を迎えるに当たり、警察力を確保するために警察官を大量に採用する必要があるが、警察官たるにふさわしい優秀な人材を確保するため、人物重視の採用に向けた方策について一層の検討を進めていく。

5 所管課

人事課

過去10年間の警察官採用試験実施状況

別添1



	平成4年	平成5年	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年
応募者	71,397	87,324	132,307	142,274	179,821	155,979	188,118	206,060	174,349	204,429
受験者	47,191	66,176	97,274	106,000	132,774	115,329	144,667	158,217	134,611	159,356
合格者	6,148	4,469	3,711	5,088	8,284	7,474	6,894	7,234	8,921	13,227
競争率	7.7	14.8	26.2	20.8	16.0	15.4	21.0	21.9	15.1	12.0

	平成4年	平成5年	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年
応募者	71,397	87,324	132,307	142,274	179,821	155,979	188,118	206,060	174,349	204,429
大卒	19,264	27,595	50,025	63,156	83,433	75,630	95,236	110,961	98,952	112,354
高卒	36,653	40,031	55,883	54,258	65,520	54,501	62,198	62,167	48,795	62,055
女性	15,480	19,698	26,399	24,860	30,868	25,848	30,684	32,932	26,602	30,020
	(43)	(39)	(43)	(42)	(43)	(41)	(41)	(45)	(46)	(46)
受験者	47,191	66,176	97,274	106,000	132,774	115,329	144,667	158,217	134,611	159,356
大卒	10,409	19,290	35,131	46,337	61,125	55,725	73,259	85,508	76,772	87,961
高卒	24,843	31,676	41,967	40,737	48,579	40,198	47,826	47,860	38,332	48,277
女性	11,939	15,210	20,176	18,926	23,070	19,406	23,582	24,849	19,507	23,118
合格者	6,148	4,469	3,711	5,088	8,284	7,474	6,894	7,234	8,921	13,227
大卒	2,537	2,323	2,014	2,985	5,102	4,606	4,235	4,658	5,650	8,472
高卒	2,815	1,589	1,171	1,523	2,370	2,172	2,006	1,927	2,477	3,459
女性	796	557	526	580	812	696	653	649	794	1,296
競争率	7.7	14.8	26.2	20.8	16.0	15.4	21.0	21.9	15.1	12.0
大卒	4.1	8.3	17.4	15.5	12.0	12.1	17.3	18.4	13.6	10.4
高卒	8.8	19.9	35.8	26.7	20.5	18.5	23.8	24.8	15.5	14.0
女性	15.0	27.3	38.4	32.6	28.4	27.9	36.1	38.3	24.6	17.8

(注) 応募者 女性欄の()内数は、当該年度の試験実施県数である。

採用試験の在り方の見直し

人物重視の採用試験に向け、各都道府県警察では以下のような見直しを行っている。

一次試験合格者数の増加

採用試験に占める面接配点の増加

面接時間の増加

面接試験官の面接技能の向上

中途採用取組状況

採用状況

	専門分野				
	財務	国際	ハイテク	科(化)学	合計
H12.4.1現在	44	46	32	11	133
H13.4.1現在	46	45	50	9	150
H14.4.1現在	47	51	53	10	161

* 数字は人数

階級別内訳

	階 級				合計
	警視	警部	警部補	巡査部長	
H12.4.1現在	1	18	37	77	133
H13.4.1現在		21	51	78	150
H14.4.1現在		18	50	93	161

* 数字は人数

特別採用取組状況

平成14年4月1日現在

府県名	試験区分名	受験資格・年齢・試験科目等	昇任・給与格付	採用状況
栃 木	財務	21歳以上33歳未満、学歴不問 日商簿記1級程度	一般区分に同じ	H10年度から実施 H11. 4-2人(財務1、国際1) H12. 4-2人(財務1、国際1) H13. 4-2人(財務1、国際1) H13.10-2人(財務1、国際1) H14. 4-1人(情報1) 合計 9人
	国際(各種外国語)	21歳以上33歳未満、学歴不問 語学堪能な者		
	情報	21歳以上33歳未満、学歴不問 情報処理技術者資格を有する者		
埼 玉	国際捜査 類 (各種外国語)	年齢・学歴は 類に同じ 専門語学力試験有り	一般大卒に同じ 専門性、適性を活かせる人事配置	H6年度から実施 H7.4-3人 H8.4-3人 H9.4-3人 H10.4-1人 H11.4-4人 H12.4-4人 H13.4-5人 H14.4-2人 合計 25人
静 岡	社会人経験者	33歳以下の大卒者 民間企業での勤務経験2年以上 面接試験で経験内容を評価	一般大卒に同じ	H7年度試験から実施 H7.10-25人 H8.10-35人 H9.10-21人 H11.4-12人 合計 93人 H11年度から特別採用 に変更
	語学 情報処理 財務会計 心理相談	言語・資格を限定 民間企業で関連職務経験2年以上 金融機関における貸付審査等財務 分析能力を必要とする業務に2年 以上従事したい経験のある者 大学で心理学を専修する学科また はこれに相当する課程を修めた者 いずれも33歳以下の大学卒、面接 試験で経験等を評価。 専門分野試験有り。	一般大卒に同じ	
愛 知	語学 (各種外国語) 情報管理	年齢、学歴はA区分に同じ 専門試験あり	一般大卒に同じ	H14年度から実施 語学(中国語、ポ ルトガル語、ペ ルシャ 語)
三 重	語学 (各種外国語)	年齢、学歴はA・B区分に同じ 専門語学試験有り	一般区分に同じ 専門性、適性を活かせる配置	H11年度から実施 H12.4-1人(英語) H13.4-2人(ポルトガル語、北京語) H14.4-1人(北京語) 合計 4人
兵 庫	社会人経験者 (平成13年度よ り区分として新 設)	S A ~ 25歳以上30歳以下、正規職 員としての職務経歴3年以上 S B ~ 18歳以上30歳以下、正規職 員としての職務経歴3年以上 教養試験(五肢択一式)を50問中 40問選択解答制	一般区分に同じ	H8年度試験から実施 (A区分) H8.9-25人 H9.10-11人 H10.12-15人 H11.10-11人 H12.12-11人 (B区分) H8.12-2人 H9.12-5人 H10.10-6人 H11.12-7人 H13.4-2人 合計 95人
福 岡	C級試験	法律・経済・語学・情報工学・化 学の区分 21歳以上30歳以下 学歴・性別不問 専門的知識・能力を有する者 教養試験、専門試験、2次論文試 験を実施	初任給を2級格付 昇任資格は一般大卒 と同じ 原則として捜査部門 に配置	H7年度試験から実施 H8.4-12人 H9.4-18人 H10.4-20人 H11.4-18人 H12.4-22人 H13.4-23人 H14.4-25人 合計 138人

府県名	試験区分名	受験資格・年齢・試験科目等	昇任・給与格付	採用状況
長 崎	語学(英語) 情報処理	年齢は 類(一般)区分と同じ 学歴不問 大学既卒、卒見は 類(一般)区分との併願可 一般区分と同じ教養試験及び選択試験	類(一般)区分に 同じ	H13年度試験から実施 H14年度試験から学歴撤廃 H13-1人(情報) 合計 1人
大 分	語学(英語) (北京語)	年齢、学歴はA区分に同じ 一般公募による競争試験 ヒアリング試験有り	一般大卒に同じ	H6年度試験から実施 H7.4-6人 H8.4-3人 H9.4-1人 H10.4-5人 H11.4-3人 H13.4-5人 H14.4-2人
	経験者採用特別試験	語学・財務管理・情報工学・化学 ・各種スポーツの区分 21歳以上33歳未満 学歴はA区分と同じ 専門語学試験等有り	一般大卒に同じ 巡査部長受験資格を 6ヶ月短縮	合計 25人 (英語-16人、中国語4人、 情報処理4人、財務1人)

行政課題 警察改革への取組

評価の対象とする政策の名称 第4 「警察活動を支える人的基盤の強化」

1 精強な執行力の確保と一人一人の資質の向上 - e

1 政策の内容

女性警察官の積極的な活用

女性警察官の能力や特性を効果的に活用し、ストーカー事案等の新たな治安上の課題に的確に対処することにより十分な執行力を確保し、国民の信頼回復を図る。

2 指標

(1) 全警察官に占める女性警察官の推移(別紙1参照)

都道府県警察に勤務する女性警察官の総数

平成12年4月1日現在 8,520人(全警察官の約3.7%)

平成13年4月1日現在 8,807人(全警察官の約3.8%)

平成14年4月1日現在 9,390人(全警察官の約4.0%)

(2) 女性警察官の職域の拡大状況

従来、交通部門中心であった職域が、留置業務、被害者対策(総・警務部門)、生活経済事犯捜査(生活安全部門)、強行犯捜査(刑事部門)等の職域に拡大している。(別紙2参照)

3 経過の分析

(1) 推進状況

新たな治安上の課題であるストーカー事案、配偶者間暴力、児童虐待、性犯罪等の事象への取組み、あるいは、被害者対策を推進していく上で、女性警察官の能力や特性を生かすことよって的確に対処することが可能となった。

(2) 問題点

育児休業期間中に代替要員を得ることが難しい場合がある。

4 今後の課題

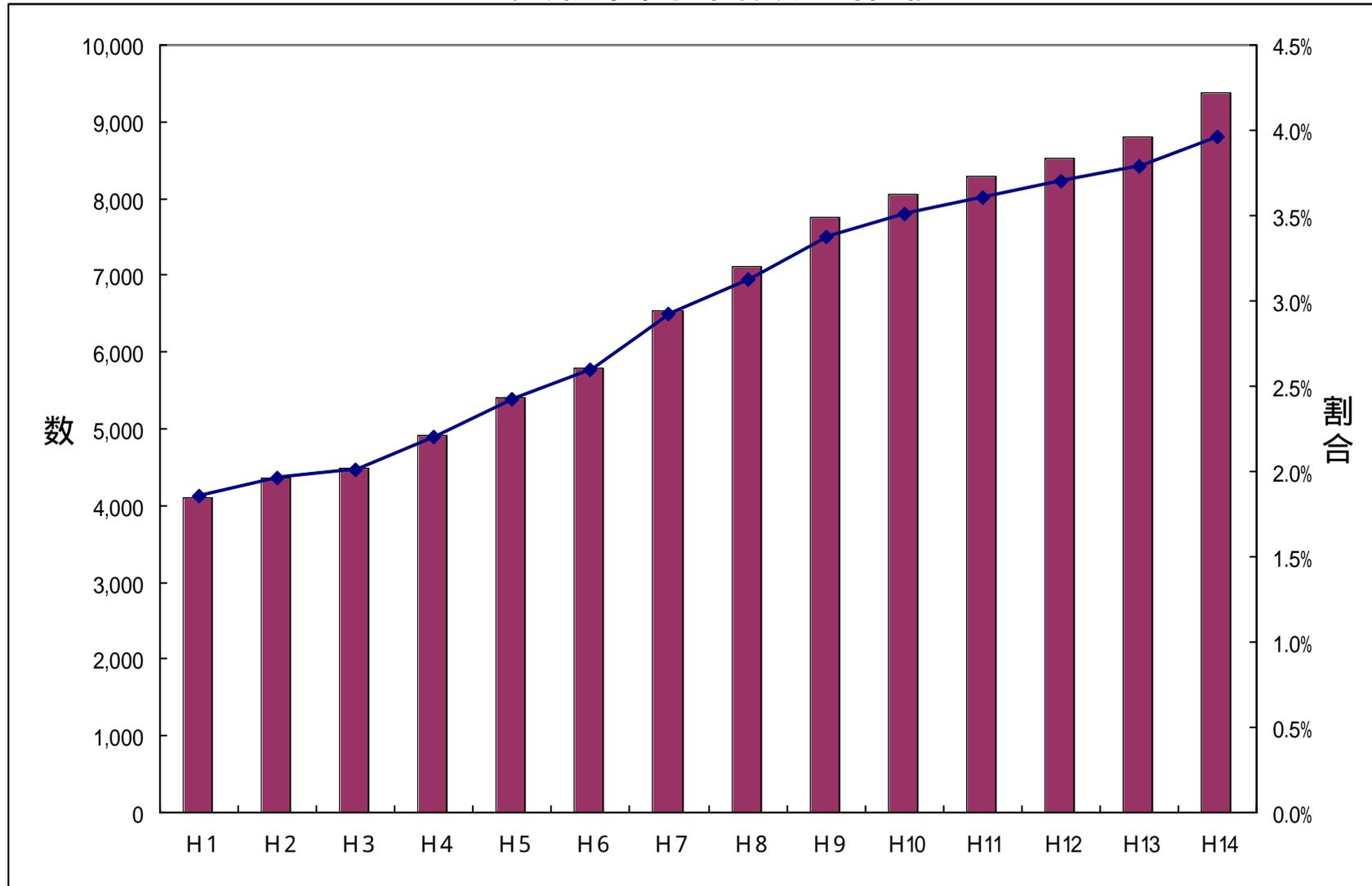
男女共同参画社会の基本理念や改正男女雇用機会均等法の趣旨等を踏まえ、女性警察官の積極的な活用について、今後更に検討を進めていく。

女性警察官を積極的に活用するためには、女性警察官が、家事、育児等に従事しながらも仕事に専念できるよう、更衣室や休憩室等の整備やベビーシッター制度等の育児・介護を支援するための制度の導入等により職場環境の改善に努める。

5 所管課

人事課

女性警察官数の推移



	H 1	H 2	H 3	H 4	H 5	H 6	H 7	H 8	H 9	H 10	H 11	H 12	H 13	H 14
条例定員	221,475	222,375	222,929	222,966	223,031	223,256	224,294	228,079	229,791	229,907	230,000	230,186	232,591	237,056
女性警察官	4,101	4,369	4,484	4,919	5,406	5,801	6,546	7,124	7,754	8,058	8,298	8,520	8,807	9,390
割合	1.9%	2.0%	2.0%	2.2%	2.4%	2.6%	2.9%	3.1%	3.4%	3.5%	3.6%	3.7%	3.8%	4.0%

女性警察官の職域拡大状況

女性警察官の配置状況

	総・警務部門	生活安全部門	地域部門	刑事部門	交通部門	警備部門	初任科生
H12.4.1現在	1,026	870	1,722	1,029	2,917	297	659
H13.4.1現在	1,013	1,007	1,786	1,140	2,865	273	723
H14.4.1現在	1,228	1,093	1,775	1,170	2,745	303	1,076

* 単位は人

行政課題 警察改革への取組

評価の対象とする政策の名称 第4 「警察活動を支える人的基盤の強化」

2 業務の合理化と地方警察官の計画的増員

1 政策の内容

徹底した合理化による人員の配置、運用の見直し

効率性の追求

国民のための警察活動を強化するための地方警察官の計画的増員

犯罪の著しい増加や新しい治安課題の出現等治安情勢は悪化の一途をたどるとともに、国民の身近な犯罪の増加により国民の間に治安に対する不安感が増大しており、このような厳しい治安情勢に的確に対処し、国民が真に求めている安全と安心を確保するための体制を確立するために、徹底的な合理化を前提として地方警察官の計画的増員を行う。

2 指標

(1) 合理化関係

各都道府県警察において、すべての部門の人員の配置、運用を徹底的に見直した上で、国民の身近な要望等にこたえ、また、複雑、多様化する警察事象に立ち向かう体制を確立するため、最も効果的な人員の再配置を行う。

ア 合理化の方策

管理部門・デスク部門の削減

業務の在り方に踏み込んだ見直し

- ・ 機動隊の削減
 - ・ 本部所属の統合又は廃止
- 効率的な業務運営に資する組織の見直し

- ・ 所属・系の統合

人員の効率的な運用

- ・ 機動隊及び管区機動隊の効率的運用
- ・ 本部執行隊の総合的運用

イ 合理化の推進状況

平成13年春の異動期まで

約9,500人分の合理化

平成13年春の異動期から平成14年春の異動期まで

約1,700人分の合理化

(2) 地方警察官増員関係

ア 平成13年度増員

(ア) 増員容認項目

国民の身近な要望等に応えるための体制の確立

- ・ 交番機能の強化
 - ・ ストーカー対策の強化
 - ・ 交通事故事件捜査の強化
 - ・ 告訴・告発事件捜査の強化
 - ・ 新たな苦情処理システムの構築
- 複雑・多様化する警察事象に立ち向かうための体制の確立
- ・ 凶悪少年事件対策の強化
 - ・ 覚せい剤事犯捜査の強化
 - ・ 来日外国人犯罪捜査の強化
 - ・ 産業廃棄物不法投棄事犯等捜査の強化
 - ・ 被害者対策の推進

(イ) 増員数

著しく業務負担が重い12県で合計2,580人。

イ 平成14年度増員

(ア) 増員容認項目

国民に身近な犯罪の防圧・検挙、国民の不安の解消

- ・ 街頭犯罪対策の強化
 - ・ 交番機能の強化
 - ・ ストーカー対策の強化
 - ・ 犯罪被害者対策の強化
 - ・ 交通事故事件捜査の強化
 - ・ 告訴・告発事件捜査の強化
- 複雑多様化する警察事象への対応
- ・ 来日外国人組織犯罪捜査の強化
 - ・ 不法滞在者対策の強化
 - ・ 覚せい剤事犯捜査の強化
 - ・ 凶悪少年事件対策の強化
 - ・ 産業廃棄物不法投棄事犯等捜査の強化

犯罪の増加に伴う留置管理体制の確立

(イ) 増員数

全国的規模(45都道府県)で合計4,500人。

(別添1参照)

3 経過の分析

(1) 推進状況

ア 都道府県警察における部門別配置基準の見直しにより、生活安全・地域・刑事部門の要員が増強され、ストーカー対策、覚せい剤事犯捜査、交番機能の強化、来日外国人組織犯罪捜査や街頭犯罪対策等が図られている**(別添2参照)**。

イ 平成13年度増員については、そのすべてについて採用を完了し、警察学校における初任教育を終了した者が順次、第一線に配置となっている。また、平成1

4年度増員分については、年度内に採用を完了すべく、採用者の資質に配慮した採用活動を推進中である。

(2) 問題点

ア 増員分が配置基準に反映されるのは、多くの県において警察学校における初任教育終了後となり、採用即現場執行力の強化につながるものではないことから、可能な限り速やかな採用が求められる。

イ 増員が措置された県においては、毎年の退職者分（定年、勸奨等）の採用に加えて増員分を採用しなければならないことから、採用者の資質の確保、警察学校における初任教育の充実等が求められる。

4 今後の課題

(1) 合理化関係

組織・業務の合理化は、そのときどきの情勢に応じて不断に行うべきものであり、また、厳しい財政状況の下、地方警察官の増員に対する国民の理解を得るためには、引き続き徹底的な合理化を進めていく。

(2) 地方警察官増員関係

危険水域にある日本の治安を速やかに回復し、国民が真に求めている安全と安心を確保するためには、徹底的な合理化を行ってもなお不足する要員について緊急に増員を図る必要があり、平成14年度を初年度として打ち立てた地方警察官1万人緊急増員3か年計画の実現に向け検討を進めていく。

5 所管課

人事課

平成 1 3 年地方警察官増員数

都道府県		増員数
北海道		
東	青森	
	岩手	
北	宮城	130人
	秋田	
	山形	
福島		
警視庁		
関	茨城	180人
	栃木	125人
	群馬	130人
	埼玉	400人
	千葉	375人
	神奈川	360人
東	新潟	
	山梨	
	長野	
	静岡	240人
中	富山	
	石川	
	福井	
	岐阜	135人
	愛知	315人
近	三重	
	滋賀	90人
	京都	
	大阪	
	兵庫	
畿	奈良	100人
	和歌山	
中	鳥取	
	島根	
	岡山	
	広島	
四	山口	
	徳島	
	香川	
	愛媛	
九	高知	
	福岡	
	佐賀	
	長崎	
州	熊本	
	大分	
	宮崎	
	鹿児島	
	沖縄	
合計		2,580人

平成 1 4 年度地方警察官増員数

都道府県		増員数
北海道		260人
東	青森	40人
	岩手	20人
北	宮城	40人
	秋田	20人
	山形	30人
福島		80人
警視庁		130人
関	茨城	120人
	栃木	90人
	群馬	90人
	埼玉	380人
	千葉	290人
	神奈川	360人
東	新潟	100人
	山梨	40人
	長野	80人
	静岡	140人
中	富山	30人
	石川	50人
	福井	50人
	岐阜	70人
	愛知	270人
近	三重	90人
	滋賀	50人
	京都	30人
	大阪	170人
	兵庫	260人
畿	奈良	40人
	和歌山	40人
中	鳥取	10人
	島根	10人
	岡山	80人
	広島	140人
四	山口	
	徳島	30人
	香川	50人
	愛媛	50人
九	高知	20人
	福岡	320人
	佐賀	40人
	長崎	
州	熊本	90人
	大分	40人
	宮崎	50人
	鹿児島	60人
	沖縄	50人
合計		4,500人

都道府県警察における配置基準の推移

	生活安全	地域	刑事	交通	警備	その他	合計
平成12年度	15,447	83,696	35,044	34,848	28,057	33,094	230,186
平成13年度	16,907	83,675	35,839	34,742	26,226	35,202	232,591
前年度比	1,460	-21	795	-106	-1,831	2,108	2,405
平成14年度	17,426	84,359	36,502	34,881	25,987	37,901	237,056
前年度比	519	684	663	139	-239	2,699	4,465

「その他」は、人事、会計、厚生等の管理部門や警察学校初任科生のほか、近年体制強化の必要性が高まっている留置管理、警察安全相談、被害者対策等を含む。